

徐幹中論校注(下)

池田秀三

謹交第十二

民之好交遊也。不及聖王之世乎。古之不交遊者。將以自求乎。昔聖王之治其民也。任之以九職。糾之以八刑。導之以五禮。訓之以六樂。教之以三物。習之以六容。使民勞而不至於困。逸而不至於荒。當此之時。四海之內。進德脩業。勤事而不暇。詎敢淫心舍力。作爲非務。以害休功者乎。自王公至於列士。莫不成正畏相。厥職有恭。不敢自暇自逸。故春秋外傳曰。天子大采朝日。與三公九卿祖識地德。日中考政。與百官之政事師尹惟旅牧相。宣序民事。少采夕月。與太史司載糾虔天刑。日入。監九御。潔奉禘郊之粢盛。而後即安。諸侯朝脩天子之業命。晝考其國職。夕省其典刑。夜警其百工。使無惰淫。而後即安。卿大夫朝考其職。晝講其庶政。夕序其業。夜庀其家事。而後即安。士朝而受業。晝而講貫。夕而習復。夜而計過無憾。而後即安。正歲使有司令於官府曰。各脩乃職。考乃法。備乃事。以聽王命。其有不恭。則邦有大刑。由此觀之。不務交遊者。非政之惡也。心存於職業而不遑也。且先王之教。官旣不以交遊導民。而鄉之考德。又不以交遊舉賢。是以不禁其民。而民自舍之。及周之衰。而交遊興矣。問者曰。吾子著書。稱君子之有交。求賢交也。今稱交非古也。然則古之君子無賢交歟。曰。異哉。子之不通於大倫也。若夫不出戶庭。坐於空室之中。雖魑魅魍魎。將不吾覲。而況乎賢人乎。今子不察吾所謂交遊之實。而難其名。名有同而實異者矣。名有異而實同者矣。故君子於是倫也。務於其實而無譏其名。吾稱古之不交遊者。不謂嚮屋漏而

居也。今之好交遊者，非謂長沐雨乎中路者也。古之君子，因王事之閒^(十二)，則奉贄以見其同僚及國中之賢者。其於宴樂也，言仁義而不及名利。君子未命者，亦因農事之隙，奉贄以見其鄉黨同志。及夫古之賢者亦然。則何爲其不獲賢交哉。非有釋王事，廢交業，遊遠邦，曠年歲者也。故古之交也近。今之交也遠。古之交也寡。今之交也衆。古之交也爲求賢。今之交也爲名利而已矣。古之立國也，有四民焉。執契脩版圖，奉聖王之法。治禮義之中。謂之士。竭力以盡地利。謂之農夫。審曲直形勢。飭五材以別民器^(十三)。謂之百工。通四方之珍異以資之。謂之商旅。各世其事。毋遷其業。少而習之。其心安之。則若性然。而功不休也。故其處之也。各從其俗^(十三)。不使相奪。所以一其耳目也。不勤乎四職者。謂之窮民^(十四)。役諸園土。凡民出入行止。會聚飲食。皆有其節。不得怠荒。以妨生務。以麗罪罰。然則安有羣行方外而專治交遊者乎。是故五家爲比。使之相保。比有長。五比爲閭。使之相憂^(十五)。閭有胥。四閭爲族。使之相葬。族有師。五族爲黨。使之相救。黨有正。五黨爲州。使之相賙。州有長。五州爲鄉。使之相賓。鄉有大夫。必有聰明慈惠之人。使各掌其鄉之政教禁令。正月之吉。受法於司徒。退而頒之于其州黨族閭比之羣吏。各以教其所治之民。以考其德行。察其道藝。以歲時登其夫家^(十六)。察其衆寡。凡民之有德行道藝者。比以告閭。閭以告族。族以告黨。黨以告州。州以告鄉。鄉以告^(十七)。民有罪奇袤者。比以告亦如之。有善而不以告。謂之蔽賢。蔽賢有罰。有惡而不以告。謂之黨逆。黨逆亦有罰。故民不得有遺善。亦不得有隱惡。鄉大夫三年則大比。而興賢能者。鄉老及鄉大夫羣吏獻賢能之書於王。王拜受之。登於天府。其爵之命也。各隨其才之所宜。不以大司小。不以輕任重。故書曰。百僚師師。百工惟時。此先王取士官人之法也。故其民莫不反本而自求。慎德而積小。知福祚之來。不由於人也。故無交遊之事。無請託之端。心澄體靜。恬然自得。咸相率以正道。相厲以誠怒。姦說不興。邪陂自息矣。世之衰矣^(十九)。上無明天子。下無賢諸侯。君不識是非。臣不辯黑白^(二十)。取士不由於鄉黨。考行不本於閭閻^(二十一)。多助者爲賢才。寡助者爲不肖^(二十二)。序爵聽無證之論。班祿采方國之謠。民見其如此者。知富貴可以從衆爲也。知名譽可以虛譁獲也^(二十三)。乃離其父兄。去其邑里。不脩道藝。不治德行。講偶時之說。結比周之黨。汲汲皇皇。無日以處。更相歎揚。迭爲表裏。構机生華。憔悴布衣。以欺人主惑宰相。竊選舉盜榮寵者。不

可勝數也。既獲者賢己而遂往。羨慕者並驅而追之。悠悠皆是。孰能不然者乎。桓靈之世。其甚者也。自公卿大夫。州牧郡守。王事不恤。賓客爲務。(二十四)冠蓋填門。(二十五)儒服塞道。(二十六)饑不暇餐。倦不獲已。殷殷沍沍。俾夜作晝。下及小司。列城墨綬。莫不相高以得人。自矜以下士。星言夙駕。送往迎來。亭傳常滿。(二十八)吏卒侍門。(二十九)炬火夜行。闔寺不閉。(三十)把臂捩腕。扣天矢誓。推託恩好。不較輕重。文書委於官曹。繫囚積於囹圄。而不遑省也。詳察其爲也。非欲憂國恤民。謀道講德也。徒營己治私。求勢逐利而已。有策名於朝而稱門生於富貴之家者。比屋有之。爲之師而無以教。(三十一)弟子亦不受業。然其於事也。至乎懷丈夫之容而襲婢妾之態。或奉貨而行賂。以自固結。求志屬託。規圖仕進。然擲目指掌。高談大語。若此之類。言之猶可羞。而行之者不知恥。嗟乎。王教之敗。乃至於斯乎。(三十二)且夫交遊者出也。或身歿於他邦。或幼長而不歸。父母懷繄獨之思。室人抱東山之哀。親戚隔絕。閨門分離。無罪無辜。而亡命是效。古者行役。過時不反。猶作詩刺怨。故四月之篇。稱先祖匪人。胡寧忍予。又況無君命而自爲之者乎。以此論之。則交遊乎外。久而不歸者。非仁人之情也。

校記

- (一) 「遊」、胡本同、他本皆作「游」、下全同、梁氏云、「游遊、古今字、」
- (二) 「者」、胡本同、他本皆作「也」、按、諸本非是、
- (三) 俞云、「尙書酒誥篇、自成湯咸至于帝乙、成王畏相、惟御事、厥棐有恭、不敢自暇自逸、即此文所本、書作成王畏相、此作成正畏相、書作厥棐有恭、此作厥職有恭、自來考今古文異同者所未及也、」
- (四) 「惟」、今本(明道本及公序本)國語作「維」、
- (五) 今本國語句上有「使」字、梁氏云、「當據補、」
- (六) 「脩」、胡本·程本同、杜本·王本·子書本(百子本)作「修」、明道本作修、公序本作脩、
- (七) 今本國語「警」作「傲」、無「其」字、梁氏云、「傲與警同、一切經音義卷一、警、古文作傲、」
- (八) 今本國語無「而」字、

- (九) 「講」底本作「詳」、諸本皆作講、今本國語同、今據諸本改、
- (十) 正歲使有司至則邦有大刑、札記云、「案、以上三十三字、不見外傳、乃周官小宰文、語小異、」
- (十一) 「聞」底本作「聞」、胡本·程本同、杜本·錢本作聞、何本·王本·子書本(百子本)作聞、梁氏云、「程本誤、」今據杜本改、
- (十二) 「民」、何本·王本·子書本(百子本)作「名」、誤、
- (十三) 「俗」、胡本同、他本皆作「族」、
- (十四) 俞云、「周官大司徒、以圜土聚教罷民、又曰、以肺石達窮民、然則役諸圜土者、罷民而非窮民也、此文謂之窮民、乃罷民之誤、」按、俞說似是、而今姑從舊、
- (十五) 札記云、「按、此周禮大司徒文、憂本作受、」俞云、「周官大司徒職作使之相受、然憂字義亦通也、」
- (十六) 「夫家」原文作「大夫」、俞云、「大夫當作夫家、周官鄉大夫職曰、以歲時登其夫家之衆寡、即此文所本也、民數篇曰、戶口漏於國版、夫家脫於聯伍、亦用周官夫家字可證、」按、俞說是也、今從而改、
- (十七) 「鄉」底本作「賓」、諸本皆作鄉、今據諸本改、
- (十八) 札記云、「告下當有脫字、」梁氏云、「王本句末有大夫二字、近是、」按、梁說非是、王本無據而妄補二字而已、不足據、又按、告下當脫司徒二字、六鄉屬司徒、以次而告、則當上達於司徒矣、按王制云、命鄉論秀士、升之司徒曰選士、(注、移名於司徒也、秀士、大夫所考有德行道藝者、)此乃是事也、又云、司徒命鄉簡不帥教者以告、(注、鄉屬司徒、)既以不帥教者告司徒、則有德行道藝者亦以告司徒、明矣、惟以無別證、今姑從舊、
- (十九) 札記云、「矣字疑當作也、」梁氏云、「案、矣也古通用、」按、梁說是也、
- (二十) 「辯」、胡本同、他本皆作「辨」、
- (二十一) 意林「闕閱」作「闕閱」、
- (二十二) 意林、上「爲」作「稱」、下「爲」作「謂」、又「寡助」作「少愛」、梁氏云、「案、爲謂通用、謂稱義同、」
- (二十三) 俞云、「從衆疑當作徒衆、虛譁疑當作虛華、皆字之誤、」
- (二十四) 藝文類聚卷二二引「填」作「闕」、梁氏云、「古字通用、」按、梁說是也、
- (二十五) 類聚作「服膺盈道」、

(二六) 「饑」、杜本作「飢」、

(二七) 「高」原文作「商」、俞云、「相商無義、當作相高、」梁氏云、「相高與自矜、相對成義、俞說是、」按、俞・梁說是、今從而改、

(二八) 類聚「亭」作「停」、

(二九) 「侍門」原文作「傳問」、類聚作侍門、梁氏云、「案、傳門無義、傳涉上文而誤、作侍門、是也、」按、梁說是也、今據類聚改、

(三〇) 類聚「閉」作「關」、梁氏云、「閉關、義同、」

(三一) 類聚無「之」「而」二字、句末有「訓」字、錢本據類聚(札記誤作治要)改、按、原文類聚、義同兩通、今仍從舊、

(三二) 札記云、「類聚引在東山之哀句下、斯作此、其下云、林宗之時、所謂交遊者也、輕位不仕者、則有巢許之高、廢職待客者、有仲尼之

稱、委視遠學者、則有優游之美、是以各眩其名、而忘天下之亂也、疑今本有脫簡、而類聚所引、或不免顛倒刪節、今姑仍原本、而附著於此、」按、錢說是也、今姑從舊、

交^①はりを謹^②む第十二

民の交遊^②を好むや、聖王の世に及ばざるか。古^③の交遊^②せざりしは、將^④た以て自ら求むるか。昔 聖王の其の民を治むるや、之^④を任ずるに九職を以てし、之^⑤を糾^⑤すに八刑を以てし、之^⑥を導^⑥くに五礼を以てし、之^⑦を訓^⑦ふるに六樂を以てし、之^⑧を教ふるに三物を以てし、之^⑨を習はすに六容を以てして、民^⑩をして勞して而も困しきに至らず、逸^⑪して而も荒に至らざらしむ。此の時に当り、四海の内、徳^⑫に進み業を脩め、事に勤めて暇あらず。詎^⑬ぞ敢へて心を淫して力を捨て、非務^⑭を作為し、以て休功^⑮を害する者あらんや。王公より列士に至るまで、正しきを成し相を畏れざる莫し。厥^⑯の職 恭有り、敢へて自ら暇ありて自ら逸せず。故に春秋外伝に曰く、「天子は大采して日に朝し、三公九卿と地徳を祖識す。日中して政を考へ、百官の政事ある師尹・惟・旅・牧・相と民事を宣序す。少采^⑰して月に夕し、太史・司載と天刑を糾虔^⑱す。日入りて九御^⑲を監^⑲み、禘郊の粢盛^⑳を潔奉せしめ、而る後 安に即^㉑く。諸侯は朝に天子の業命^㉒を脩め、昼に其の国職を考へ、夕に其の典刑^㉓を省^㉓み、夜に其の百工^㉔を警^㉔めて恇淫^㉕無からしめ、而る後 安に即^㉖く。卿大夫は朝に其の職を考へ、昼に其の庶政を講じ、夕に其の業を序し、

夜に其の家事を^{そま}庀め、而る後 安に即く。士は朝にして業を受け、晝にして講貫²⁶し、夕にして習復し、夜にして過ちを計りて憾み無からしめ、而る後 安に即く」と。正歳²⁷ 有司をして官府に令せしめて曰く、「各おの乃^{なんぢ}の職を脩め、乃の法を考へ、乃の事を備へ、以て王命を聴け。其れ不恭有らば、則ち邦に大刑有り」と。此れに由りて之を覩れば、交遊に務めざるは、政の悪に非ざるなり。心 職業に存して違^{いとま}あらざればなり。且つ先王の教へ、官 既に交遊を以て民を導かず、而して郷²⁹の徳を考ふるも又た交遊を以て賢を挙げず。是を以て其の民を禁ぜずして、民自ら之を舍つ。周の衰ふるに及びて、交遊興れり。問ふ者曰く、「吾子 書を著して称すらく、君子の交有るは賢交を求むるなり、と。今 交は古に非ざるなりと称す。然らば則ち古の君子 賢交無かりしか」と。曰く、「異なるかな、子の大倫に通ぜざること。若し夫れ戸庭³¹を出でず、空室³²の中に坐せば、魑魅魍魎³³と雖も、將^{かなら}ず吾を覩ざらん。而るを況んや賢人をや。今 子 吾の所謂^{いはゆる}交遊の実を察せずして、其の名を難ず。名同じくして実異なる者有り。名異なりて実同じき者有り。故に君子の是の倫に於けるや、其の実に務めて其の名を譏る無し。吾 古 交遊せずと称するは、屋漏³⁴に嚮^{むか}ひて居るを謂はざるなり。今 交遊を好むとは、長らく雨³⁵に中路に沐する者を謂ふに非ざるなり。古の君子、王事³⁶の間に因りて、則ち贄³⁷を奉じて以て其の同僚³⁸及び国中の賢者を見る。其の宴楽³⁹に於けるや、仁義を言ひて、名利に及ばず。君子の未だ命ぜられざる者も、亦た農事⁴¹の隙に因り、贄を奉じて以て其の郷党⁴²の同志を見る。夫の古の賢者に及びても亦た然れば、則ち何^{なんす}為れぞ其れ賢交を獲ざらんや。王事を^す積て交業を廢し、遠邦に遊び年歳⁴³を曠しうする者有るに非ざるなり。故に古の交や近く、今の交や遠し。古の交や寡なく、今の交や衆し。古の交や賢を求むるが為にし、今の交や名利の為にするのみ。古の国を立つるや、四民⁴⁴有り。契⁴⁵を執り版図⁴⁶を脩め、聖王の法を奉じ、礼義の中を治む、之を士と謂ふ。力を竭くして以て地利⁴⁷を尽くす、之を農夫と謂ふ。曲直⁴⁹形勢を審かにし、五材を飭へて以て民器を別つ、之を百工と謂ふ。四方⁵⁰の珍異を通じて以て之を資とす、之を商旅と謂ふ。各おの其の事を世よにし、其の業を遷^なる母^むし。少^{すく}くして之を習ひ、其の心 之に安んずれば、則ち性の若く然りて、而して功休まざるなり。

故に其の之に処るや、各おの其の俗に従ひ、相奪はしめず。其の耳目を一にする所以なり。四職に勤めざる者、之を窮民と謂ひ、諸を圜土に役す。凡そ民の出入行止、会聚飲食は、皆其の節有りて怠荒するを得ず。以て生務を妨ぐれば、以て罪罰に麗く。然らば則ち安んぞ方外に群行して専ら交遊を治むる者有らんや。是の故に五家を比と為し、之をして相保たしむ。比に長有り。五比を閭と為し、之をして相憂へしむ。閭に胥有り。四閭を族と為し、之をして相葬らしむ。族に師有り。五族を党と為し、之をして相救はしむ。党に正有り。五党を州と為し、之をして相調らしむ。州に長有り。五州を郷と為し、之をして相賓せしむ。郷に大夫有り。必ず聰明慈恵の人有り、各おの其の郷の政教禁令を掌らしむ。正月の吉に、法を司徒より受け、退きて之を其の州・党・族・閭・比の群吏に頒ち、各おの以て其の治むる所の民を教へしめ、以て其の徳行を考へ、其の道芸を察し、歳時を以て其の夫家を登し、其の衆寡を察す。凡そ民の徳行道芸有る者は、比以て閭に告げ、閭以て族に告げ、族以て党に告げ、党以て州に告げ、州以て郷に告げ、郷以て告ぐ。民の罪・奇衺有る者は、比より以て告ぐるこゝと亦た之の如し。善有りて而も以て告げざる、之を賢を蔽ふと謂ふ。蔽賢 罰有り。悪有りて而も以て告げざる、之を逆に党すと謂ふ。党逆も亦た罰有り。故に民 遺善有るを得ず、亦た隠悪有るを得ず。郷大夫 三年ごとに則ち大比し、賢能者を興す。郷老及び郷大夫・群吏 賢能の書を王に献じ、王 之を拜受し、天府に登す。其の爵の命や、各おの其の才の宜しき所に随ひ、大を以て小を司らず、軽きを以て重きに任ぜず。故に書に曰く、『百僚 師師すれば、百工惟れ時し』と。此れ先王 士を取り人を官にするの法なり。故に其の民 本に反りて自ら求め、徳を慎しみて小を積み、福祚の来るは人に由らざるを知らざる莫きなり。故に交遊の事無く、請託の端無くして、心澄み体静かに、恬然として自得し、咸相率るるに正道を以てし、相厲ますに誠懇を以てし、姦説興らず、邪僻自ら息めり。世の衰ふるや、上に明天子無く、下に賢諸侯無く、君 是非を識らず、臣 黒白を弁ぜず。士を取るに郷党に由らず、行を考ふるに閭閻に本づかず、助け多き者を賢才と為し、助け寡なき者を不肖と為す。爵を序するに無証の論を聴き、禄を班つに方国の謡を采る。民 其の此くの如きを見、

富貴の衆に從ふを以て為すべきを知り、名譽の虚誣を以て獲べきを知る。乃ち其の父兄を離れ、其の邑里を去り、道芸を脩めず、徳行を治めず、偶時の説を講じ、比周の党を結び、汲々皇々として、日の以て処る無く、更ごも相歎揚し、迭ひに表裏を為す。構机 華を生じ、布衣を憔悴し、以て人主を欺き宰相を惑はし、選舉を窃み榮寵を盗む者、勝げて数ふべからざるなり。既に獲たる者は己を賢として遂に往き、羨慕する者は並び駆けて之を追ふ。悠悠として皆是れなり。孰か能く然らざる者あらんや。桓靈の世、其の甚しき者なり。公卿大夫、州牧郡守よりして、王事をば恤みず、賓客をば務めと為す。冠蓋 門を填め、儒服 道を塞ぐ。饑うるも餐に暇あらず、倦くも已むを獲ず、殷々沍沍として、夜をして昼と作さしめ、下小司に及ぶ。列城墨綬、相高ぶるに人を得たるを以てし、自ら矜るに士に下るを以てせざる莫し。星に言ひ夙に駕し、往くを送り来るを迎へ、亭伝常に満つ。吏卒 門に侍し、炬火もて夜行し、闔寺閉ぢず。臂を把り腕を振ぢ、天を叩きて矢誓ひ、恩好に推託して軽重を較らず。文書 官曹に委てられ、繫囚 圜圜に積みて、省るに違あらざるなり。詳らかに其の為を察するに、国を憂へ民を恤み、道を謀り徳を講ぜんと欲するに非ざるなり。徒だ己を営み私を治め、勢を求め利を逐ふのみ。朝に策名すること有りて而も富貴の家に門生と称する者、屋を比ねて之有り。之が師為りて以て教ふる無く、弟子も亦た業を受けず。然れば其の事に於けるや、丈夫の容を懐きて而して婢妾の態を襲ひ、或いは貨を奉じて賂を行ひ、以て自ら固く結び、志を求めて属託し、仕進を規図するに至る。然れども目を擲ち掌を指し、高談大語す。此くの若きの類、之を言ふすら猶ほ羞づべきに、而も之を行ふ者恥を知らず。嗟乎、王教の敗れること、乃ち斯に至れるか。且つ夫れ交遊する者の出づるや、或いは身 他邦に歿し、或いは幼より長ずるも歸らず。父母 獨の思ひを懐き、室人 東山の哀しみを抱く。親戚隔絶し、閨門分離す。罪無く辜無くして、而して亡命に是れ効ふ。古者の行役、時を過ぎて反らざれば、猶ほ詩を作りて刺怨せり。故に四月の篇に称すらく、『先祖 人に匪ずや、胡寧ぞ予に忍べる』と。又た況んや君命無くして自ら之を為す者をや。此れを以て之を論ずれば、則ち外に交遊し、久しくして帰らざる者は、仁人の情に非ざるなり。」

注

- (1) 謹交 當時の交際が富貴のみを目的としており、正しい姿ではないことを批判したものに『潛夫論』交際篇があり、他の諸篇でも同趣旨のことを繰返し述べている。徐氏のこの論も、同書より教唆を得ていよう。
- (2) 交遊 『禮記』曲禮上篇「交遊稱其信也。」『漢書』息夫躬傳「皆交遊貴戚、趨權門爲名。」朱穆「絕交論」「世之務交遊也久矣、不敦于業、不忌于君、犯禮以追之、背公以從之。」『後漢書』朱穆傳注引) 自求 『周易』頤卦卦辭「貞吉、觀頤、自求口實。」『詩』大雅・文王「永言配命、自求多福。」句の意は、古の人が交遊しなかつたのは、よりどころを人ではなく自らうちに求めたからであろうか。
- (3) 任之以九職云云 『周禮』天官・大宰「以九職任萬民、一曰三農、生九穀、二曰園圃、毓草木、三曰虞衡、作山澤之材、四曰藪牧、養蕃鳥獸、五曰百工、飭化八材、六曰商賈、阜通貨賄、七曰嬪婦、化治絲枲、八曰臣妾、聚斂疏材、九曰閭民、無常職、轉移執事。」
- (4) 糾之以八刑 『周禮』地官・大司徒「以鄉八刑糾萬民、一曰不孝之刑、二曰不睦之刑、三曰不姻之刑、四曰不弟之刑、五曰不任之刑、六曰不恤之刑、七曰造言之刑、八曰亂民之刑。」
- (5) 導之以五禮 同右「以五禮防萬民之僞、而教之中。」なお藝紀篇注(13)(14)参照。
- (6) 訓之以六樂 同右「以六樂防萬民之情、而教之和。」なお藝紀篇注(15)参照。
- (7) 教之以三物 同右「以鄉三物教萬民、而賓興之、一曰六德、知仁聖義中和、二曰六行、孝友睦婣任恤、三曰六藝、禮樂射御書數。」なお治學篇では「三教」と稱されている。同篇注(9)参照。
- (8) 習之以六容 『六容』は『周禮』地官・保氏の「六儀」、すなわち祭祀・賓客・朝廷・喪紀・軍旅・車馬の各容をいう。藝紀篇注(20)～(25)参照。なお『逸周書』に「六容」という語が見えるが、内容がこことは合わない。

- (10) 民勞 『論語』子張篇「君子信而後勞其民。」
- (11) 逸而不至於荒 『論語』八佾篇「關雎、樂而不淫、哀而不傷。」なお「荒」はすさむことで、法象篇に「帥禮不荒」とある。
- (12) 四海之内 『禮記』王制篇「四海之内、九州、州方千里。」『孟子』滕文公下篇「苟行王政、四海之内、皆舉首而望之。」
- (13) 進德脩業 『周易』乾卦文言「君子進德修業、忠信所以進德也、修辭立其誠、所以居業也。」
- (14) 淫心 『國語』周語下「神無間行、民無淫心。」
- (15) 休功 美功、大功。
- (16) 自王公至於列士云云 『尚書』酒誥篇による。校記(三)参照。皮錫瑞は、「偉長所引、當是今文尙書」と云う。
- (17) 春秋外傳曰云云 魯語下の文。また『列女傳』母儀・魯季敬姜傳にも見える。
- (18) 天子大采朝曰云云 韋注「禮、天子以春分朝日、示有尊也、虞說云、大采、袞織也、祖、習也、識、知也、地德、所以廣生、昭謂、禮玉藻、天子玄冕以朝日、玄冕、冕服之下、則大采非袞織也、周禮、王摺大圭、執鎮圭、藻五采五就以朝日、則大采謂此也、言天子與公卿、因朝日以修陽政而習地德、因夕月以治陰教而糾天刑、日照晝、月照夜、各因其明以修其事。」(公序本に據る) 董增齡正義「周禮典瑞鄭注、天子常春分朝日、疏引祭義云、祭日於東、玉藻云、玄端而朝日於東門之外、又覲禮、春拜日於東門之外、尙書大傳、即春迎日東郊、所以爲萬物先而尊事天也、……大采袞織也者、此据大戴禮四代篇、天子盛服朝日於東堂、之文、故孔廣森補注亦云、盛服、袞冕服、然周禮司服、享先王則袞冕、而不言朝日、而玄冕朝日、玉藻具有明文、玄冕一章、在希冕之下、故宏嗣不以當大采也。」按ずるに、黃以周は「祭日」と「朝日」とを區別して、「朝日服玄冕、祀日宜袞冕、是其服不同、祭日在立春、朝日在春分、是其時亦不同、注家多誤以朝日夕月爲日月之正祭」(『禮書通故』卷十二)と云う。私は前後の文脈よりみて、この「朝日」は日々、朝日を拜する簡単な儀式ではないかと思うが、なお再考を期し

たい。いずれにしても日月の正祭でないことは明らかで、したがって「大采」も袞服ではないと思うが、玄冕ではまた「大采」という云い方にそぐわない。そもそも『禮記』等と結びつけるのが無理なのであろう。

- (19) 日中考政云云 章注「宣、徧也、序、次也、三君云、師尹、大夫官也、掌以美詔王、維、陳也、旅、衆士也、牧、州牧也、相、國相也、皆百官政事之所及也、一曰、師尹、公也、詩云、赫赫師尹、」按ずるに、「維、陳也」はよくわからないので、いま「亞旅」、すなわち「衆大夫」とする説に従っておく。

- (20) 少采夕月云云 章注「夕月以秋分、糾、共也、虔、敬也、刑、法也、或云、少采、黼衣也、昭謂、朝日以五采、則夕月其三采也、載、天文也、司天文、謂馮相氏保章氏、與大史相儷偶也、此因夕月而共敬、觀天法考行度、以知妖祥也、」董正義「春官典瑞注、天子秋分夕月、疏引祭義云、祭月於西、故知秋分夕月也、……玉藻唯君有黼裘、諸侯以之誓、秋獮均不間用以夕月也、賈公彥曰、三采、朱白蒼也、」按ずるに、章注疑問。毎夕に月を拜する儀式であろう。

- (21) 監九御 章注「監、視也、九御、九嬪之官、主粢盛祭服者也、」業命 章注「業、事也、命、令也、」
- (22) 典刑 章注「典、常也、刑、法也、」鄭語に「修典。刑以守之」とあり、また『尙書』舜典や『詩』大雅・蕩に用例が見える。
- (23) 百工 章注「工、官也、」『尙書』堯典「允釐百工、庶績咸熙、」
- (24) 惛淫 章注「惛、慢也、」周語下に「及其失之也、必有惛淫之心間之」とあり、また『尙書』湯誥に「凡我造邦、……無即惛淫。」と見える。

- (26) 講貫 章注「貫、習也、」
- (27) 正歲使有司云云 『周禮』天官・小宰「正歲帥治官之屬而觀治象之灋、徇以木鐸、曰、不用灋者、國有常刑、乃退以官刑、憲禁于王宮、令于百官府曰、各脩乃職、攷乃灋、待乃事、以聽王命、其有不共、則國有大刑、」

- (28) 職業 『荀子』富國篇「事業所惡也、功利所好也、職業無分、」『國語』魯語下「昔武王克商、通道于九夷百蠻、使各以其方賄來貢、使無忘職業、」(又見『史記』孔子世家・『說苑』辨物篇) 『晏子春秋』問上篇「無職職業、」

- (29) 郷之考徳 郷黨における人物品評。漢代においては、それにもとづき孝廉・茂材等を推薦した。いわゆる「郷舉里選」であるが、後漢末には有名な許劭の「月旦評」で知られるごとく、とくにそういった品評が盛行した。

- (30) 大倫 根本の道理、大體。用例としては少しずれるが、一おう『禮記』學記篇「此七者教之大倫也」を擧げておく。

- (31) 不出戶庭 『周易』節卦「初九、不出戶庭、无咎、」
- (32) 空室 『論衡』程材篇「儒生寂於空室、文吏譁於朝堂、」

- (33) 魑魅魍魎 『左傳』宣公三年「魑魅罔兩、莫能逢之、」張衡「西京賦」「魑魅魍魎、莫能逢疇、」(『文選』卷一)

- (34) 屋漏 『詩』大雅・抑「相在爾室、尙不愧于屋漏。」(『中庸』にも引く) 傳「西北隅、謂之屋漏、」人の見ざるところであり、「嚮屋漏而居」は人と交際せず、家の隅に逼塞していることをいう。すなわち前の「不出戶庭、坐於空室之中」と同義。

- (35) 沐雨 『莊子』天下篇「惝無朕、脛無毛、沐甚雨、櫛疾風、」
- (36) 王事 『詩』邶風・北門「王事適我、政事一埤益我、」『公羊傳』哀公三年「不以家事辭王事、以王事辭家事、」他にも用例は多い。

- (37) 奉贊 『鹽鐵論』崇禮篇「奉贊獻者、懷天子之盛徳、」『執贄』に同じ。

- (38) 同僚 『詩』大雅・板「我雖異事、及爾同僚、」『左傳』文公七年「同官爲寮、吾掌同寮、敢不盡心乎、」

- (39) 宴樂 『左傳』昭公十五年「宴樂以早、亦非禮也、」

- (40) 名利 『莊子』盜跖篇「名利之實、不順於理、不監於道、」『後漢書』种暠傳「其有進取名利、皆不與交通、」なおこの句は、『左傳』などに見える宴飲を理想化したものであろうが、また『論語』里仁篇

- 「君子喻於義、小人喻於利」等の義利を對比させる思想も現れている。
- (41) 農事之隙 『國語』周語上「王治農於藉、蒐于農隙。」『左傳』隱公五年「春蒐夏苗、秋獮冬狩、皆于農隙以講事也。」なお「農事」は、『禮記』月令篇「生命有農事」ほか用例が多い。
- (42) 同志 『韓詩外傳』卷五「同明相見、同音相聞、同志相從。」『後漢書』劉陶傳「所與交友、必也同志。」
- (43) 年歲 『史記』主父偃傳「五穀不登、年歲未復。」『漢書』武帝紀「朕甚念年歲未咸登。」
- (44) 四民 『國語』齊語「四民者勿使雜處。」『漢書』食貨志上「士農工商四民有業、學以居位曰士、闢土殖穀曰農、作巧成器曰工、通財鬻貨曰商。」(公羊傳成公元年解詁に類似の文あり)
- (45) 執契 『老子』第七十九章「有德司契、無德司徹。」
- (46) 版圖 『周禮』天官・小宰「三曰聽閭里以版圖。」注「版、戶籍、圖、地圖也。」同司會「凡在書契版圖之貳。」
- (47) 地利 『管子』牧民篇「不務天時、則財不生、不務地利、則倉廩不實。」『史記』平準書「魏用李克盡地方爲疆君。」なお僞古文だが『尚書』周官に「司空掌邦土、居四民、時地利」とある。
- (48) 農夫 『周禮』考工記「筋力以長地財、謂之農夫。」
- (49) 審曲直形執云云 同右「審曲面執、以飭五材、以辨民器、謂之百工。」直前に「民器」までの同文があり、その鄭注に、「審曲面執、審察五材曲直方面形執之宜以治之、乃陰陽之面背是也、春秋傳曰、天生五材、民並用之、謂金木水火土也、……玄謂、此五材、金木皮玉石」とある。
- (50) 通四方……商旅 同じく考工記の文。注「商旅、販賣之客也、易曰、至日、商旅不行。」
- (51) 少而習之云云 『國語』齊語「少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉。」(又見於『管子』小匡篇)
- (52) 從其俗 『禮記』曲禮上篇「禮從宜、使從俗。」
- (53) 窮民 惡しき民の意。普通には貧窮もしくはよるべき民をいう。

- 校記(十四) 参照。
- (54) 圜土 『周禮』秋官・大司寇「以圜土聚教罷民、凡害人者、實之圜土而施職事焉、以明刑恥之。」注「圜土、獄城也。」
- (55) 會聚 『漢書』董仲舒傳「人有父子兄弟之親、出有君臣上下之誼、會聚相遇、則有耆老長幼之施。」
- (56) 飲食 『管子』立政篇「飲食有量、衣服有制、宮室有度。」
- (57) 節度、きまり。『周易』未濟六五象「飲酒濡首、不知節也。」
- (58) 怠荒 『禮記』曲禮上篇「毋側聽、毋噉應、毋淫視、毋怠荒。」
- (59) 生務 猶お生業のごとし。
- (60) 麗 『周禮』秋官・大司寇「凡萬民之有罪過而未麗於灋。」なおこの三句、「怠荒して以て生務を妨げ、以て罪罰に麗くを得ず」とも讀めるが、いずれにしても終句の坐りが悪い。あるいは脱文あるか。
- (61) 羣行 『三國志』蜀書・諸葛亮傳「木牛流馬法、……羣行者二十里。」
- (62) 方外 司馬相如「難蜀父老」「群生靈濡、洋溢乎方外。」(『文選』卷四四) 他にも用例は多い。
- (63) 五家爲比云云 『周禮』地官・大司徒「令五家爲比、使之相保、五比爲閭、使之相受、四閭爲族、使之相葬、五族爲黨、使之相救、五黨爲州、使之相賙、五州爲鄉、使之相賓。」鄭注「此所以勸民者也、使之者、皆立其長而教令使之、保猶任也、救、救凶災也、賓、賓客其賢者、故書受作授、杜子春云、當爲受、謂民移徙、所到則受之、所去則出之、……玄謂、受者、宅舍有故、相受寄託也、賙者、謂禮物不備、相給足也、閭二十五家、族百家、黨五百家、州二千五百家、鄉萬二千五百家。」また大司徒の屬に郷大夫・州長・黨正・族師・閭胥・比長があり、各おのその治むるところの教治政令を掌る。
- (64) 聰明 智行篇注(13)参照。『尚書』皋陶謨「天聰明自我民聰明。」
- (65) 慈惠 『禮記』內則篇「必求其寬裕慈惠、溫良恭敬、慎而寡言者、使爲子師。」『左傳』昭公六年「猶求聖哲之上、明察之官、忠信之長、慈惠之師。」他にも用例が多い。なおこの句、「必ず慈惠有るの人に

して」とも讀める。

(66) 各掌其郷之政教禁令云云 『周禮』地官・郷大夫「郷大夫之職、各

掌其郷之政教禁令、正月之吉、受教灋于司徒、退而頒之于其郷吏、使

各以教其所治、以攷其德行、察其道藝、以歲時登其夫家之衆寡、辨其

可任者、」なお「正月之吉云云」は大司徒「正月之吉、始和布教令邦

國都鄙、乃縣教象之灋于象魏、使萬民觀教象、挾日而斂之、乃施教灋

于邦國都鄙、使之各以教其所治民」にあい應ずる。「正月之吉」は周

正月一日。

(67) 道藝 『周禮』天官・官正「會其什伍而教之道藝、」鄭注「鄭司農

云、道謂先王所以教道民者、藝謂禮樂射御書數、」ただし徐氏は藝を

もう少し廣い意味で使用しているものと思われる。藝紀篇注(1)參照。

凡民之有德行道藝者云云 徐氏は後にも見える『周禮』郷大夫「三

年則大比、攷其德行道藝、而興賢者能者、郷老及郷大夫帥其吏與其衆

寡、以禮禮賓之、厥明、郷老及郷大夫羣吏獻賢能之書于王、王再拜受

之登于天府」をかく解したのである。鄭司農も「興賢者、謂若今舉

孝廉、興能者、謂若今舉茂材」と注し、同様に解している。因みに先

鄭は、宰夫の「書其能者與其良者而以告于上」にも同様の注を施して

いるが、これは賈疏も云うように宮中の子弟についていうもので、民

間人のことではない。なお校記(全)參照。

(69) 民有罪奇袤者云云 『周禮』比長「五家相受相和親、有辜奇袤則相

及、」注「袤猶惡也、」「奇袤」は「奇邪」に同じ、不正なること。

なお天官・官正にも「去其淫怠與其奇袤之民」と見える。なおこの句、

「有罪奇袤なる者は」と讀む可。

(70) 蔽賢 『國語』齊語「於子之郷、有拳勇股肱之力秀出於衆、有則以

告、而不以告、謂之蔽賢、其罪五、」『管子』法法篇「賢士之不至、

謂之蔽、」

(71) 黨逆 黨は惡事に味方する、ないしはかばいだてすること。用例は

他にないようである。

(72) 遺善 『管子』法法篇「赦過遺善、則民不勳、」同版法解「故能審

察、則無遺善、無隱姦、」『白虎通』嫁娶篇「王者聚及庶邦者何、開

天下之賢士、不遺善也、」

(73) 隱惡 『禮記』中庸篇「舜好問而好察邇言、隱惡而揚善、」ただし、

徐氏はもちろん非難すべきこととしてこの語を用いている。

(74) 郷大夫三年則大比 注(68)參照。

(75) 爵之命 『史記』三王世家「蓋爵命之時、未至成人、」『漢書』食

貨志「行同能偶、則別之以射、然後爵命焉、」

(76) 書曰云云 虞書・皋陶謨の文。なお『史記』には「百吏肅謹」に作

り、「鹽鐵論」刺復篇は同文を引いて「言官得其人、人任其事、故官

治而不亂、事起而不廢、士守其職、大夫理其位、公卿總要執凡是也」

と云う。

(77) 取士 『孟子』告子下篇「士無世官、官事無攝、取士必得、」

(78) 官人 『尚書』皋陶謨「知人則哲、能官人、」

(79) 反本 『禮記』禮器篇「禮也者、反本修古、不忘其初者也、」『漢

書』禮樂志「兆民反本抱素、」

(80) 慎德 『禮記』大學篇「是故君子慎乎德、有德此有人、」

(81) 積小 脩本篇注(4)參照。

(82) 福祚 『左傳』昭公十五年「福祚之不登、叔父焉在、」班彪「王命

論」「福祚流于子孫、」(『文選』卷五二・『漢書』敘傳)

(83) 請託 『漢書』何武傳「欲除吏、先爲科例、以防請託、」『後漢書』

明帝紀「權門請託、殘吏放手、」

(84) 恬然 安靜なるさま。『荀子』彊國篇「恬然如無治者、」『淮南子』

原道訓「恬然無思、」『後漢書』馮衍傳「正身直行、恬然肆志、」

(85) 自得 自ら心樂しむこと。

(86) 誠懇 『禮記』檀弓下篇「苟無禮義忠信誠懇之心以澁之、雖固結之

民、其不解乎、」

(87) 姦說 『荀子』非十二子篇「辯說譬諭、齊給便利、而不順禮義、謂

之姦說、」

(88) 上無明天子云云 『公羊傳』莊公四年「古者有明天子、則紀侯必誅、

……上無天子、下無方伯、緣恩疾者可也。」同宣公十一年「上無天子、下無方伯、天下諸侯有爲無道者、臣弑君、子弑父、力能討之、則討之可也。」

(89) 黑白 『史記』秦始皇紀「今皇帝并有天下、別黑白而定一尊。」『春秋繁露』保位權篇「黑白分明、然後民知所去就。」

(90) 考行 上の「考德」と同義。蔡邕「袁滿來碑銘」「雖冠帶之中士、校才考行、無以加焉。」〔蔡中郎集〕卷九

(91) 闕闕 『漢書』車千秋傳「千秋無他材能術學、又無伐闕功勞。」師古注「伐、積功也、闕、經歷也。」『補注』引く周壽昌は「伐闕、即闕闕、猶門第也、門在左曰闕、門在右曰闕、史記功臣年表、人臣功有五品、明其等曰闕、積日曰闕、後漢書章帝紀、或起闕、不繫闕、與此同意」と云うが、名門貴族ではここでは意味が通じないので、今は原義の功績と經歷とみておく。なお『意林』は「闕闕」に作り、それだと家庭内のふるまいの意となるが、こことはそぐわない。

(92) 賢才 『論語』子路篇「子曰、先有司、赦小過、舉賢才。」

(93) 序爵 爵祿篇注(11)参照。

(94) 班祿 爵祿篇注(12)参照。

(95) 方國之謠 多田氏は「あちこちからの來附の者の風説」と譯しているが、是であろう。なお方國は、『詩』大雅・大明「厥德不同、以受方國。」(箋「方國、四方來附者、」)

(96) 從衆 『左傳』成公六年「聖人與衆同欲、是以濟事、子盍從衆。」

(97) 虛譁 人々の實際の根據のないはやしだて。『漢書』五行志中之上「上號令不順、民心虛譁憤亂、則不能治海內。」

(98) 偶時 時の流行に合わせた説。

(99) 比周 『論語』爲政篇「君子周而不比、小人比而不周。」『左傳』文公十八年「頑鬻不友、是與比周。」『戰國策』齊策一「夫從人朋黨比周、莫不以從爲可。」他にも用例が多い。

(100) 汲汲皇皇 あくせくたちまわるさま。考偽篇注(48)(49)参照。

(101) 歎揚 猶お歎美のごとし。

(102) 迭爲表裏 互いに補完し合う。『後漢書』盧植傳「毛詩・左氏・周禮各有傳記、其與春秋相表裏。」

(103) 樛杻生華 よくわからないが、切株から華の咲くようにありもしないことを言いたてる、の意か。あるいは彼らの行動を狂い咲きのようだと喩えたものか。なお「生華」は、『周易』大過九五「枯楊生華、老婦得其士夫、」

(104) 憔悴布衣 人民を困苦させる。あるいは「憔悴たる布衣にして」と讀むべきかもしれない。その場合には、卑賤なる一介の庶民でありながら、の意。

(105) 選舉 『淮南子』兵略訓「選舉足以得賢士之志、謀慮足以知強弱之勢。」『後漢書』鮑宣傳「龔勝爲司直、郡國皆謹選舉。」

(106) 榮寵 『後漢書』李通傳「天下略定、通甚欲避榮寵、以病上書乞身。」

(107) 既獲者賢己而遂往云云 『後漢書』朱穆傳「先進者既往而不反、後來者復習俗而追之。」なお「遂往」は、同傳注引く「絕交論」の世人が交遊を求める様子を批判したところに「是故遂往不反、而莫敢止焉」と見える。

(108) 悠悠 衆多なるさま。『後漢書』朱穆傳「記短則兼折其長、貶惡則并伐其善、悠悠者皆是、其可稱乎。」李注「悠悠、多也。」同崔駰傳「悠悠罔極、亦各有得、」

(109) 桓靈之世 一四六〜一八九九年。宦官の跋扈した時代で、漢朝の勢威はとみに衰えた。なお呂思勉は、『秦漢史』第十八章第四節選舉の項で、朋黨の禍が東漢において益々甚しくなったことを多くの例を擧げて論じ、徐幹の説を肯定している。

(110) 州牧 東漢においては州刺史が地方官の實際の長であったが、靈帝の中平五年(一八八)に刺史を改めて新たに州牧を置いた。ただし、ここでは嚴密に官名として用いているのではなく、單に州の長という一般的意味で使用しているのであろう。なお郡守と並用された例としては、『漢書』儒林傳「大戴授琅邪王徐良旂卿、爲博士州牧郡守」な

- どがある。
- (111) 冠蓋 『戰國策』魏策四「魏使人求救於秦、冠蓋相望、秦救不出、」
『史記』平準書「使者分部護之、冠蓋相望、」班固「西都賦」「冠蓋如雲、七相五公、」
- (112) 儒服 『禮記』儒服篇「魯哀公問於孔子曰、夫子之服、其儒服與、」他にも用例が多い。
- (113) 殷殷 多くてにぎやかなさま。『史記』蘇秦傳「人民之衆、車馬之多、日夜行不絕、輻輳殷殷、若有三軍之衆、」揚雄「羽獵賦」「殷殷軫軫、被陵緣阪、」『漢書』本傳・『文選』卷八
- (114) 汙汙 右に同じ。本來は水の勢よく流れるさま。
- (115) 俾夜作日 夜を日に繼いで。
- (116) 列城 列侯に同じ。
- (117) 墨綬 『後漢書』左雄傳「今之墨綬、猶古之諸侯、」注「墨綬、謂令長、即古子男之國也、」『漢官儀』「邑宰、銅章墨綬、秩六百石、」
- (118) 相高以得人云云 立派な人を得たことをほめあい、また身を低くして賢士に交わっていることを自慢する。「相高」も自慢しあう意ともみられるが、今はとらない。
- (119) 亭傳 『後漢書』陳忠傳「繕理亭傳、多設備時、」
- (120) 吏卒待門 小役人が送迎のため、いつも役所(宿場?)の門のところに待機し、の意か。
- (121) 闕寺 闕人(門番)と寺人(近侍)であるが、下に「不閉」とあるから、ここではもっぱら闕人を意味するのであろう。『禮記』内則篇「深宮固門、闕寺守之、」
- (122) 把臂 親密なるさま。『後漢書』呂布傳「相待甚厚、臨別把臂言誓、」
- (123) 扣天 空に向かって手を舉げ打つ。
- (124) 矢誓 矢も誓う意、連文。『爾雅』釋言「矢、誓也、」『三國志』蜀書・諸葛亮傳「周公與群下矢誓、」
- (125) 推託恩好 好みを通じて便宜を頼みこむ。

- (126) 文書 『漢書』刑法志「文書盈于几閣、典者不能徧觀、」他にも用例が多い。
- (127) 官曹 『後漢書』章彪傳「官曹無事、」『論衡』定賢篇「且筆用何爲敏於官曹事、」
- (128) 繫囚 『漢書』杜周傳「繫囚無異、」『後漢書』光武紀「死罪繫囚、」
- (129) 囹圄 『禮記』月令篇「仲春、命有司省囹圄、」注「囹圄、所以守繫者、若今別獄矣、」他にも用例が多い。
- (130) 憂國 『戰國策』齊策四「寡人憂國愛民、固願得士以治之、」『漢書』成帝紀「同心憂國者也、」
- (131) 恤民 『左傳』襄公二十六年「勸賞而畏刑、恤民不倦、」『國語』魯語上「在位者恤民之患、是以國家無違、」なお後の例だが、『左傳』昭公五年杜注に「禮之本末、在恤民與憂國」とある。
- (132) 謀道 『論語』衛靈公篇「君子謀道不謀食、」
- (133) 講德 王褒に「四子講德論」あり『文選』卷五二。
- (134) 逐利 『史記』平準書「商賈以幣之變、多積貨逐利、」なお「勢利」は、『史記』武安侯傳「天下士趨勢利者、皆去魏其歸武安」など。
- (135) 策名 仕官すること。『左傳』僖公二十三年「策名委質、貳乃辟也、」『後漢書』蔡邕傳「吾策名漢室、死歸其正、……況可事二姓哉、」
- (136) 門生 本來は學問上の門下生のことであるが、當時には權門に出入りしてその主人を師とし、主従關係を結んで榮達をはかる者が多かった。いわゆる門生故吏である。
- (137) 比屋 『論衡』率性篇「傳曰、堯舜之民、可比屋而封、桀紂之民、可比屋而誅、」
- (138) 弟子 上述の門生を稱する者をいう。
- (139) 求志 『論語』季氏篇「隱居以求其志、」ここでは榮達の素志を遂げるを求める意。
- (140) 屬託 『說苑』政理篇「前臣之治東阿也、屬託不行、貨賂不入、」『後漢書』楊震傳「外交屬託、擾亂天下、」

- (141) 規圖 『新語』至德篇「規圖山林草澤之利、」
- (142) 仕進 『後漢書』崔駰傳「常以典籍爲業、未遑仕進之事、」
- (143) 指掌 もったいぶったさまをいうものか。容易な喩えとしては、『論語』八佾篇等に例がある。
- (144) 高談 『後漢書』馮衍傳「申眉高談、無愧天下、」
- (145) 榮獨 『尚書』洪範「無虐榮獨而畏高明、」 『孟子』梁惠王下篇「嗇矣富人、哀此榮獨、」
- (146) 室人抱東山之哀 「東山」は『詩』幽風の篇で、序に「東山、周公東征也」と云い、三章に「婦歎于室」とある。齊説にもまた「處婦思夫」とある。多田氏は、「妻は東山の〔出征して夫のいない〕哀しみと同じ哀しみを抱き」と譯す。
- (147) 閨門 家庭。法象篇注(34)参照。
- (148) 無罪無辜 『詩』小雅・十月之交「無罪無辜、讒口躑躅、」 同巧言

- 「無罪無辜、亂如此懼、」
- (149) 亡命 名籍を脱亡することより、他郷に逃亡する意となる。『後漢書』光武紀「耐罪亡命、吏以文除之」ほか、用例は数多い。
- (150) 行役 公事のため遠方へ越くこと。『詩』魏風・陟岵「父曰嗟予子、行役夙夜無已、」 『周禮』地官・州長「師田行役之事、則帥而致之、」
- (151) 四月之篇 小雅・谷風之什。毛序には「大夫刺幽王也、在位貪殘、下國構禍、怨亂並興」とあるが、王先謙は「徐用魯詩、是魯詩以爲行役過時不反而作、左(傳)文三年傳杜注、四月之詩、行役踰時、思歸祭祀、說與中論合、是此詩古無異義、蓋四月不反、已爲過時、又歷秋至冬、故作詩以刺、因言四月立夏、六月暑盛、又將住矣、不能歸而祭祀、故思先祖也」と云う。是である。
- (152) 仁人之情 『荀子』不苟篇「夫貧賤者、則求柔之、是非仁人之情也、」

曆數第十三

昔者聖王之造曆數也。察紀律之行。觀運機之動。原星辰之迭中。寤晷景之長短。於是營儀以準之。立表以測之。下漏以考之。布筭以追之。然後元首齊乎上。中朔正乎下。寒暑順序。四時不忒。夫曆數者。先王以憲殺生之期。而詔作事之節也。使萬國之民不失其業者也。昔少皞氏之衰也。九黎亂德。民神雜揉。不可方物。顓頊受之。乃命南正重司天以屬神。北正黎司地以屬民。使復舊常毋相侵黷。其後三苗復九黎之德。堯復育重黎之後不忘舊者。使復典教之。故書曰。乃命羲和。欽若昊天。曆象日月星辰。敬授民時。於是陰陽調和。災厲不作。休徵時至。嘉禾蕃育。民人樂康。鬼神降福。舜禹受之。循而勿失也。及夏德之衰。而羲和涵淫。廢時亂日。湯武革命。始作曆明時。敬順天數。故周禮太史之職。正歲年以序事。頒之於官府及都

鄙。頒告朔於邦國。於是分至啓閉之日。人君親登觀臺以望氣。而書雲物爲備者也。故周德既衰。百度墮替。而曆數失紀。故魯文公元年閏三月。春秋譏之。其傳曰。非禮也。先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸餘於終。事則不悖。又哀公十二年十二月。螽。季孫問諸仲尼。仲尼曰。丘聞之也。^(七)火伏而後蟄者畢。^(八)今火猶西流。司曆過也。言火未伏。明非立冬之日。自是之後。戰國構兵。更相吞滅。專以爭強攻取爲務。是以曆數廢而莫脩。^(九)浸以乖繆。大漢之興。海內新定。先王之禮法。尙多有所缺。故因秦之制。以十月爲歲首。曆用顛項。孝武皇帝恢復王度。率由舊章。招五經之儒。徵術數之士。使議定漢曆。及更用鄧平所治。元起太初。然後分至啓閉。不失其節。弦望晦朔。可得而驗。成哀之間。劉歆用平術而廣之。以爲三統曆。比之衆家。最爲備悉。至孝章皇帝。年曆疎濶。不及天時。及更用四分曆舊法。元起庚辰。至靈帝。四分曆猶復後天半日。於是會稽都尉劉洪更造乾象曆。以追日月星辰之行。考之天文。於今爲密。會宮車宴駕。京師大亂。事不施行。惜哉。上觀前化。下迄於今。帝王興作。未有不奉贊天時以經人事者也。故孔子制春秋。書人事而因以天時。以明二物相須而成也。故人君不在分至啓閉。則不書其時月。蓋刺怠慢也。夫曆數者。聖人之所以測靈耀之頤而窮玄妙之情也。非天下之至精。孰能致思焉。今羸論數家舊法。綴之於篇。庶爲後之達者。存損益之數云耳。

校記

- (一) 「曆」底本缺筆作「厯」、王本·子書本(百子本)亦避作歷、胡本·杜本·程本·何本作曆或曆、今用正字、而下倣此、
- (二) 「準」、諸本皆作「准」、準准、正俗字、
- (三) 國語「北」作「火」、韋注引唐尙書云、「火當爲北、」說詳注(18)、
- (四) 國語無「教」字、
- (五) 「民」底本作「人」、胡本同、他本皆作民、今本尙書作人、按段玉裁古文尙書撰異曰、「民時、衛包改作人時(按、天寶三年、包受詔改古文尙書從今文、民改作人、蓋避太宗諱也、開成石經已下、皆從之)、玉裁按、民時、自來尙書無作人時者、卽以注疏本證之、洪範孔傳·皋陶謨正義皆云敬授民時、唐初本不誤也、自唐孝明天寶三載、始命衛包改古文尙書、包以民時在卷首、非他民字可比、乃竟

改爲人時、而古人引用如鄭注尙書大傳・徐氏偉長中論曆數篇・韋氏注鄭語、皆引敬授民時、皆治古文尙書者也、史記五帝本紀・漢書律曆志等及漢孫叔敖碑、亦皆引敬授民時、皆治今文尙書者也、」按、段說似是也、皮錫瑞・屈萬里說亦同、疑中論本作民時、今本作人時、後人以今本尙書妄改也、而杜本等又更爲民時、今據杜本改、

(六) 「禾」、胡本同、他本皆作「生」、

(七) 今本左傳無「也」字、

(八) 「伏」原文作「復」、左傳作伏、子書本(百子本)據改、梁氏云、「下言火未伏、明非立冬之日、則作伏是也、」按、梁說是也、今據左傳改、

(九) 「脩」底本作「修」、胡本同、他本皆作脩、按、書中皆用脩字、則今改爲脩、而使與他一律、

(十) 杜本・程本、天下二字空格、

(十一) 原文無「不」字、按、此謂帝王必奉天時以經人事也、下云書人事而因以天時、是其證、無不字、則義倒逆矣、今以意補、

(十二) 「頤」、胡本同、他本皆作「頤」、按、頤爲較勝、然今姑據舊、

曆數第十三

昔者^①聖王の曆數を造れるや、紀律^②の行を察し、運機^③の動を觀、星辰^④の迭ひに中するを原ね^⑤、晷景^⑥の長短を寤る。是に於て儀を當みて以て之に準じ、表を立てて以て之を測り、漏を下して以て之を考へ、算を布きて以て之を追ふ。然る後元首^⑦上に齊しく、中朔^⑧下に正しく、寒暑序に順ひ、四時^⑨忒^⑩はず。夫れ曆數なる者は、先王以て殺生^⑪の期を憲し、作事^⑫の節を詔げ、万国の民をして其の業を失はざらしむる者なり。昔^⑬少皞氏の衰ふるや、九黎^⑭徳を亂し、民神雜揉し、物を方つべからず。顓頊^⑮之を受け、乃ち南正重に命じて天を司りて以て神を属し、北正黎に地を司りて以て民を属して、旧常に復して相侵黷すること母^⑯からしむ。其の後、三苗^⑰九黎の徳を復し、堯復た重・黎の後の旧を忘れざる者を育^⑱ひ、復た之を典教せしむ。故に書に曰く、「乃ち羲・和に命じ、欽んで昊天^⑳に若^㉑ひ、日月星辰を歴象し、敬みて民に時を授けしむ」と。是に於て

陰陽調和し、災厲わざ作らず、休徵きうけい時に至り、嘉禾かほ蕃育し、民人樂康し、鬼神くわんじん 福を降す。舜禹しゆんう 之を受け、循ひて失ふ勿きなり。夏徳の衰ふるに及びて、義ぎ・和わ溷こんし、時を廢し日を乱せり。湯武たうぶ 命を革め、始めて曆を作りて時を明らかにし、敬みて天數に順ふ。故に周礼しゆり 太史の職に、「歳年を正して以て事を序し、之を官府及び都鄙に頒ち、頒ちて朔を邦国に告ぐ」と。是に於て分至啓閉の日、人君親ら觀台に登りて以て氣を望み、而して雲物を書して備へを為す者なり。故して周徳しゆてく 既に衰へ、百度ひやくど墮替し、曆數りきすう 紀を失ふ。故に魯の文公元年 三月に閏するは、春秋しゆんてい 之を譏る。其の伝に曰く、「礼に非ざるなり。先王の時を正すや、端を始めに履み、正を中に挙げ、余を終りに帰す。端を始めに履めば、序則ち愆はず。正中に挙げれば、民則ち惑はず。余を終りに帰すれば、事則ち悖らず」と。又た哀公十二年十二月、蝨あり。季孫きそん 諸を仲尼に問ふ。仲尼曰く、「丘 之を聞く、火伏して而る後蟄する者畢る、と。今 火猶ほ西に流るるは司曆しりきの過あやまちなり」と。言ふところは火未だ伏さざれば、明らかに立冬の日に非ず、となり。是れよりの後、戦国せんこく 兵を構かまへ、更さらごも相吞滅し、専ら争強攻取を以て務めと為す。是を以て曆數廢せられて脩むるもの莫く、浸やうやく以て乖繆かいみうせり。大漢たいわんの興るや、海内新たに定まり、先王の礼法尚ほ多く欠くる所有り。故に秦しんの制に因り、十月を以て歳首と為し、曆りき 顛項てんきやうを用ふ。孝武皇帝きやうぶてい 王度を恢復し、旧章きうしやうに率由し、五經の儒を招き、術數じゆすうの士を徵して、漢曆わんりきを定めんことを議せしめ、及また更さらめて鄧平治むる所を用ひ、元げん 大初たいしゆに起おこる。然る後分至啓閉 其の節を失はず、弦望げんわう晦朔げいしやく 得て驗すべし。成哀の間、劉歆りうけん 平の術を用て之を広め、以て三統曆さんていりきを為つくる。之を衆家に比ぶるに、最も備悉と為す。孝章皇帝きやうしやうていに至りて、年曆疎闊しゆくわんにして天時に及ばず、及また更さらめ四分曆しふぶんりきの旧法を用ひ、元げん 庚辰けいしんに起おこる。靈帝りやうていに至りて、四分曆しふぶんりき 猶ほ復た天に後ること半日なり。是に於て会稽けいけいの都尉劉洪 更に乾象曆けんしやうりきを造り、以て日月星辰の行を追ひ、之を天文に考ふ。今に於て密と為す。会たま宮車きやうしや宴おそく駕し、京師きやうし 大いに乱れ、事じ 施行せられず。惜しき哉。上 前化を觀、下 今に迄いたるまで、帝王興作するに未だ天時を奉賛し以て人事じんじを經せざる者有らざるなり。故に孔子くわんし 春秋を制するに、人事じんじを書するに因るに天時を以てし、以て二物の相須あひまちて成るを

明らかにせしなり。故に人君 分至啓閉に在らざれば、則ち其の時月を書せざるは、蓋し怠慢を刺りてなり。夫れ曆数なる者は、聖人の靈耀の頤きを測り、玄妙の情を窮むる所以なり。天下の至精に非ざれば、孰か能く思ひを致さんや。今竊ぼ数家の旧法を論じ、之を篇に綴る。後の達する者の為に損益の数を存せんと庶ふと云ふのみ。

注

- (1) 曆數 『尙書』洪範「五紀、一曰歲、二曰月、三曰日、四曰星辰、五曰曆數。」孔傳「節氣之數以爲曆。」
- (2) 紀律 『後漢書』律曆志下の冒頭に「昔者聖人之作曆也、觀璇璣之運、三光之行、道之發斂、景之長短、云々」とあると相參すれば、日月の運行會合をいうか。天體の運行の紀律とするのは無理であろう。
- (3) 運機 北斗の運轉。『易緯通卦驗』「握機矩」の鄭注に「持斗機運之法」〔禮記正義〕引作斗機運轉之法」とある。
- (4) 星辰之迭中 堯典「曆象日月星辰」孔傳「星、四方中星、辰、日月所會、」星辰は分別すれば、二十八宿と日月會する所の十二辰となるが、ここでは衆星をいうものとみてよい。月令「司天日月星辰之行」なども同様。「迭中」は月令の「昏參中、且尾中」の類をいう。『史記』五帝紀正義に「曆數之法、日之甲乙、月之大小、昏明遞中之星、日月所會、定其天數、以爲一歲之曆」とみえ、また『尙書』洪範の傳に「二十八宿迭見」とある。なお似た表現としては、『大戴禮』曾子天圓篇「聖人慎守日月之數、以察星辰之行、以序四時之順逆、謂之曆、」
- (5) 晷景 日影。その長さをはかって曆を定めることは、『正字通』晷字の條に「晷、日景之差度也、晷者歷數所自出」とあるとおりである。用例としては、『史記』天官書「増損舊刻、參以晷景、刪定爲經、」『漢書』天文志「晷景者、所以知日之南北也、」
- (6) 儀 天文觀測器。『春秋文耀鉤』〔晉書〕天文志引に「唐堯即位、羲和立渾儀」とあり、儀象の制作は古遠なるものと考えられていた。

「璿璣玉衡」も、徐氏は恐らく儀器と解していたと思われる。また張衡は、實際に渾天儀を作っている。

- (7) 表 日影柱、ノームン。『呂氏春秋』慎小篇「夜日置表於南門之外、」『史記』司馬穰直傳「穰直先馳至軍、立表下漏待賈、」少し疑問の書だが、『易緯通卦驗』に「冬至之日、樹八尺之表、日中視其晷景長短、以占和否、夏至景一尺四寸八分、冬至一丈三尺」〔隋書〕天文志上引に據る）と、こと相應する文章が見える。ただし、景長は、『周髀算經』に「周髀八尺、夏至之日晷一尺六寸」とあり、諸書少しく異なる。なお『周禮』大司徒に、地中を求めるため土圭を立てることが述べられているが、そこに「日至之景、尺有五寸」とあり、鄭司農は「以夏至之日、立八尺之表、其景適與土圭等」と注している。
- (8) 下漏 『漢書』律曆志上「議造漢曆、乃定東西、立晷儀、下漏刻、以追二十八宿、」
- (9) 元首 年始。『晉書』律曆志上「湯作殷曆、更以十一月朔旦冬至爲元首、下至周魯及漢、皆從其節、據正四時、」
- (10) 中朔 月朔と中氣。月中は二十四節の中氣にあたる。なお律曆志に「此中朔相求之術也」とある。
- (11) 四時不忒 『莊子』天道篇「春夏先、秋冬後、四時之序也、」
- (12) 殺生之期 月令に見える、春は生育、秋は殺刑の時期なるを指す。
- (13) 作事之節 これも月令にいう事業を然るべき時期に興すことを指す。たとえば仲春には、「無作大事、以妨農功」とある。『周易』訟卦大象「君子以作事謀始、」『左傳』昭公八年「作事不時、怨讎動于民、」失其業 『漢書』元帝紀「朕憂烝庶之失業、」
- (14)

- (15) 昔少皞氏之衰也云云 『國語』楚語下に據る。韋注「少皞、黃帝之子、金天氏也、九黎、黎氏九人也、」なお『史記』曆書にも同部分の引用がある。
- (16) 民神雜糅云云 韋注「同位、故雜糅、方猶別也、物、名也、」
- (17) 顓頊受之 韋注「少皞氏沒、顓頊氏作、受、承也、」
- (18) 乃命南正重云云 韋注「南、陽位、正、長也、司、主也、屬、會也、所以會群神使各有分序、不相干亂也、周禮則宗伯掌祭祀也、唐尙書云、火當爲北、北、陰位也、周禮則司徒掌土地人民也、」按ずるに、『鄭志』に「答趙商云、先師以來皆云、火當爲北、當云黎爲北正」とあり、皮錫瑞の云うように徐氏は恐らく鄭説によって北と改めたのであろう。臣瓚も形近くして誤ると云う。ただし、應劭は「黎、陰官也、火數二、二、地數也、故火正司地以屬萬民」と注し、『史記』集解、また『左傳』昭公二十九年に「火正曰祝融、顓頊氏有子、曰犁、爲祝融」とあるから、必ずしも改める要はない。なお「屬神」を、韋昭は群神を會集して次序あらしめると解し、また神に委嘱するとする説もあるが、神事を天の領域に附屬させるとするのが自然と思われる。
- (19) 其後三苗云云 韋注「其後、高辛氏之季年也、三苗、九黎之後也、高辛氏衰、三苗爲亂、行其凶德如九黎之爲也、堯興而誅之、育、長也、堯繼高辛氏、平三苗之亂、繼育重黎之後、使復典天地之官、羲氏和氏是也、」
- (20) 書曰云云 堯典の文。鄭玄注に「高辛氏之世、命重爲南正司天、犁爲火正司地、堯育重犁之後羲氏和氏之子賢者、使掌舊職」(『周禮疏』序引)とあり、羲和を重黎の後としている。また律曆志にも「傳述、顓頊命南正重司天、火正黎司地、其後三苗亂德、二官咸廢、而閏餘乖次、孟陬殄滅、攝提失方、堯復育重黎之後、使纂其業、故書曰、乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授民時」とある。
- (21) 災厲 災害と疫病。『孝經』孝治章「災害不生、禍亂不作、」『漢書』天文志「不見災疾、五穀蕃昌、」
- (22) 休徵 『尙書』洪範「曰休徵、曰肅時雨若云云、」『漢書』平帝紀

- (23) 贊「休徵嘉應頌聲並作、」
- (23) 嘉禾 『漢書』公孫弘傳「甘露降、風雨時、嘉禾興、」『論衡』講瑞篇「嘉禾生於禾中、與禾中異穗、謂之嘉禾、」『白虎通』封禪篇「嘉禾者大禾也、」なお他本は「嘉生」に作るが、楚語下に「神降之嘉生」と見える。
- (24) 樂康 『楚辭』九歌「五音紛兮繁會、君欣兮樂康、」魏文帝「於讌作」『穆穆衆君子、和合同樂康、』(『全三國詩』に據る)『禮記』樂記篇「嘒諧曼易、繁文簡節之音作、而民康樂、」『風俗通』正失篇「天下殷富、百姓康樂、」
- (25) 鬼神降福 『史記』李斯傳「四時充美、鬼神降福、」『左傳』成公十六年「是以神降之福、時無災害、民生敦睦、和同以聽、」『詩』周頌・執競「盤筦將將、降福穰穰、」
- (26) 舜禹受之 『漢書』律曆志上「其後以授舜曰、咨、爾舜、天之曆數在爾躬、舜亦以命禹、」注「事見論語堯曰篇、」
- (27) 羲和洒淫云云 『史記』夏本紀「帝中康時、羲和洒淫、廢時亂日、胤往征之、」
- (28) 湯武革命云云 『漢書』律曆志上「事舉其中、禮取其和、曆數以閏正天地之中、以作事厚生、皆所以定命也、易金火相革之卦曰、湯武革命、順乎天而應乎人、又曰、治曆明時、所以和人造也、」注「此革卦象及象辭、」『後漢書』律曆志下注引『月令章句』にも見ゆ。
- (29) 周禮太史之職云云 春官・大史の文。鄭注「中數曰歲、朔數曰年、中朔大小不齊、正之以閏、若今時作曆日矣、定四時以次序、授民時之事、……天子頒朔于諸侯、諸侯藏之祖廟、至朔朝于廟告、而受行之、」なお「頒告朔于邦國」を「告朔を邦國に頒つ」と讀むも可。
- (30) 分至啓閉之日云云 『左傳』僖公五年「公既視朔、遂登觀臺以望、而書、禮也、凡分至啓閉、必書雲物、爲備故也、」杜注「分、春秋分也、至、冬至夏至也、啓、立春立夏也、閉、立秋立冬也、雲物、氣色災變也、」なおこの文、原文に比して不順なところがある。あるいは亂文あるか。

- (31) 周德既衰 『漢書』律曆志上「周道既衰、幽王既喪、天子不能班朔、魯曆不正、」 『史記』曆書「幽厲之後、周室微、陪臣執政、史不記時、君不告朔、故疇人子弟分散、或在諸夏、或在夷狄、是以其職祥廢而不統、」
- (32) 百度 『左傳』昭公元年「茲心不爽、而昏亂百度、」
- (33) 失紀 『史記』曆書「天下有道、則不失紀序、無道、則正朔不行於諸侯、」
- (34) 其傳 『左傳』を指す。經文には閏のことは見えない。杜注「於曆法閏當在僖公末年、誤於今年三月置閏、蓋時達曆者所譏、步曆之始、以爲術之端首也、暮之日三百六十有六日、日月之行、又有遲速、而必分爲十二月、舉中氣以正月、有餘日則歸之於終、積而爲閏、故言歸餘於終、」 曆書・律曆志にも引く。
- (35) 哀公十二年十二月蝥云云 『左傳』の文。蝥はイナゴ。杜注「火、心星也、火伏在今十月也、猶西流、言未盡沒、知是九月、曆官失一閏也、」 なお律曆志にも「哀十二年、亦以建申流火之月爲建亥、而怪蝥蟲之不伏也、自文公閏月不告朔、至此百有餘年、莫能正曆數」と云う。
- (36) 戰國構兵 『史記』曆書「其後戰國並爭、在於疆國禽散、救急解紛而已、豈遑念斯哉、」 なお「構兵」は『孟子』告子下篇に、「秦楚構兵」とみゆ。
- (37) 吞滅 劉向「戰國策鈔錄」是以前轉相放效、後生師之、遂相吞滅、并大兼小、
- (38) 大漢之興云云 『史記』曆書「漢興、……是時天下初定、方綱紀大基、高后女主皆未遑、故襲秦正朔服色、」 『漢書』律曆志上「漢興、方綱紀大基、庶事草創、襲秦正朔、以北平侯張蒼言、用顛項曆、比於六曆、疏闕中最高爲微近、」
- (39) 因秦之制云云 『史記』張丞相傳「張蒼爲計相時、緒正律曆、以高祖十月始至霸上、因故秦時本以十月爲歲首、弗革、」
- (40) 曆用顛項 同右贊「絀賈生公孫臣等言正朔服色事而不遵、明用秦之

- 顛項曆、何哉、」 『後漢書』律曆志中「蔡邕議以爲、曆數精微、去聖久遠、得失更迭、術無常是、漢興承秦、曆用顛項、元用乙卯、百有二歲、」 なお注(38)参照。顛項曆は前三六六年甲寅(乙卯)を曆元とし、建寅の月を歲首とする四分曆の一種であるが、漢初では秦曆を顛項曆と考えており、後世いわゆる顛項曆が用いられたのではないようである。詳しくは新城新藏「戰國秦漢の曆法」(『東洋天文学史研究』所收)を参照。
- (41) 孝武皇帝恢復王度云云 『漢書』律曆志上「至武帝元封七年、漢興百二歲矣、大中大夫公孫卿・壺遂・太史令司馬遷言、曆紀壞廢、宜改正朔、……於是乃詔御史曰、乃者有司言曆未定、廣延宣問、以考星度、未能讐也、蓋聞、古者黃帝合而不死、名察發斂、定清濁、起五部、建氣物分數、然則上矣、書缺樂弛、朕甚難之、依違以惟、未能修明、其以七年爲元年、遂詔卿・遂・遷與侍郎尊・大典星射姓等議造漢曆、」 又「乃選治曆鄧平及長樂司馬可・酒泉侯宜君・侍郎尊及與民間治曆者、凡二十餘人、方士唐都・巴郡落下閔與焉、都分天部、而閔運算轉曆、」 なお「王度」は『左傳』昭公十二年「思我王度、式如玉、式如金、」以下、漢曆については、新城新藏「漢代に見えたる諸種の曆法を論ず」(前掲書所收)、藪内清・能田忠亮『漢書律曆志の研究』、藪内「中國の天文曆法」に負う所が多い。
- (42) 率由舊章 『詩』大雅・假樂「不愆不忘、率由舊章、」 この詩句の引用は『孟子』離婁上篇はじめ諸書に見える。
- (43) 術數之士 注(41)の唐都・落下閔らを指すのであろう。『漢書』藝文志・數術略は初めに天文・曆譜を挙げ、敍に「數術者、皆明堂羲和卜史之職也、……漢有唐都、庶得龜瓘」と云う。
- (44) 更用鄧平所治 『漢書』律曆志上「都分天部、而閔運算轉曆、其法以律起曆、曰、律容一龠、積八十一寸、則一日之分也、與長相終、律長九寸、百七十一分而終復、三復而得甲子、夫陰陽九六、爻象所從出也、故黃鐘紀元氣之謂律、律、法也、莫不取焉、與鄧平所治同、於是皆觀新星度、日月行、更以算推、如閔平法、一月之日、二十九日八

- 十一分日之四十三、……乃詔選用鄧平所造八十一分律曆、罷廢尤疏遠者十七家、復使校曆律昏明、」
- (45) 元起太初 元封七年十一月、すなわち太初元年前十一月甲子朔旦冬至を以て太初曆の曆元としたことをいう。『漢書』律曆志上「乃以前曆上元泰初四千六百一十七歲、至於元封七年、復得闕逢攝提格之歲、中冬十一月甲子朔旦冬至、日月在建星、太歲在子、已得太初本星度新正、」
- (46) 弦望晦朔 同右「官者淳于陵渠復覆太初曆、晦朔弦望、皆最密、日月如合璧、五星如連珠、陵渠奏狀、遂用鄧平曆、以平爲太史丞、」
- (47) 劉歆用平術而廣之云云 同右「至孝成世、劉向總六曆、列是非、作五紀論、向子歆究其微眇、作三統曆及曆譜、以說春秋、推法密要、」同劉歆傳「歆典儒林史卜之官、考定律曆、著三統曆譜、」劉歆が鄧平の術を廣めたことは他に記載が見えないが、『後漢書』律曆志から窺えるように、三統曆は太初曆に基づき増補したものであるから、事實とみてよいであろう。
- (48) 至孝章皇帝云云 『後漢書』律曆志中「自太初元年始用三統曆、施行百有餘年、曆稍後天、朔先於曆、朔或在晦、月或朔見、考其行、日有退無進、月有進無退、建武八年中、大僕朱浮・太中大夫許淑等數上書、言曆朔不正、宜當改更、時分度覺差尙微、上以天下初定、未遑考正、……至元和二年、太初失天益遠、日月宿度相覺浸多、而候者皆知冬至之日、日在斗二十一度、未至牽牛五度、而以爲牽牛中星、後天四分日之三、晦朔弦望差天一日、宿差五度、」(標點本に據る)
- (49) 疎闕 同右論「太初曆到章帝元和、旋復疏闕、」『漢書』賈誼傳「天下初定、制度疏闕、」
- (50) 更用四分曆舊法 『後漢書』律曆志中「(元和二年章帝詔曰)春秋保乾圖曰、三百年斗曆改憲、史官用太初鄧平術、有餘分一、在三百年之域、行度轉差、浸以謬錯、璇璣不正、文象不稽、冬至之日、日在斗二十一度、而曆以爲牽牛中星、先立春一日、則四分數之立春日也、以折獄斷大刑、於氣已迄、用望平和隨時之義、蓋亦遠矣、今改行四分、
- 以違於堯、以順孔聖奉天之文、……於是四分施行、」同章帝紀「(元和二年)二月甲寅、始用四分曆、」
- (51) 元起庚辰 文帝後三年庚辰歲を曆元とするをいう。『後漢書』律曆志中「(虞恭・宗祈等議)四分曆仲紀之元、起於孝文皇帝後元三年、歲在庚辰、」同論「定朔稽元、追漢四十五年庚辰之歲、追朔一日、乃與天合、以爲四分曆元、」なお上元は庚申となる。同じく志に「(蔡邕議以爲)孝章皇帝改從四分、元用庚申、……漢元年歲在乙未、上至獲麟、則歲庚申、推此以上、上極開闕、則元在庚申、」
- (52) 至靈帝云云 『晉書』律曆志中「(孫欽議)章和中、改爲四分、以儀天度、考合符應、時有差跌、日蝕覺過半日、至熹平中、劉洪改爲乾象、推天七曜之符、與天地合其絃、」
- (53) 會稽都尉劉洪更造乾象曆 同右「漢靈帝時、會稽東部尉劉洪、考史官自古迄今曆注、原其進退之行、察其出入之驗、視其往來、度其終始、始悟四分於天疏闕、皆斗分太多故也、更以五百八十九爲紀法、百四十五爲斗分、作乾象法、冬至日、日在斗二十二度、以術追日月五星之行、推而上則合於古、引而下則應於今、其爲之也、依易立數、遁行相號、潛處相求、名爲乾象曆、……方前法、轉爲精密矣、」なお劉洪については、『後漢書』律曆志注引く『袁山松書』に「字元卓、泰山蒙陰人也」以下の簡単な傳記があり、その中に「及造乾象術、十餘年、考驗日月、與象相應、皆傳于世」とある。また『疇人傳』卷四を参照。
- (54) 宮車宴駕 天子初崩をいう。宴は晏に通ず。あるいは形近くして訛を致すか。『史記』范雎傳「宮車一日晏駕、」集解「應劭曰、天子當晨起早作、如方崩殞、故稱晏駕、韋昭曰、凡初崩爲晏駕者、臣子之心猶謂宮車當駕而晚出、」同武安侯傳「即宮車晏駕、非大王立當誰哉、」京師大亂 靈帝が中平六年四月崩じたのち、董卓が政を専らにし、少帝を廢して獻帝を立て、また長安遷都を強行した。
- (56) 事不施行 乾象曆は後漢では用いられなかったが、吳において黃武二年よりその滅亡まで五十八年間使用された。
- (57) 帝王興作 『呂氏春秋』應同篇「凡帝王之將興也、天必先見祥乎下

民、

(58) 孔子制春秋 『孟子』滕文公下篇「孔子懼作春秋、……孔子成春秋、

亂臣賊子懼、」 『公羊傳』哀公十四年「君子曷爲爲春秋、……制春秋之義、以俟後聖、」

(59) 書人事而因以天時 『漢書』律曆志上「夫曆春秋者、天時也、列人事而因以天時、」

(60) 相須而成 『漢書』藝文志・六藝略敘「五者蓋五常之道、相須而備、」

(61) 不書其時月 これは事なきときも時と首月を記すを正例とするものであるが、賈逵・服虔の説に據るらしい。劉師培『春秋左氏傳時月日古例考』「空書時月及時月不具例 漢書律曆志上引劉歆三統曆云、於四時、雖無事必書首月、易四象之節也、時月以建分至啓閉之分、易八卦之位也、經於四時、雖無事必書時月、時所以記啓閉也、月所以記分至也、禮記中庸篇孔疏云、春秋四時皆具、桓四年及七年不書秋七月、成十年不書冬十月、桓十七年直云五月不云夏、昭十年直云十二月不云冬、賈服之義、若登臺而不視朔、則書時不書月、若視朔而不登臺、則書月不書時、若雖無事、視朔登臺、則空書時月、又昭十年公羊疏云、

賈服以爲、去冬刺不登臺視氣、就衆說審之、子駿之意、謂經文空書時月、由建分至啓閉之分、賈服則謂、由登臺視朔、然語詞雖異、其旨實同、云云」

(62) 靈耀 『後漢書』章帝紀「曆數既從、靈耀著明、」注「靈耀著明、謂日月貞明、」蔡邕「陳太丘碑文」「稟嶽瀆之精、苞靈耀之純、」(『文選』卷五八) 李注「靈耀謂天也、尙書緯有考靈耀、」

(63) 玄妙 『呂氏春秋』勿躬篇「夫物類之相應、深微玄妙、」道家・道教の重要なタームとなる。『後漢書』馮衍傳「游精神於大宅兮、抗玄妙之常操、」曹植「輔臣論」「志存大虛、安心玄妙、」(『曹集詮評』卷九・『漢魏六朝百三名家集』)

(64) 至精 『周易』繫辭上傳「非天下之至精、其孰能與於此、」

(65) 達者 『左傳』昭公七年「吾聞、將有達者、曰孔丘、……聖人有明德者、若不當世、其後必有達人、」

(66) 損益 増したり減じたりして、よりよいものに改正する。『論語』爲政篇「殷因於夏禮、所損益可知也、」 『漢書』禮樂志「王者必因前王之禮、順時施宜、有所損益、」

(67) 云耳 猶お云爾のごとし。二字で「のみ」と讀むも可。

天壽第十四

或問。孔子稱仁者壽。而顏淵早夭。積善之家。必有餘慶。而比干子胥。身陷大禍。豈聖人之言不信而欺後人耶。故司空穎川荀爽論之。以爲古人有言。死而不朽。謂太上有立德。其次有立功。其次有立言。其身歿矣。其道猶存。故謂之不朽。夫形體者。人之精魄也。德義令聞者。精魄之榮華也。君子愛其形體。故以成其德義也。夫形體固自朽斃消亡之物。壽與不壽。不過數十歲。德義立與不立。差數千歲。豈可同日言也哉。顏淵時。有百年之人。今寧復知其姓名耶。詩云。萬有千歲。眉壽無有

害。人豈有萬壽千歲者。皆令德之謂也。由此觀之。仁者壽。豈不信哉。傳曰。所好有甚於生者。所惡有甚於死者。比于子胥。皆重義輕死者也。以其所輕獲其所重。求仁得仁。可謂慶矣。槌鍾擊磬。所以發其聲也。煑鬯燒薰。所以揚其芬也。賢者之窮厄戮辱。此槌擊之意也。其死亡陷溺。此煑燒之類也。北海孫翱以爲。死生有命。非他人之所致也。若積善有慶。行仁得壽。乃教化之義。誘人而納於善之理也。若曰積善不得報。行仁者凶。則愚惑之民。將走于惡以反天常。故曰。民可使由之。不可使知之。身體髮膚。受之父母。不敢毀傷。孝之至也。若夫求名之徒。殘疾厥體。冒犯危戮。以徇其名。則曾參不爲也。子胥違君而適讐國。以雪其恥。與父報讐。悖人臣之禮。長畔弑之原。又不深見二主之異量。至於懸首不化。斯乃凶之大者。何慶之爲。幹以爲二論皆非其理也。故作辨天壽云。幹聞。先民稱。所惡於知者爲鑿也。不其然乎。是以君子之爲論也。必原事類之宜而循理焉。故曰。說成而不可聞也。義立而不可亂也。若夫二難者。苟既違本。而死又不以其實。夫聖人之言。廣矣大矣。變化云爲。固不可以一概齊也。今將妄學其目。以明其非。夫壽有三。有王澤之壽。有聲聞之壽。有行仁之壽。書曰。五福。一曰壽。此王澤之壽也。詩云。其德不爽。壽考不忘。此聲聞之壽也。孔子曰。仁者壽。此行仁之壽也。孔子云爾者。以仁者壽。利養萬物。萬物亦受利矣。故必壽也。荀氏以死而不朽爲壽。則書何故曰。在昔殷王中宗。嚴恭寅畏。天命自度。治民祇懼。不敢荒寧。肆中宗之享國。七十有五年。其在高宗。時舊勞於外。爰暨小人。作其卽位。乃或亮陰。三年不言。言乃雍。不敢荒寧。嘉靖殷邦。至於小大。無時或怨。肆高宗之享國。五十有九年。其在祖甲。不義惟王。舊爲小人。作其卽位。爰知小人之依。能保惠庶民。不悔鰥寡。肆祖甲之享國。三十有三年。自時厥後。立王生則逸。不知稼穡之艱難。不知小人之勞苦。惟耽樂之從。自時厥後。亦罔或克壽。或十年。或七八年。或五六年。或三四年者。周公不知天壽之意乎。故言。聲聞之壽者。不可同於王澤。是以達人必參之也。孫氏專以王教之義也。惡愚惑之民。將反天常。孔子何故曰。有殺身以成仁。無求生以害仁。又曰。自古皆有死。民無信不立。欲使知去食而必死也。昔者仲尼乃欲民不仁不信乎。夫聖人之教。乃爲明允君子。豈徒爲愚惑之民哉。愚惑之民。威以斧鉞之戮。懲以刀墨之刑。遷之他邑。而流於裔土。猶或不悛。況以言乎。故曰。惟

上智與下愚不移。然則荀孫之義。皆失其情。亦可知也。昔者帝嚳已前尙矣。唐虞三代。厥事可得略乎。聞自堯至於武王。自稷至於周召。皆仁人也。君臣之數。不爲少矣。考其年壽。不爲夭矣。斯非仁者壽之驗耶。又七十子豈殘酷者哉。顧其仁有優劣耳。其夭者惟顏回。據一顏回而多疑其餘。無異以一鈎之金。權於一車之羽。云金輕於羽也。天道迂闊。闇昧難明。聖人取大略以爲成法。亦安能委曲不失。毫芒無差跌乎。且夫信無過於四時。而春或不華。夏或隕霜。秋或雨雪。冬或無冰。豈復以爲難哉。所謂禍者已欲違之而反觸之者也。比干子胥。已知其必然而樂爲焉。天何罪焉。天雖欲福仁^(十九)。亦不能以手臂引人而與之。非所謂無慶也。荀令以此設難。而解以槌擊煮燒。於事無施。孫氏譏比干子胥。亦非其理也。殷有三仁。比干居一。何必啓手。然後爲德。子胥雖有仇君之過。猶有觀心知仁。懸首不化。故臣之節也。且夫賢人之道者。同歸而殊塗。一致而百慮。或見危而授命。或望善而遐舉。或被髮而狂歌。或三黜而不去。或辭聘而山棲。或忍辱而俯就。豈得責以聖人也哉。嗚呼^(二十一)。通節之士。實關斯事。其審之云耳。

校記

- (一) 「斃」、胡本同、他本皆作「弊」、
- (二) 「于」、杜本·程本·何本譌「干」、又「惡」下、諸本(除胡本)有注云、「一作其性、」
- (三) 「犯」原文作「厄」、俞云、「厄當作犯、」按、俞說是也、今從而改、
- (四) 「徇」、底本作「狗」、諸本同、唯杜本作徇、按、字彙云、狗、俗徇字、今據杜本改用正字、
- (五) 「夫」、胡本同、他本皆作「無」、梁氏云、「作夫是也、蓋夫誤爲无、轉訛爲無耳、」按、梁說是也、
- (六) 今本尙書「在昔」作「昔在」、
- (七) 「時」、胡本同、他本皆作「寔」、今本尙書作時、梁氏云、「爾雅釋詁、寔時並訓是、故寔可通時、」按、皮錫瑞今文尙書攷證曰、「中論曰、其在高宗、寔舊勞于外、蓋古文尙書、時字與寔字義同、本虛字屬下讀、史公所據今文尙書無之、」皮氏用程本、故云爾、而未知孰是、今仍從舊、

- (八) 今本尙書「於」作「于」。
- (九) 胡本同、他本皆言上有「惟」字、今本尙書作「三年不言、其惟不言、言乃雍、」按、今文無其惟不言句、皮錫瑞云、「史記曰、三年不言、言乃謹、無其惟不言句、尙書大傳亦無之、……是今文尙書本無之、以文義論、古文尙書、亦不當有、惟禮坊記引高宗云、三年其惟不言、言乃謹、……作偽古文者、蓋據坊記所引、增竄經文、以示異於史公、」又云、「中論天壽篇云、三年不言、惟言乃雍、從古文作雍、而亦無其惟不言句、」按、徐氏所用古文、蓋本作「三年不言、言乃雍、」言上不當有惟字、今從舊。
- (十) 「邦」、胡本同、今本尙書亦同、他本皆作「國」、按、今文作國、本書他處多用今文、而此篇則大率據古文、則作邦爲一貫矣、今姑從舊。
- (十一) 今本尙書惠下有「于」字、不下有「敢」字。
- (十二) 今本尙書疊「生則逸」三字。
- (十三) 「艱難」、胡本同、今本尙書及後漢書荀爽傳引亦同、他本皆二字倒。
- (十四) 今本尙書「知」作「聞」、無「苦」字。
- (十五) 「之」、胡本同、他本皆作「是」、今本尙書作之、按、漢書鄭崇傳·論衡語增篇引並作是、是今文作是也。
- (十六) 今本尙書「三四」作「四三」、漢書杜欽傳引同、按、疑徐氏所見本如此、非以文例乙之、皮錫瑞云、「以上文或七八年或五六年文法例之、當從中論作或三四年是也、」又按、自立其卽位至此、皮氏以爲今文、而與上所云用古文齟齬、徐氏引經、不必墨守原文、然則以不與僞古文合者直爲今文、不可從也。
- (十七) 胡本「天」譌「天」、
- (十八) 「王澤」、胡本同、他本皆作「聲聞」、梁氏云、「原作義不可通、兩京本近是、」
- (十九) 諸本(除胡本)仁下有注云、「一作人」、兪云、「作人是也、」按、兪說似非、福仁與福善同、語義自足、而福人則義却有所虧。
- (二十) 「與」原文作「亡」、兪云、「亡之、疑當作與之、與作与、故誤爲亡、」按、兪說是也、今從而改。
- (二十一) 「嗚呼」、胡本同、他本皆作「於戲」、

天寿第十四

或るひと問ふ、「孔子『仁者は寿し』と称せしかども、而れども顔淵早夭せり。積善の家必ず余慶有りといふも、而れども比干・子胥 身 大禍に陥れり。豈に聖人の言信ならずして後人を欺むるか」と。故の司空 穎川の荀爽 之を論じて以て為へらく、「古人言へる有り、『死して不朽なり』と。太上 立德有り、其の次は立功有り、其の次は立言有るを謂ふ。其の身没せるも、其の道猶ほ存す、故に之を不朽と謂ふ。夫れ形体なる者は、人の精魄なり。徳義令聞なる者は、精魄の榮華なり。君子 其の形体を愛む、故に以て其の徳義を成すなり。夫れ形体は固自り朽斃消亡の物。寿と寿ならざると数十歳に過ぎざるに、徳義の立つと立たざると差ふこと数千歳なり。豈に日を同じうして言ふべけんや。顔淵の時、百年の人有りしならんも、今寧か復た其の姓名を知らんや。詩に云ふ、『万有千歳、眉寿 害有ること無し』と。人 豈に万寿千歳の者有らんや。皆令徳の謂なり。此れに由りて之を觀れば、仁者寿しといふは豈に信ならずや。伝に曰く、『好む所 生より甚しき者有り、惡む所 死より甚しき者有り』と。比干・子胥は皆義を重んじ死を輕んずる者なり。其の輕んずる所を以て其の重んずる所を獲、仁を求めて仁を得たれば、慶と謂ふべし。鍾を槌ち磬を撃つは、其の声を發する所以なり。鬻を煮 薰を燒くは、其の芬を揚ぐる所以なり。賢者の窮厄戮辱は、此れ槌撃の意なり。其の死亡陷溺は、此れ煮燒の類なり」と。北海の孫翺以為へらく、「死生 命有り、他人の致す所に非ざるなり。善を積みて慶有り、仁を行ひて寿を得るが若きは、乃ち教化の義にして人を誘ひて善に納るるの理なり。若し『善を積むも報を得ず、仁を行ふ者凶あり』と曰はば、則ち愚惑の民將に惡に走りて以て天常に反かんとす。故に曰く、『民は之に由らしむべきも、之を知らしむべからず』と。身体髮膚、之を父母に受く。敢へて毀傷せざるは孝の至りなり。夫の名を求むるの徒の厥の体を殘疾し、危戮を冒犯し、以て其の名に徇ふが若きは、則ち曾參は為さざるなり。子胥 君に違ひて敵国に適き、以て其の恥を雪ぎ、父の与に讐を報せしは、人臣の礼に悖り、畔弑の原を長ぜしむ。又た二主の異量を深見せずして、首を懸けらるるも化せざるに至る。斯れ乃ち凶の大なる

者なり。何の慶とこれ為さん」と。幹以為へらく、二論皆其の理に非ざるなりと。故に「弃天寿」を作ると云ふ。幹聞く、先民称すらく、「知者に悪まるるを鑿と為すなり」と。其れ然らざらんや。是を以て君子の論を為すや、必ず事類の宜しきに原づきて理に循ふ。故に曰く、「説成れば而ち聞るべからざるなり。義立てば而ち乱るべからざるなり」と。夫の二難の若き者は、苟くも既に本に違ひ、死も又た其の実を以てせず。夫れ聖人の言、広なり大なり。變化云為、固より以て一概に齊しうすべからざるなり。今將に妄りに其の目を挙げ、以て其の非を明らかにせんとす。夫れ寿に三有り。王沢の寿有り、声聞の寿有り、行仁の寿有り。書に曰く、「五福。一に曰く寿」と。此れ王沢の寿なり。詩に云ふ、「其の徳爽はず、寿考忘れず」と。此れ声聞の寿なり。孔子曰く、「仁者は寿し」と。此れ行仁の寿なり。孔子のしか云ひしは、仁者寿ければ万物を利養し、万物も亦た利を受くるを以て、故に必ず寿しとするなり。荀氏 死して不朽なるを以て寿と為せども、則ち書何の故に曰ふや、「在昔殷王中宗、嚴恭み寅畏れ、天命もて自ら度る。民を治むるに祇み懼れ、敢へて荒寧せず。肆に中宗の国を享くること七十有五年。其れ高宗に在りては、時に旧しく外に勞し、爰に小人と暨にせり。作ちて其れ位に即けば、乃ち亮陰する或りて三年言はず。言へば乃ち雍ぐ。敢へて荒寧せず、嘉く殷邦を靖んず。小大に至るまで、時れ怨むもの或る無し。肆に高宗の国を享くること五十有九年。其れ祖甲に在りては、王と惟るを義とせずして、旧しく小人と為る。作ちて其れ位に即けば、爰に小人の依を知り、能く庶民を保恵し、鰥寡を侮らず。肆に祖甲の国を享くること三十有三年。時れよりして厥の後、立てる王は、生れては則ち逸し、稼穡の艱難を知らず、小人の勞苦を知らず、惟だ耽樂にこれ従ふ。時れよりして厥の後、克く寿なるもの或る罔し。或いは十年、或いは七八年、或いは五六年、或いは三四年なる者なり」と。周公 天寿の意を知らざらんや。故に言ふ、声聞の寿は王沢に同じかるべからず、と。是を以て達人は必ず之を参にするなり。孫氏専ら以へらく、王教の義にして、愚惑の民の將に天常に反かんとするを悪む、と。孔子 何の故に「身を殺して以て仁を成すこと有れども、生を求めて以て仁を害すること無し」と曰へるや。又た「古より皆死有り、民 信無

くんば立たず」と曰へるや。食^①を去りて死を必とするを知らしめんと欲するなり。昔者^②仲尼乃ち民の不仁不信なるを欲せしや。夫れ聖人の教へは、乃ち明允^③の君子の為にす。豈に徒だに愚惑の民の為にするのみならんや。愚惑の民は、威すに斧鉞^④の戮を以てし、懲らすに刀墨^⑤の刑を以てし、之を他邑^⑥に遷して裔土^⑦に流してすら、猶ほ或いは悛めず。況んや言を以てするをや。故に曰く、「惟だ上智^⑧と下愚とは移らず」と。然らば則ち荀・孫の義、皆其の情^⑨を失ふこと、亦た知るべきなり。昔者^⑩帝嚳^⑪已前は尚し。唐虞三代は、厥^⑫の事略を得べきか。聞く、堯より武王に至るまで、稷より周・召に至るまで、皆仁人なりと。君臣の数、少なしと為さず。其の年寿を考ふるに、天と為さず。斯れ仁者寿きの驗に非ずや。又た七十子^⑬豈に残酷なる者あらんや。顧だ其の仁に優劣有るのみ。其の天せし者は惟だ顔回のみ。一顔回に拠りて多く其の余を疑ふは、一鈎^⑭の金を以て一車の羽を権り、金羽より軽しと云ふに異なる無し。天道迂闊^⑮、闇昧にして明らめ難し。聖人大略^⑯を取りて以て成法^⑰を為す。亦た安んぞ能く委曲^⑱も失はず、毫芒^⑲も差跌無からんや。且つ夫れ信なること四時に過ぐるもの無けれど、而も春或いは華^⑳ひらかず、夏或いは霜隕^㉑り、秋或いは雪雨^㉒り、冬或いは氷無し。豈に復た以て難を為さんや。所謂「禍なる者は、已に之を違^㉓らんと欲して、而して反つて之に触るる」者なり。比干・子胥、已に其の必ず然るを知りて樂しみて焉^㉔を為す。天何の罪かあらん。天仁に福せんと欲すと雖も、亦た手臂^㉕を以て人を引きて之に与ふる能はず。所謂「慶無き」に非ざるなり。荀令此れを以て難を設け、而して解くに槌擊^㉖煑焼^㉗を以てするも、事に於て施す無し。孫氏比干・子胥を譏るも、亦た其の理に非ざるなり。殷に三仁有り、比干一に居る。何ぞ必ずしも手を啓きて、然る後に徳と為さんや。子胥君に仇するの過有りと雖も、猶ほ心を觀て仁を知る有り。首を懸けらるるも化せざるは、故より臣の節なり。且つ夫れ賢人の道は、帰を同じうして而も塗を殊にし、致を一にして而も慮を百にす。或いは危を見て命を授け、或いは善を望みて遐^㉘挙し、或いは被髮^㉙して狂歌し、或いは三たび黜^㉚けらるるも去らず、或いは聘を辞して山棲^㉛し、或いは辱を忍びて俯就^㉜す。豈に責むるに聖人を以てするを得んや。嗚呼、節に通ずるの士、実に斯の事に関はる、其れ之を審らかにせよと云ふのみ。

注

- (1) 天壽 善人夭折、悪人長壽の矛盾は、司馬遷の有名な「儼所謂天道是邪非邪」の歎息以來、漢代倫理思想史の主要なテーマとなっていた。詳細は森三樹三郎『上古より漢代に至る性命觀の展開』参照。
- (2) 孔子稱云 『論語』雍也篇の文。原文は「知者樂水、仁者樂山、知者動、仁者靜、知者樂、仁者壽」であり、集解に「性靜、故壽考也」と云う。
- (3) 顏淵早夭 『論語』雍也篇「孔子對曰、有顏回者、好學、不遷怒、不貳過、不幸短命死矣、今也則亡、」(再見先進篇) 『史記』伯夷傳「七十子之徒、仲尼獨薦顏淵爲好學、然回也屢空、糟糠不厭、而卒蚤夭、天之報施善人、其何如哉、」
- (4) 積善之家必有餘慶 『周易』坤卦文言の文。
- (5) 比干 『論語』微子篇「比干諫而死、」 『史記』殷本紀「比干曰、爲人臣者、不得不以死爭、乃強諫紂、紂怒曰、吾聞、聖人心有七竅、剖比干觀其心、」
- (6) 子胥 伍子胥は吳王夫差に事えて大功があつたが、のち王にうとまれ、また太宰嚭の讒言により自殺せしめられた。『史記』伍子胥傳「乃告其舍人曰、必樹吾墓上以梓、令可以爲器、而抉吾眼縣吳東門之上、以觀越寇之入滅吳也、乃自剄死、吳王聞之大怒、乃取子胥尸、盛以鴟夷革、浮之江中、」(又『左傳』哀公十一年に見ゆ)
- (7) 身陷大禍 『後漢書』黨錮傳「古之循善、自求多福、今之循善、身陷大戮、」
- (8) 荀爽 一二八〜一九〇。字慈明、潁川の人、荀淑の子。荀氏八龍の中で無隻と稱せられる。晩年、董卓に徵せられ、九十五日にして司空に至る。傳は『後漢書』列傳第五十二にあり。なおこの論は、他に佚文は見えない。
- (9) 古人有言云 『左傳』襄公二十四年「穆叔如晉、范宣子逆之、問焉曰、古人有言、曰、死而不朽、何謂也、……穆叔曰、……魯有先大夫、曰臧文仲、既沒、其言立、其是之謂乎、豹聞之、大上有立德、其

- (10) 次有立功、其次有立言、雖久不廢、此之謂三不朽、
形體者人之精魄也 身體は人のたましいの據り所である、の意。なお「形體」は、『淮南子』精神訓「夫精神者所受于天也、而形體者所稟于地也」ほか用例が多い。また「精魄」は『魏志』管寧傳に「精魄飛散」とある。
- (11) 令聞 『詩』大雅・文王「嘽嘽文王、令聞不已、」同卷阿「令聞令望、豈弟君子、四方爲綱、」 『孟子』告子上篇「令聞廣譽施於身、所以不願人之文繡也、」 『左傳』襄公二十四年「令名、德之輿也、」
- (12) 朽斃 『晏子春秋』諫下篇「衣裳襦袴、朽弊於藏、不勝衣也、」 『論衡』論死篇「夫臥、精氣尙在、形體尙全、猶無所知、況死人精神消亡、形體朽敗乎、」
- (13) 豈可同日言也哉 智行篇注(47)参照。
- (14) 詩云云 魯頌・閟宮の文。
- (15) 令德 『詩』小雅・蓼蕭「宜兄宜弟、令德壽豈、」同大雅・假樂「顯顯令德、宜民宜人、」
- (16) 傳曰云云 『孟子』告子上篇「生亦我所欲也、所欲有甚於生者、故不爲苟得也、死亦我所欲也、所惡有甚於死者、故患有所不辟也、……是故所欲有甚於生者、所惡有甚於死者、非獨賢者有是心也、人皆有之、賢者能勿喪耳、」
- (17) 重義 『漢書』公孫弘傳「身行儉約、重義輕財、未有若公孫弘者也、」
- (18) 輕死 『老子』第七十五章「民之輕死、以其上求生之厚、是以輕死、」
- (19) 求仁得仁 『論語』述而篇「伯夷叔齊何人也、曰、古之賢人也、曰、怨乎、曰、求仁而得仁、又何怨乎、」
- (20) 擊磬 『論語』憲問篇「子擊磬於衛、有荷蕢而過孔氏之門者、曰、有心哉、擊磬乎、」
- (21) 糞鬯 『周禮』鬱人注「築鬱金糞之、以和鬯酒、」
- (22) 燒薰 『淮南子』說林訓「腐鼠在壇、燒薰於宮、」 『漢書』龔勝傳「薰以香自燒、」

- (23) 揚芬 揚芳と同じ。用例としては後のものだが、『晉書』桓彝傳論に「揚芬千載之上」と見える。また司馬相如「上林賦」に「吐芳揚烈」とある。
- (24) 戮辱 『韓非子』難言篇「然則雖賢聖、不能逃死亡避戮辱者何也、」後漢書』鄧皇后紀論「名賢戮辱、便孽黨進、」
- (25) 死亡 『荀子』王霸篇「將以爲福、乃得死亡、」『漢書』賈山傳「夏商之季世、雖關龍逢・箕子・比干、賢之身死亡而道不用、」
- (26) 陷溺 『孟子』梁惠王上篇「彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵、」『新書』鑄錢篇「民方陷溺、上且弗救乎、」
- (27) 孫翽 傳記不明。北海とあるから、あるいは徐幹と同郷の名士であろうか。なお『文選』卷五四劉孝標「辨命論」注に、「徐幹中論曰、北海孫翽云、積善餘慶、誘民於善路耳」とあり、梁氏は「節引之文」と云う。
- (28) 死生有命 『論語』顔淵篇「商聞之矣、死生有命、富貴在天、」
- (29) 行仁 『孟子』公孫丑上篇「以德行仁者王、」
- (30) 愚惑 『史記』日者傳「夫愚惑之人、豈能以一言而知之哉、」『韓非子』南面篇「是以愚亂之民、苦小費而忘大利也、」他にも用例が多い。
- (31) 天常 『左傳』文公十八年「顓頊氏有不才子、不可教訓、……傲很明德、以亂天常、」同哀公六年「夏書曰、惟彼陶唐、帥彼天常、有此冀方、」『法言』問道篇「吾見天常爲帝王之筆舌也、」『後漢書』袁紹傳「洎亂天常、侵奪朝威、」
- (32) 民可使由之云云 『論語』泰伯篇の文。積善有慶は民の善行を勵ますための方便であり、それを信じさせておけばよく、眞實を知らせる必要はない、ということ。
- (33) 身體髮膚云云 『孝經』開宗明義章の文。『孝經』は末句を「孝之始也」に作る。音近きによる誤りと考えられなくもないが、身體を愛養するを強調するために敢えて改めたものとみておきたい。
- (34) 殘疾 損傷する、不具にする。

- (35) 冒犯 『後漢書』袁閔傳「綴經扶棺、冒犯寒露、」『呂氏春秋』孝行篇「相爲殫知竭力、犯危行苦、」
- (36) 徇其名 『史記』伯夷傳「賈子曰、貪夫徇財、烈士徇名、」(もと「服鳥賦」の文。『漢書』賈誼傳にも見ゆ。)
- (37) 曾參不爲也 曾參が親より授かった身體を愛養し全うしたのでかく云う。『論語』泰伯篇「曾子有疾、召門弟子曰、啓予足、啓予手、詩云、戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰、而今而後、吾知免夫、小子、」子胥違君而適讐國云云 楚の臣下であった伍子胥は敵國の呉に往き、楚の都に攻め入って、父と兄を殺した平王の屍を鞭うって復讐を遂げた。詳細は『史記』伍子胥傳参照。なお「雪恥」「報讐」とも同傳に用例が見える。
- (38) 悖人臣之禮 『韓非子』難篇「平公失君道、師曠失臣禮、」『孝經』聖治章「不敬其親、而敬他人者、謂之悖禮、」なお偽書だが「孔叢子」居衛篇に「夫子未嘗失人臣之禮」とある。
- (40) 二主 闔廬と夫差。
- (41) 懸首不化 死んでも態度・志を改めない、の意か。あるいは首をさらしものにされても死なない(『淮南子』精神訓注「化猶死也」、つまり死んでも死にきれない(多田氏の譯)ことも讀めるが、今はとらない。
- (42) 先民稱 出典不明。なお脩本篇注(34)参照。
- (43) 所惡於知者爲鑿也 利口ぶって穿鑿することは智者に嫌われる、の意。「爲鑿」は「鑿のためなり」とも讀める。
- (44) 事類 『風俗通』正失篇「推事類、似不及大宗之世、」
- (45) 循理 『史記』太史公自序「奉法循理之吏、不伐功矜能、」
- (46) 故曰 典據不明。
- (47) 二難 荀爽と孫翽の二つの論難。
- (48) 死又不以其實 その上にまた比干や子胥らの死についても眞實を得ていない、の意。
- (49) 聖人之言 『法言』問道篇「聖人之言似水火、或問水火、曰、水測

- 之而益深、窮之而益遠、火用之而彌明、宿之而彌壯、」
- (50) 變化云爲 『周易』繫辭下傳「是故變化云爲、吉事有祥、」
- (51) 今將妄舉其目云云 いま及ばずながらその要點を擧げ、荀・孫の誤りを明らかにしてみよう、の意か。荀・孫らは妄りに聖人の言の條目をとりあげて非難しようとしている、という意味にとるのは無理であろう。
- (52) 王澤 班固「兩都賦」序「昔成康沒而頌聲寢、王澤竭而詩不作、」
- (53) 聲聞 『孟子』離婁下篇「聲聞過情、君子恥之、」 『荀子』大略篇「德至者色澤洽、行盡而聲聞遠、」
- (54) 書曰云云 周書・洪範の文
- (55) 詩云云 小雅・蓼蕭の文。天子の壽徳を祝頌する句。
- (56) 利養 『管子』度地篇「乃以其天材地之所生利養其人、以育六畜、」
なおこの句『周易』乾卦文言の「聖人作而萬物覩」を踏まえるか。
(正義に「聖人有生養之徳、萬物有生養之情」と。)
- (57) 書何故曰云云 周書・無逸篇の文。徐氏は、他篇では今文に據るが、ここでは段玉裁も「徐氏所引書、大段與今本合、……徐氏所習者、古文尙書也」と云うように、主に古文に基づくらしい。その尙書學についてはこれまでも注意してきたが、あるいは、古文に據りつつ今文を折衷するという鄭玄の學風に近いところがあるのかもしれない。無逸篇においては、漢説と僞孔傳に大きな隔たりがあり、いずれにしても僞孔傳の解釋を適用するのは妥當ではない。今とりあえず、馬・鄭等の漢説に基づき讀んでおく。なおこの篇は『史記』魯世家に引用されており、今文のテキストであるとされている。以下に、参照のために引いておく。「故昔在殷王中宗、嚴恭敬畏、天命自度、治民震懼、不敢荒寧、故中宗饗國七十五年、其在高宗、久勞于外、爲與小人、作其卽位、乃有亮闇、三年不言、言乃謹、不敢荒寧、密靖殷國、至于小大無怨、故高宗饗國五十五年、其在祖甲、不義惟王、久爲小人于外、知小人之依、能保施小民、不侮鰥寡、故祖甲饗國三十三年、」(句については諸説あるが、今は私意もて施す。)

- (58) 中宗 大戊を指す(『史記』殷本紀・『呂氏春秋』制樂篇注および『毛詩』烈祖鄭箋)。なお『竹書紀年』に基づく王國維の考證に據れば祖乙とするのが正しいが、當時そのような説は見あたらない。
- (59) 嚴恭寅畏 鄭注「恭在貌、敬在心、」(『爾雅』釋詁「寅、敬也、」江聲『尙書集注音疏』に敷衍して「嚴恭在貌、寅畏在心」と云う。なお僞孔傳は「嚴かにして恭寅み、天命を畏る」と訓ずるが、原義ではあるまい。
- (60) 自度 僞孔傳は「度(法度)を自ふ」と訓ずる。また孫星衍は「天命自度」を一句としながら「中宗自持敬畏、以天命爲法度」と解するが、動詞とみて「はかる」と讀むのが自然であろう。
- (61) 不敢荒寧 馬注「知民之勞苦、不敢荒廢自安也、」なお屈萬里『尙書釋義』に「荒寧、古成語、文侯之命及毛公鼎・晉姜鼎皆見之」と云う。
- (62) 其在高宗云云 馬注「武丁爲太子時、其父小乙使行役、有所勞苦於外、與小人從事、知小人艱難勞苦也、」鄭注「高宗、謂武丁也、舊猶久也、爰、于、暨、與也、武丁爲太子時、殷道衰、爲其父小乙將師役于外、與小人之故、言知其憂勞也、」 「時」は上に屬して「其の高宗のときに在りて」とも讀めるが、他本みな「寔」に作れば、助字ととっておく。また「與」を鄭玄は「あづかる」と訓ずるが、馬融に従い「ともにす」と讀んでおく。なお僞孔傳は馬説に同じ。
- (63) 作其卽位 鄭注「作、起也、」王引之『經傳釋詞』は、「其の位に卽くにおよび」と讀む。
- (64) 乃或亮陰、三年不言 馬注「亮、信也、陰、默也、爲聽于冢宰、信默而不言、」鄭注「諒闇、轉作梁闇、楣謂之梁、闇謂廬也、小乙崩、武丁立、憂喪三年之禮、居倚廬柱楣、不言政事、」按ずるに、鄭、馬の簡明なるに若かず。(僞孔傳は馬説に同じ。)なおこの二句、一句として「乃ち亮陰三年言はざることを或り」と讀むのが一般的だが、リズムから言えば句を入れるべきであろう。『論語』憲問篇「子張曰、書云、高宗諒陰、三年不言、何謂也、」

- (65) 言乃雍 鄭注「其不言之時、時有所言、則群臣皆和諧、」又「言乃喜悅、則民臣望其言久矣、」
- (66) 至于小大、無時或怨 鄭注「小大謂萬人、上及群臣、言人臣大小皆無怨、」
- (67) 祖甲 馬・鄭は武丁の子の帝甲とする。僞孔傳・王肅は湯の孫の太甲とする。
- (68) 不義惟王 馬注「祖甲有兄祖庚、而祖甲賢、武丁欲立之、祖甲以王廢長立少不義、逃亡民間、故曰、不義惟王、久爲小人也、武丁死、祖庚立、祖庚死、祖甲立、」僞孔傳は「義ならずして惟れ王たり、舊しく小人（の行ひ）を爲す」と讀むが、これは太甲のこととみるからである。なお「惟」を「なる」と讀むのは、『經傳釋詞』「惟、爲也」の訓詁に據る。
- (69) 立王 『詩』大雅・桑柔「天降喪亂、滅我立王、」
- (70) 達人 『左傳』昭公七年「聖人有明德者、若不當世、其後必有達人、」
- (71) 參之 壽を王澤・聲聞・行仁の三つに分けて考えること。
- (72) 有殺身以成仁云云 『論語』衛靈公篇の文。ただし原文は二句倒。
- (73) 自古皆有死云云 『論語』顔淵篇の文。
- (74) 去食 同右「子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先、曰、去食、自古皆有死、云云」
- (75) 明允 『左傳』文公十八年「高陽氏有才子八人、……齊聖廣淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷、」
- (76) 斧鉞 『左傳』昭公四年「將戮慶封、負之斧鉞、」他に用例が多い。
- (77) 刀墨 入墨、すなわち黥刑。『周禮』秋官の五刑の一に墨刑がある。『國語』周語上「猶有散遷懈慢而著在刑辟、流在裔土、於是乎有蠻夷之國、有斧鉞刀墨之民、」
- (78) 遷之他邑 漢代における遷徙の事例は、沈家本『漢律摭遺』卷十に集められているが、近くは馬融と蔡邕がともに朔方に徙されている。なお沈氏の按語に、「漢法無流而有徙、徙亦曰遷、後亦稱流徙」と云

- う。
- (79) 流於裔土 僻地への流罪は『尚書』舜典に見える。漢代において罪人を邊境に謫徙したいわゆる謫戍についても、沈氏の前掲書に詳しい。なお用例は注(77)参照。また智行篇に前出。
- (80) 惟上智與下愚不移 『論語』陽貨篇の文。
- (81) 帝嚳已前尙矣 『帝王世紀』や『通鑑外紀』に據れば、神農は在位百二十年、黃帝は在位百年であり、また少皞と顓頊と帝嚳は、それぞれ百と九十八（一説に一）と百五歳で没したという。當時にも同様の傳説があったのであるが、徐氏は虚妄として信じなかったのである。
- (82) 不爲夭矣 『史記』五帝本紀に據れば、堯は在位九十八年であるから百歳以上の壽であり（正義引く皇甫謐は百十七歳、孔安國は百十六歳とする）、舜も百歳で没したことになる。また『禮記』文王世子篇に「文王九十七乃終、武王九十三而終」とある。その他は資料的價値にやや問題があるが、『帝王世紀』等に據れば、禹・湯・伊尹はみな百歳の齡である。后稷・周公・召公らについては知られないが、夭折ではあり得ないので、いずれにしても古聖賢はおおむね長命ということになる。
- (83) 七十子 智行篇注(29)参照。
- (84) 殘酷 『毛詩』大雅・民勞「國無有殘」鄭箋「天下邦國之君、不爲殘酷、」
- (85) 一鉤之金云云 『孟子』告子下篇「金重於羽者、豈謂一鉤金與一輿羽之謂哉、」鉤はおびがね。
- (86) 天道迂闊、闇昧難明 天の道は廣遠にして暗く、その條理を明らかにし難い、の意。下句は、暗愚の者には知り難い、の意にとれなくもないが、少し不自然な讀み方であろう。
- (87) 大略 『孟子』滕文公上篇「此其大略也、若夫潤澤之、則在君與子矣、」『莊子』大宗師篇「我爲汝言其大略、」
- (88) 成法 『漢書』禮樂志「宗業垂後嗣、斯成法也、」後の例だが、沈

- 約「宋書 恩倖傳論」に「因此相洽、遂爲成法。」(『文選』卷五十)
 (89) 委曲 こまこました點。『後漢書』班彪傳「細意委曲、條例不經、
 他に用例多し。」
 (90) 豪芒無差跌 ほんのわずかな齟齬もない。『荀子』儒效篇「聖人者
 ……齊言行、豪釐不失、」
 (91) 信無過於四時 曆數篇注(11)参照。『荀子』不苟篇「四時不言、而
 百姓期焉、夫此有常以至其誠者也、」
 (92) 華 『禮記』月令篇「仲春、…桃始華、」
 (93) 夏或隕霜 『漢書』武帝紀「(元光四年)夏四月、隕霜殺草、」(五
 行志中之下にも見ゆ。)なお「隕霜」は、『春秋』には僖公三十三年
 十二月、定公元年十月の二例あり、五行志にはさらに僖公二年十月、
 元帝元年三月および九月が擧げられている。
 (94) 秋或雨雪 『漢書』五行志中之下「桓公八年十月、雨雪、周十月、
 今八月也、未可以雪、」(楊伯峻『春秋左傳注』云、「此年建丑之十月、
 夏正之九月、不應有雪而雨雪、故書、」)なお「春秋』には他に「雨
 雪」の例はない(「大雨雪」は一例)。漢代の例は五行志参照。
 (95) 冬或無冰 『春秋』には、桓公十四年春、成公元年二月、襄公二十
 八年春の三例「無冰」があるが、夏正では冬(恐らくは十二月)にあ
 たる。(五行志中之下「劉向以爲、周春、今冬也、」)また五行志には、
 武帝元狩八年冬、昭帝始元二年冬の二例を載せる。
 (96) 豈復以爲難哉 いわゆる異をままありうべきこととみるわけであり、
 徐氏が災異思想を信奉しない資料として注目される。
 (97) 禍者云云 「所謂」とあるから、成語であると思われるが未詳。なお
 「所謂」を禍にのみ繋げるのは妥當ではあるまい。
 (98) 違之 『周易』乾卦文言「樂則行之、憂則違之、」『國語』周語中
 「未能違難」韋注「違、避也、」(『左傳』莊四柱注同、)『禮記』表記
 篇「君子慎以辟禍、」
 (99) 天何罪焉 彼らは死を覺悟して自ら進んで行動したのであり、善人

- に禍したのは不條理だとして天を責めることはできぬ、の意。
 (100) 福仁 『尚書』湯誥「天道福善禍淫、」
 (101) 以手臂引人 手でその人を招き寄せて、の意。人の腕をとって引く
 の意ではあるまい。それなら「引人手臂」と書くのが普通。
 (102) 殷有三仁 智行篇注(59)参照。
 (103) 啓手 注(37)参照。
 (104) 仇君之過 『史記』伍子胥傳「乃掘楚王墓、出其尸、鞭之三百、然
 後已、申包胥亡於山中、使人謂子胥曰、子之報讐、其以甚乎、…今
 子故平王之臣、親北面而事之、今至於慘死人、此豈其無天道之極乎、」
 (105) 觀心知仁 その心を見れば、子胥の仁者たることが知られる、の意
 か。人の心を見て、それが仁か否かを知る、の意ではあるまい。
 (106) 臣之節 『漢書』路溫舒傳「方外以盡臣節、」
 (107) 同歸而殊塗、一致而百慮 『周易』繫辭下傳の文。
 (108) 見危而授命 『論語』憲問篇「見利思義、見危授命、」
 (109) 遐舉 『楚辭』遠遊「汎容與而遐舉兮、」李陵「答蘇武書」「彼
 二子(Ⅱ)范蠡・曹沫)之遐舉、誰不爲之痛心哉、」(『文選』卷四一)
 (110) 被髮而狂歌 『後漢書』申屠蟠傳「其不遇也、則裸身大笑、被髮狂
 歌、」注「歌、謂楚狂接輿歌而過孔子也、」『史記』宋世家「箕子被
 髮佯狂而爲奴、」『莊子』達生篇「被髮行歌、而遊於塘下、」
 (111) 三黜而不去 『論語』微子篇「柳下惠爲士師、三黜、人曰、子未可
 以去乎、曰、直道而事人、焉往而不三黜、枉道而事人、何必去父母之
 邦、」
 (112) 辭聘 後漢では、辟召を辭すのは、むしろ通例と言えるほど多く見
 られる。
 (113) 山棲 『後漢書』仲長統傳「抗志山栖、游心海左、」
 (114) 俯就 恥を忍んで卑職に就く。『吳志』虞翻傳注「徵士嚴遵、王莽
 數聘、抗節不行、光武中興、然後俯就、」
 (115) 通節之士 事理に通じ節義ある士。

務本第十五

人君之大患也。莫大於詳於小事而略於大道。察其近物而闕於遠圖。故自古及今。未有如此而不亂也。未有如此而不亡也。夫詳於小事而察其近物者。謂耳聽乎絲竹歌謠之和。目視乎雕琢采色之章。口給乎辨慧切對之辭。心通乎短言小說之文。手習乎射御書數之巧。體驚乎俯仰折旋之容。凡此數者。觀之足以盡人之心。學之足以動人之志。且先王之末教也。非有小才小智。則亦不能爲也。是故能爲之者。莫不自悅乎其事。而無取於人。以人皆不能故也。夫居南面之尊。乘生殺之權者。其勢固足以勝人也。而加以勝人之能。懷是己之心。誰敢犯之者乎。以匹夫行之。猶莫之敢規也。而況人君哉。故罪惡若山而不見也。謗聲若雷而不聞也。豈不甚矣乎。夫小事者味甘。而大道者醇淡。近物者易驗。而遠圖者難效。非大明君子。則不能兼通者也。故皆惑於所甘而不能至乎所淡。眩於所易而不能及於所難。是以治君世寡。而亂君世多也。故人君之所務者。其在大道遠圖乎。大道遠圖者。爲仁足以覆幬羣生。惠足以撫養百姓。明足以照見四方。智足以統理萬物。權足以變應無端。義足以阜生財用。威足以禁遏姦非。武足以平定禍亂。詳於聽受。而審於官人。達於興廢之原。通於安危之分。如此則君道畢矣。夫人君非無治爲也。失所先後故也。道有本末。事有輕重。聖人之異乎人者無他焉。蓋如此而已矣。魯桓公容貌美麗。且多技藝。然而無宏才大智。不能以禮防正其母。使與齊侯淫亂不絕。驅馳道路。故詩刺之曰。猗嗟名兮。美目清兮。儀既成兮。終日射侯。不出正兮。展我甥兮。下及昭公。亦善有容儀之習以亟。其朝晉也。自郊勞至於贈賄。禮無違者。然而不恤國政。政在大夫。弗能取也。子家羈賢。而不能用也。奸大國之明禁。凌虐小國。利人之難。而不知其私。公室四分。民食其他。思莫在於公。不圖其終。卒有出奔之禍。春秋書而絕之曰。公孫於齊。次於陽州。故春秋外傳曰。國君者。服寵以爲美。安民以爲樂。聽德以爲聰。致遠以爲明。又詩陳文王之德曰。惟此文王。帝度其心。貊其德音。其德克明。克明克類。克長克君。王此大邦。克順克比。比于文王。其德靡悔。既受帝祉。施于孫子。心能制義曰度。德政應和曰貊。照監四方曰明。施勤無私曰類。教誨不倦曰長。賞慶刑威曰君。慈和徧服曰順。擇善而從曰比。經緯天地曰文。如此則爲九德之美。何技藝之尙哉。今使人君

視如離婁。^(四十七) 聰如師曠。御如王良。射如夷羿。書如史籀。計如隸首。走追駟馬。力折門鍵。^(四十八) 有此六者。^(四十九) 可謂善於有司之職矣。何益於治乎。無此六者。可謂乏於有司之職矣。何增於亂乎。必以廢仁義妨道德。^(五十) 何則小器弗能兼容。治亂既不繫於此。而中才之人所好也。^(五十二) 昔路豐舒晉智伯瑤之亡。^(五十三) 皆怙其三才。恃其五賢。而以不仁之故也。故人君多技藝好小智。而不通於大倫者。^(五十四) 適足以距諫者之說。而鉗忠直之口也。^(五十七) 祇足以追亡國之迹。而背安家之軌也。不其然耶。不其然耶。

校記

- (一) 治要「於」作「乎」、梁氏云、「(治要) 文氣較順、」
- (二) 治要「其」作「於」、錢氏札記云、「於、原譌其、据治要改、與後文合、」梁氏云、「其於互文、其猶於也、」按、作於較勝、然而據梁訓、則不必須改、(其、之也、之猶於也、故其又可訓於、詳於經傳釋詞) 錢雖謂改作於、才與後文合、而底本及胡本後仍作其、前後相合、前作其而後爲於、固不可、當兩作同字、但未知孰是、今姑從舊、
- (三) 治要「闇」作「暗」、
- (四) 治要「圖」作「數」、札記云、「治要圖作數、與後文合、」按、底本及胡本後亦作圖、事與(二)同、今姑從舊、錢本仍不敢遽改、
- (五) 治要無「故」字、
- (六) 治要無此句、
- (七) 治要無「夫」「而」兩字、
- (八) 「其」、胡本同、他本及治要並作「於」、參照(二)、
- (九) 治要「乎」作「於」、
- (十) 治要「視」作「明」、
- (十一) 「辨」、胡本及治要同、他本作「辯」、梁氏云、「辯辨、古通用、前例已多、」
- (十二) 治要「巧」作「功」、梁氏云、「功巧義通、周禮地官肆師注、古者工與功同字、廣雅釋詁、工、巧也、」
- (十三) 治要「驚」作「比」、「折」作「般」、鈔本原作盤、傍記訂般、

- (十四) 原文無「數」字，錢本據治要補，按，錢校是也，今從而補。
- (十五) 治要「動」作「勤」、「志」作「思」、梁氏云、「治要所作、於文義爲長、」按、梁說似是、此當謂學之者勤思於斯數術、非謂以所學動他人之志也、然今姑從舊、
- (十六) 治要無下「小」字、
- (十七) 治要無「之」字、
- (十八) 治要此句作「皆以不能故也、」
- (十九) 治要夫下有「君」字、札記云、「似與居字形近而衍、」
- (二十) 治要「以」作「已」、「也」作「矣」、
- (二十一) 治要加下有「之」字、錢本據補、
- (二十二) 治要「是」作「足」、按、蓋形既近、而又涉上足字而誤、
- (二十三) 治要無「之」字、
- (二十四) 治要況下有「於」字、錢本據補、
- (二十五) 治要無「也」「矣」字、
- (二十六) 治要句首有「而」字、按文勢、原文爲勝、
- (二十七) 「圖」、胡本同、他本及治要並作「數」、
- (二十八) 治要「眩」作「炫」、梁氏云、「眩炫古通、前已有說、」
- (二十九) 「及」原文作「反」、梁氏云、「反當是及之形誤、」按、梁說是也、今據治要改、
- (三十) 二「圖」字、胡本同、他本及治要並作「數」、梁氏云、「案、兩京本蓋上文察其近物而闕於遠圖而改、而治要則據二遠數以改上文之圖爲數、上文近物者易驗、而遠數者難效、亦近物與遠數相對、治要是也、」按、梁說兩本之改作是也、而以治要爲是、則未可遽從也、前已詳說、今仍從舊、
- (三十一) 治要「爲」作「謂」、「幃」作「燾」、梁氏云、「爲謂、幃燾、古通用、」
- (三十二) 治要二字倒、

- (三十三) 治要「興廢」二字倒、「原」作「源」、
- (三十四) 「宏」、胡本同、他本皆作「君」、梁氏云、「兩京本近是、」
- (三十五) 今本左傳作「今政令在家」、
- (三十六) 左傳子上有「有」字、無「賢」字、
- (三十七) 左傳「明」作「盟」、
- (三十八) 左傳「其」作「於」、無「於」字、
- (三十九) 楚語無「者」字、
- (四十) 札記云、「按、皇矣詩、本作維此王季、樂記及昭二十八年左氏傳引並作惟此文王、正義曰、維此王季、左傳言唯此文王者、經涉亂離、師有異讀、後人因即存之、不敢追改、王肅及韓詩亦作文王、以下文推之、中論當本左傳、然左傳作莫其德音、而此作貊、則仍與毛詩同也、」梁氏引左氏會箋曰、「詩大雅皇矣之篇、正義曰、此傳言惟此文王、毛詩作維此王季、經涉亂離、師有異讀、後人因而兩存、不敢追改、今王肅注毛詩及韓詩、亦作唯此文王、陳啓源曰、案、此當以作文王者爲正、此經毛無傳、王肅述毛者也、而注爲文王、則毛本作文王可知、左傳引詩作文王、復云近文德矣、中言九德爲文王之德、則傳文決無誤、又合之韓詩而三焉、況王此大邦、非文王不足當、陳奐曰、作王季者、依箋讀也、左傳作唯此文王、公劉傳曰、民無長歎、猶文王之無悔、樂記鄭注文王之德、皆此詩作文王之證、至鄭君箋詩、始改作王季、謂比于文王爲周之文王、或古本此句有涉上章維此王季而誤者、鄭君乃從其誤也、蓋皇矣詩皆美文王、三章涉大伯王季者、但連類及之耳、胡承珙曰、中論務本篇云、詩陳文王之德曰、維此文王、此所據詩亦作文王、至于王季、能貊其德音、則從鄭箋、然三占從二、既左傳韓詩皆作文王、毛傳又全用左氏、則毛詩本作文王亦可決矣、諸說皆是、此傳陸孔不言有異同、則賈服本亦作文王矣、云云」又引屈萬里曰、「作文王是、」
- (四十一) 「貊」、毛詩同、左傳作「莫」、下同、
- (四十二) 「孫子」底本作「子孫」、胡本同、他本皆作孫子、毛詩左傳亦作孫子、今據諸本乙正、
- (四十三) 左傳「政」作「正」、
- (四十四) 左傳「監」作「臨」、
- (四十五) 左傳「施勤」二字倒、

(四六) 左傳從下有「之」字、俞云、「之」字衍文、

(四七) 治要「聰」作「聽」、梁氏云、「聽乃聰之誤、」

(四八) 孫詒讓札遂云、「案、折當作均或作招、淮南子道應訓、孔子勁均國門之關、許注云、均、引也、(今本均譌从木、此據史記天官書索隱正、) 門鍵即門關也、又主術訓云、孔子力招城關、高注云、招、舉也、列子說符篇云、孔子之勁能拓國門之關、張注云、拓、舉也、(釋文云、拓一作招、是也、文選吳都賦李注引亦作招、) 均招與折、形並相近、」按、孫說似是也、然治要亦作折、而且原文非必不可讀、則今姑從舊、

(四九) 梁氏云、「六當作八、下無此六者、六誤同、治要引無矣字、」按、梁說似是也、然治要亦作六、則不當遽改矣、(鈔本治要無下「六」字、) 蓋六者指視聽御射書計、即六藝也、視明則善禮、而聰則正樂也、今姑從舊、

(五〇) 治要德下有「矣」字、

(五一) 治要「既」作「又」、

(五二) 原文無「所」字、治要有、錢本據治要補、按、錢校是也、今從而補、

(五三) 原文「晉智伯瑤之亡」作「晉知其亡也」、治要作晉智伯瑤之亡、錢本據治要改、按、錢校是也、今從而改、治要又「路」作「潞」、

(五四) 治要「技」作「伎」、梁氏云、「伎伎、正假字、」

(五五) 治要「倫」作「道」、錢本據治要改、

(五六) 治要「適」作「祇」、「距」作「拒」、梁氏云、「距拒、古通用、」

(五七) 鈔本治要直下有「者」字、天明本眉注云、「舊有者字、刪之、」

(五八) 「祇」、胡本・王本・子書本・百子本及治要同、杜本・程本作「祇」、梁氏云、「祇、祇之或字、」

本を務む第十五

人君の大患や、小事に詳かにして大道に略に、近物に察らかにして遠凶に闇きより大なるは莫し。故に古より今に及ぶまで、未だ此くの如くして乱れざる有らざるなり。未だ此くの如くして亡びざる有らざるなり。夫れ小事に詳かにして近物に

察らかなるとは、耳 糸竹歌謡の和を聴き、目 瑠璃采色の章を視、口 弁慧切対の辞を給ひ、心 短言小説の文に通じ、
 手 射御書数の巧を習ひ、体 俯仰折旋の容に驚するを謂ふ。凡そ此の数者は、之を觀れば以て人の心を尽くすに足り、之
 を学べば以て人の志を動かすに足る。且つ先王の末教なり。小才小智有るに非ざれば、則ち亦た為す能はざるなり。是の故
 に能く之を為す者は、自ら其の事を悦ばざる莫くして、人に取る無し。人皆能はざるを以ての故なり。夫れ南面の尊に居り、
 生殺の権を乗る者は、其の勢固より以て人に勝つに足るなり。而して加ふるに人に勝つの能を以ひ、己を是とするの心を懷
 く。誰か敢へて之を犯す者ならんや。匹夫を以て之を行ふすら、猶ほ之を敢へて規す莫きなり。而るを況んや人君をや。
 故に罪惡山の若くにして而も己れ見ざるなり。謗声雷の若くにして而も己れ聞かざるなり。豈に甚しからずや。夫れ小事は
 味甘くして大道は醇淡く、近物は驗し易くして遠凶は効し難し。大明なる君子に非ざれば、則ち兼通する能はざる者なり。
 故に皆 甘き所に惑ひて淡き所に至る能はず、易き所に眩みて難き所に及ぶ能はず。是を以て治君 世に寡なくして乱君
 世に多きなり。故に人君の務むる所の者は、其れ大道遠凶に在るか。大道遠凶なる者は、仁以て群生を覆幬するに足り、恵
 以て百姓を撫養するに足り、明以て四方を照見するに足り、智以て万物を統理するに足り、権以て無端に変応するに足り、
 義以て財用を阜生するに足り、威以て姦非を禁遏するに足り、武以て禍乱を平定するに足り、聴受に詳かにして官人に審か
 に、興廢の原に達し、安危の分に通ずるを為ふ。此くの如ければ則ち君道畢れり。夫れ人君 治為無きに非ざるなり、先後
 する所を失ふが故なり。道に本末有り、事に輕重有り。聖人の人に異なる者は他無し。蓋し此くの如きのみ。魯の桓公 容
 貌美麗にして且つ技芸多し。然り而して宏才大智無く、礼を以て其の母を防正する能はず、齊侯と淫乱絶えず、道路に驅馳
 せしむ。故に詩 之を刺りて曰く、「猗嗟名なり、美し目清。儀既に成る。終日侯を射るも、正より出でず。展に我が甥な
 り」と。下 昭公に及ぶも、亦た善く容儀の習有りて以て亟かにす。其の晋に朝するや、郊勞より贈賄に至るまで、礼に違
 ふ者無し。然り而して国政を恤へず、政 大夫に在るも取る能はず、子家羈賢なるも用ふる能はざるなり。大国の明禁を

奸^{をか}し、小国を凌虐し、人の難を利として、而して其の私を知らず。公室四分し、民 其の他に食^はみ、思ひ公に在る莫く、其の終りを図らず。卒に出奔の禍有り。春秋書して之を絶ちて曰く、「公 齊に孫^{のみ}れ、陽州に次^{やと}る」と。故に春秋外伝に曰く、「国君なる者は、寵を服して以て美と為し、民を安んじて以て楽と為し、徳を聴きて以て聰と為し、遠きを致して以て明と為す」と。又た詩⁴³ 文王の徳を陳べて曰く、「惟⁴³だ此の文王、帝 其の心を度^{たく}あらしめ、其の德音を豹^{はく}にす。其の徳克^よく明らかなり。克く明らかに克く類に、克く長たり克く君たりて、此の大邦に王たり。克く順ならしめ克く比し、文王に比す。其の徳悔ゆる靡く、既に帝社を受け、孫子に施^おぶ」と。心能く義を制するを度と曰ひ、徳政⁴³しく応和するを豹と曰ひ、四方を照監するを明と曰ひ、施勤して私無きを類と曰ひ、教誨⁴⁶して倦まざるを長と曰ひ、賞もて慶し刑もて威すを君と曰ひ、慈和徧服せるを順と曰ひ、善⁴⁷を択んで従ふを比と曰ひ、天地を經緯するを文と曰ふ。此くの如きを則ち九徳の美と為す。何の技芸をこれ尚ばんや。今 人君をして視⁵³ 離婁⁴⁸の如く、聰 師曠⁴⁹の如く、御 王良⁵⁰の如く、射 夷羿⁵¹の如く、書 史籀⁵²の如く、計 隸首⁵³の如く、走ること駟馬⁵⁴を追ひ、力 門鍵⁵⁵を折らしむ。此の六者有れば、有司の職に善しと謂ふべきも、何ぞ治を益さんや。此の六者無ければ、有司の職に乏しと謂ふべきも、何ぞ乱を増さんや。必ず以て仁義を廢し道德を妨げん。何となれば則ち小器は兼ねて容るる能はざればなり。治乱既に此に繫^からずして、而して中才⁵⁷の人の好む所なり。昔 路⁵⁸の豊舒⁵⁹・晋⁵⁹の智伯瑤の亡びしは、皆其の三才⁶⁰を怙^{たの}み、其の五賢⁶¹を恃み、而して不仁⁶²を以ての故なり。故に人君 技芸⁶³多く小智を好みて、而して大倫⁶⁴に通ぜざる者は、適⁶⁵だ以て諫者の説を距^{こは}み、忠直⁶⁶の口を鉗^{くわ}づるに足るのみ。祇だ以て亡国の迹を追ひ、安家⁶⁸の軌に背くののみ。其れ然らざらんや、其れ然らざらんや。

注

(1) 小事

『穀梁傳』隱公五年「禮、尊不親小事、卑不尸大功、」又襄公十九年「君不尸小事、臣不專大名、」『韓非子』外儲說右下篇「聖

人不親細民、明主不躬小事。」

(2)

大道 『禮記』禮運篇「大道之行也、天下爲公、」『孟子』滕文公下篇「立天下之正位、行天下之大道、」『漢書』揚雄傳「雖小辯終破大

道而感衆、使溺於所聞而不自知其非、

- (3) 遠圖 『左傳』襄公二十八年「子服惠伯曰、君子有遠慮、小人從遠、……榮成伯曰、遠圖者忠也、公遂行、」 『後漢書』章帝紀「底績遠圖、復禹弘業、」 『三國志』蜀書・法正傳「且夕偷幸、求容取媚、不慮遠圖、」

- (4) 絲竹 『禮記』樂記篇「金石絲竹、樂之器也、」 『呂氏春秋』侈樂篇「爲絲竹歌舞之聲、則若諫、」 『三國志』魏書・陳思王植傳「目極華麗、耳倦絲竹、」

- (5) 歌謠 『大戴禮』保傳篇「號呼歌謠、聲音不中律、」 『後漢書』邳惲傳「聽歌謠於路、」 他にも用例多い。

- (6) 瑠瑤 東方朔「非有先生論、」 『陰奉瑠瑤』刻鏤之好、以納其心、務快耳目之欲、以苟容爲度、」 『文選』卷五二

- (7) 采色 『孟子』梁惠王上篇「抑爲采色、不足視於目與、」 『淮南子』齊俗訓「聽失於誹譽、而目淫於采色、」

- (8) 給 敏捷に言ふ。普通に「たる」と讀んでも通ずる。なお駁辯篇注(29)参照。

- (9) 辨慧 『商君書』墾令篇「博聞辨慧、游居之事、皆無得爲、」 『淮南子』主術訓「辨慧猿急、」

- (10) 切對 適切なる應對。

- (11) 小説 『莊子』外物篇「飾小説以干縣令、其於大達亦遠矣、」

- (12) 俯仰折旋 『大戴禮』保傳篇「升降揖讓無容、周旋俯仰視瞻無儀、」 『管子』弟子職「俯仰磐折、拚毋有微、」

- (13) 觀之足以盡人之心 これを見る者を夢中にさせる、の意。盡は ab-soft にあたる。他人の心を引きつけるの意とみて、「之を觀せば」と讀めなくもないが、今はとらない。なお次句も、これを學ぶ者が志をそこに向ける意とみたい。校記(15)参照。

- (14) 南面之尊 『漢書』貢禹傳「況乎以漢治之廣、陛下之德、處南面之尊、乘萬乘之權、」 疑問の書だが『列子』楊朱篇にも「築藉累世之資、居南面之尊」とある。

- (15) 生殺 『後漢書』章帝紀「王者生殺、宜順時氣、」 『韓非子』三守篇「傳柄移藉、使殺生之機、予奪之要在大臣、」

- (16) 醇淡 意味不明。醇は濃厚の意であり、淡と熟する例は知られない。今は上文の味と互文とみて「あぢ」と訓じておく。

- (17) 大明 『莊子』在宥篇「我爲女遂於大明之上矣、」

- (18) 覆幬 『禮記』中庸篇「仲尼祖堯舜、憲章文武、……辟如天地之無不持載、無不覆幬、」 『後漢書』朱暉傳「夫天不崇大、則覆幬不廣、地不深厚、則載物不博、」

- (19) 羣生 『史記』孝文紀「理育羣生、」 『漢書』宣帝紀「養育羣生也、」

- (20) 撫養百姓 『後漢書』陳蕃傳「撫養百姓、同之赤子、」

- (21) 昭見四方 『左傳』昭公二十八年「昭臨四方曰明、」 下文に見ゆ。

- (22) 統理 『史記』天官書「三光者陰陽之精、氣本在地、而聖人統理之、」 『淮南子』泰族訓「無人者、非無衆庶也、言無聖人以統理之也、」 『漢書』谷永傳「天生蒸民、不能相治、爲立王者以統理之、」

- (23) 權 權變、權謀。

- (24) 變應 『荀子』不苟篇「以義變應、知當曲直故也、」

- (25) 無端 『淮南子』主術訓「智欲員者、環復轉運、終始無端、」 『戰國策』齊策四「無形者君之君也、無端者事之本也、」

- (26) 義 『周易』繫辭下傳「理財正辭、禁民爲非曰義、」

- (27) 阜生財用 『國語』周語上「先王之於民也、懋正其德而厚其性、阜其財、」 『法言』孝至篇「君人者、務在殷民阜財、」 なお「財用」は『禮記』大傳篇「庶民安、故財用足」ほか、用例が多い。

- (28) 禁遏姦非 『韓非子』六反篇「桎賊遏姦、明上之民也、」 『周易』大有・象「君子以遏惡揚善、」 なお「姦非」は、『後漢書』度尚傳「爲政嚴峻、明于發擿姦非、」

- (29) 禍亂 『左傳』襄公十一年「救災患、恤禍亂、同好惡、」

- (30) 聽受 班彪「王命論」「(高祖)加之以信成好謀、達於聽受、」

- (31) 興廢 『漢書』禮樂志「衰微之學、興廢在人、」 同匡衡傳「三代興

廢、未有不由此者也、」

(32) 安危 『戰國策』韓策一「此安危之要、國家之大事也、」 『史記』

秦本紀「安危之本、在於此矣、」他にも用例が多い。

(33) 本來 『禮記』大學篇「物有本末、事有終始、知所先後、則近道矣、」

(34) 魯桓公容貌美麗云云 桓公は莊公の誤り。後出の「猗嗟」の詩によりてかく云う。「毛詩序」に「刺魯莊公也、齊人傷魯莊公有威儀技藝、

然而不能以禮防閑其母、失子之道、人以為齊侯之子焉、」なお王先謙が「三家無異義」と云うは、徐氏を魯説とみたものであるうが、ここはやはり毛詩に基づくものとするほうが妥當であろう。

(35) 與齊侯淫亂不絶 文姜は兄の齊の襄公と姦通し、莊公即位後もたびたび齊侯と不正に會つた。『左傳』桓公十八年「公會齊侯于濼、遂及文姜如齊、齊侯通焉、」莊公二年經「冬、十有二月、夫人姜氏會齊侯于濼、」『左傳』「書姦也、」『穀梁傳』「婦人既嫁不踰境、踰境、非正也、婦人不言會、言會、非正也、」このほか四年・七年（春・秋）に齊侯に會している。（薨じたのが二十一年秋。）

(36) 驅馳 『毛詩』陳風・株林序「刺靈公也、淫乎夏姬、驅馳而往、朝夕不休息焉、」他にも用例多い。

(37) 詩刺之曰云云 齊風・猗嗟の文。

(38) 正 矢の的。異説が多いが、今は、方二尺にして諸侯は三正とみておく。

(39) 善有容儀之習以亟 『左傳』昭公五年「公如晉、自郊勞至于贈賄、無失禮、晉侯謂女叔齊曰、魯侯不亦善於禮乎、對曰、魯侯焉知禮、公曰、何爲、自郊勞至于贈賄、禮無違者、何故不知、對曰、是儀也、不可謂禮、禮者、所以守其國、行其政令、無失其民者也、今政令在家、不能取也、有子家羈、弗能用也、奸大國之盟、陵虐小國、利人之難、不知其私、公室四分、民食於他、思莫在公、不圖其終、爲國君難將及身、不恤其所、禮之本末、將於此乎在、而屑屑焉習儀以亟、言善於禮、不亦遠乎、」

(40) 其朝晉也云云 前注參照。

(41) 春秋書而絕之曰云云 昭公二十五年の經文。今本は「於」を「于」に作る。『穀梁傳』「孫之爲言猶孫也、諱奔也、」

(42) 春秋外傳曰云云 楚語上の文。韋注「服寵、謂以賢受寵服、以是爲美、以能安民爲樂、聽用有德也、能致遠人也、」

(43) 詩陳文之德曰云云 大雅・皇矣の詩。ここは『左傳』昭公二十八年引くに據る。自然に讀めば、「惟れ此の文王、帝其の心を度る。貊たり其の德音、其の德克く明らかかり。克く明らかに克く類し、克く長たり克く君たり。此の國に王たりて、克く順ひ克く比す。文王に比ぶるも、其の德悔ゆる靡し。既に帝社を受け、孫子に施ぶ」とするの妥當であろうが、今は『左傳正義』に據りかく訓じておく。なお從來の『左傳』の讀みでは「帝其の心を度ありとし、其の德音を莫む」とするものが多いようである。

(44) 貊 毛傳「靜也、」集傳「春秋傳樂記皆作莫、謂其莫然清靜也、」『左傳正義』「又使之莫然安靜、其德教之善音、施之於人、則皆應和之也、」

(45) 『左傳』が「正」に作るに従い、「政しく」と讀んでおくが、あるいは「德と政」ととる方がよいかもしれぬ。

(46) 教誨不倦 虛道篇注(7)參照。

(47) 擇善而從 同右「三人行、必有我師焉、擇其善者而從之、」

(48) 離婁 『孟子』離婁上篇「離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員、」趙注「古之明目者、黃帝時人也、黃帝亡其元珠、使離朱索之、離朱即離婁也、能視於百步之外、見秋毫之末、」『論衡』書虛篇「陸賈曰、離婁之明、不能察帷薄之內、」

(49) 師曠 『孟子』離婁上篇「師曠之聰、不以六律、不能正五音、」注「晉平公之樂大師也、其聰至聰、」他に『左傳』襄公十八年・『呂氏春秋』長見篇等に見える。

- (50) 王良 『孟子』滕文公下篇「昔者趙簡子使王良與嬖奚乘、」注「善御者也、」他に『左傳』哀公二年・『荀子』富國篇・『韓非子』外儲說右上等に見える。
- (51) 夷羿 『左傳』襄公四年「在帝夷羿、冒于原獸、忘其國恤、而思其麇牝、」『論語』憲問篇「羿善射、羿盪舟、俱不得其死然、」集解「孔曰、羿、有窮國之君、篡夏后相之位、其臣寒浞殺之、」『淮南子』脩務訓「羿左臂脩而善射、」なお堯の時にも羿あり、別人とされる。
- (52) 史籀 『說文』敝「及宣王太史籀、著大篆十五篇、」『漢書』藝文志原注同じ。
- (53) 隸首 馬融『廣成頌』「隸首策亂、陳子籌昏、」(『後漢書』馬融傳) 李注「黃帝時善算者也、」『史記』曆書索隱引『世本』「隸首作算數、」
- (54) 駟馬 『說苑』談叢篇「出舌不當、駟馬不能追也、」
- (55) 門鍵 かんぬき。
- (56) 必以廢仁義妨道德 なまじ六藝の能力があれば、かえって仁義道德の妨げになる、の意。
- (57) 中才 中人に同じ。『論衡』定賢篇「及見所以知之、中才而察之、」考偽篇に前出。
- (58) 路豐舒 『左傳』宣公十五年「潞子嬰兒之夫人、晉景公之姊也、鄆舒爲政而殺之、又傷潞子之目、晉侯將伐之、諸大夫皆曰、不可、鄆舒有三僞才、不如待後之人、伯宗曰、必伐之、狄有五罪、僞才雖多何補焉、不祀、一也、嘗酒、二也、棄仲章而奪黎氏地、三也、虐我伯姬、四也、傷其君目、五也、怙其僞才而不以茂德、茲益罪也、……夫恃才與衆、亡之道也、商紂由之、故滅、天反時爲災、地反物爲妖、民反德爲亂、亂則妖災生、故文反正爲乏、盡在狄矣、晉侯從之、六月癸卯、晉荀林父敗赤狄于曲梁、辛亥滅潞、鄆舒奔衛、衛人歸諸晉、晉人殺之、」
- (59) 晉智伯瑤之亡 同哀公二十七年「(知伯)使謂成子曰、大夫陳子、

- 陳之自出、陳之不祀、鄆之罪也、故寡君使瑤察陳衷焉、謂大夫其恤陳乎、若利本之顛、瑤何有焉、成子怒曰、多陵人者皆不在、知伯其能久乎、」又「晉荀瑤帥師圍鄆、未至、鄆駟弘曰、知伯愾而好勝、早下之、則可行也、乃先保南里以待之、知伯入南里、門于桔株之門、……將門、知伯謂趙孟、入之、對曰、主在此、知伯曰、惡而無勇、何以爲子、對曰、以能忍恥、庶無害趙宗乎、知伯不悛、趙襄子由之甚知伯、遂喪之、知伯貪而愾、故韓魏反而喪之、」
- (60) 三才 注(58)參照
- (61) 五賢 『國語』晉語九「智宣子將以瑤爲後、智果曰、不如宵也、宣子曰、宵也佞、對曰、宵之佞在面、瑤之佞在心、心佞敗國、面佞不害、瑤之賢於人者五、其不逮者一也、美鬢長大則賢、射御足力則賢、伎藝畢給則賢、巧文辯惠則賢、疆毅果敢則賢、如是而甚不仁、以其五賢陵人、而以不仁行之、其誰能待之、若果立瑤也、智宗必滅、弗聽、」
- (62) 不仁 前注參照。
- (63) 技藝 注(34)(61)參照。
- (64) 大倫 大道と同意。用例としては少しそぐわないが、謹交篇注(30)參照。
- (65) 適 「かへつて」と讀むも可。
- (66) 忠直 『漢書』王吉傳「以忠直數諫正、得減死、」
- (67) 鉗 『後漢書』單超傳「上下鉗口、莫有言者、」
- (68) 安家 後のものだが、『尚書』胤征の傳に「聖人所謀之教訓、爲世明證、所以定國安家」とある。
- (補) 後年、昭公は子家羈の諫めを聽かず季氏を伐とうとして失敗し、亡命中にも從った彼のことを聽き入れなかった。昭公三十二年の傳にも、「公在乾侯、言不能内外、又不能用其人也」とある(杜注「其人、謂子家羈也、」)

審大臣第十六

帝者昧且而視朝廷^(三)。南面而聽天下。將與誰爲之。豈非羣公卿士歟。故大臣不可以不得其人也。大臣者。君之股肱耳目也。所以視聽也。所以行事也。先生知其如是也^(三)。故博求聰明睿哲君子。措諸上位。執邦之政令焉。執政聰明睿哲^(四)。則其事舉。其事舉。則百僚任其職。百僚任其職。則庶事莫不致其治。庶事致其治。則九牧之民。莫不得其所。故書曰。元首明哉。股肱良哉。庶事康哉。故大臣者。治萬邦之重器也。不可以衆譽著也。人主所宜親察也。衆譽者可以聞斯人而已。故堯之聞舜也以衆譽。及其任之者。則以心之所自見。又有不因衆譽而獲大賢。其文王乎。畋於渭水邊。道遇姜太公^(五)。皤然皓首。方秉竿而釣。文王召而與之言。則帝王之佐也。乃載之歸。以爲太師。姜太公當此時。貧且賤矣。年又老矣。非有貴顯之舉也。其言誠當乎賢君之心。其術誠合乎致平之道。文王之識也。灼然若披雲而見日。霍然若開霧而觀天。斯豈假之衆人哉。非惟聖然也。霸者亦有之。齊桓公夙出。甯戚方爲旅人。宿乎大車之下。擊牛角而歌。歌聲悲激。其辭有疾於世。桓公知其非常人也。召而與之言。乃立功之士也。於是舉而用之。使知國政。凡明君之用人也。未有不悟乎己心。而徒因乎衆譽也。用人而因衆譽焉。斯不欲爲治也。將以爲名也。然則見之不自知。而以衆譽爲驗也。此所謂效衆譽也。非所謂效得賢能也。苟以衆譽爲賢能。則伯鯨無羽山之難。而唐虞無九載之費矣。聖人知衆譽之或是或非。故其用人也。則亦或因或獨。不以一驗爲也。況乎舉非四嶽也。世非有唐虞也。大道寢矣。邪說行矣。臣已詐矣。民已惑矣。非有獨見之明。專任衆人之譽。不以己察。不以事考。亦何由獲大賢哉。且大賢在陋巷也。固非流俗之所識也。何則大賢爲行也。哀然不自滿^(十一)。儻然若無能。不與時爭是非。不與俗辯曲直。不矜名。不辭謗。不求譽。其味至淡。其觀至拙。夫如是。則何以異乎人哉。其異乎人者。謂心統乎羣理而不繆。智周乎萬物而不過。變故暴至而不惑。眞僞叢萃而不迷。故其得志則邦家治以和。社稷安以固^(十二)。兆民受其慶。羣生賴其澤^(十三)。八極之內同爲一。斯誠非流俗之所豫知也。不然。安得赫赫之譽哉。其赫赫之譽者。皆形乎流俗之觀。而曲同乎流俗之聽也。君子固不然矣。昔管夷吾嘗三戰而皆北。人皆謂之無勇。與之分財取多。人皆謂之不廉。不死子糾之難。人皆謂之背義。若時無鮑叔之舉。霸王

之聽。休功不立於世。盛名不垂於後。則長爲賤丈夫矣。魯人見仲尼之好讓而不爭也。亦謂之無能。爲之謠曰。素鞵羔裘。求之無尤。黑裘素鞵。求之無戾。夫以聖人之德。昭明顯融。高宏博厚。宜其易知也。猶且若此。而況賢者乎。以斯論之。則時俗之所不譽者。未必爲非也。其所譽者。未必爲是也。故詩曰。山有扶蘇。隰有荷華。不見子都。乃見狂且。言所謂好者非好。醜者非醜。亦由亂之所致也。治世則不然矣。叔世之君生乎亂^(十四)。求大臣置宰相。而信流俗之說。故不免乎國風之譏也。而欲與之興天和。致時順^(十五)。遏禍亂。弭妖災。無異策穿蹄之乘。而登太行之險。亦必顛躓矣。故書曰。股肱墮哉。萬事隳哉。此之謂也。然則君子不爲時俗之所稱。曰^(十八)。孝悌忠信之稱也。則有之矣。治國致平之稱。則未之有也。其稱也無以加乎訓詁之儒也。夫治國致平之術。不多得其人。則不能相通也。其人又寡矣。寡不稱衆。將誰使辨之。故君子不遇其時。則不如流俗之士聲名章徹也。非徒如此。又爲流俗之士所裁制焉。高下之分。貴賤之賈。一由彼口。是以沒齒窮年。不免於匹夫。昔荀卿生乎戰國之際。而有睿哲之才。祖述堯舜。憲章文武。宗師仲尼。明撥亂之道。然而列國之君。以爲迂闊不達時變。終莫之肯用也。至於遊說之士。講其邪術^(二十一)。率其徒黨。而名震乎諸侯。所如之國。靡不盡禮郊迎。擁篲先驅。受爵賞爲上客者。不可勝數也。故名實之不相當也。其所從來尙矣^(二十二)。何世無之。天下有道。然後斯物廢矣。

校記

- (一) 治要無「廷」字、梁氏云、「案、視朝廷與下文聽天下文例一律、有廷字爲是、」
- (二) 治要無「也」字、
- (三) 治要句首有「使」字、
- (四) 原文無「聰明睿哲」四字、治要有四字、錢本據補、按、錢校是也、今從而補、
- (五) 治要二句任上並有「莫不」二字、錢本據補、按、錢校雖似是、而以原文義通、今姑從舊、
- (六) 治要致上有「莫不」二字、錢本據補、

(七) 治要「民」作「人」、梁氏云、「蓋避唐諱而改、」

(八) 初學記卷二引作「文王遇姜公於渭陽」、御覽卷四及十五引同、又卷八三四引陽作濱、初學記卷六引作「文王遇太公於渭濱」、

(九) 初學記卷二·御覽卷十五及天中記卷二引並無「方」字、「秉」作「執」、御覽卷八三四引亦無方字、初學記卷六引作「持竿垂釣」、

(十) 初學記卷二及御覽卷十三並引作「文王得之、灼若披雲而見白日、霍若開霧而觀青山」、天中記卷二引同、唯山作天、初學記卷六及御覽卷八三四引作「文王得之、灼若祛雲而見日、霍若開霧而觀山」、御覽卷四作「若披雲見白日」、卷八作「灼然如披雲見白日」、札記云、「合參諸本、是首句當作文王得之、後二句兩然字皆衍、天字當作山、無可疑者、以原文義可通、姑仍其舊、」按、錢校是也、唯以原文可通、今倣錢校而不改焉、又梁氏云、「案、灼若霍若、猶灼然霍然、淺人不知若與然同義、乃於兩若字上妄加然字耳、」按、梁說非是、此若不是狀事之詞、而是比況之詞也、

(十一) 「滿」字、胡本同、杜本·程本空格、何本·王本·子書本(百子本)作「見」、梁氏云、「哀、減也、則補滿字、近是、」

(十二) 初學記卷十七引作「得其志則邦國以和、社稷以安」、

(十三) 初學記「慶」作「福」、「澤」作「祚」、梁氏云、「上已改作福、故改澤為祚也、」

(十四) 亂下疑脫一字、意世字乎、

(十五) 「順」、胡本同、他本皆作「雍」、

(十六) 「股肱」、胡本·子書本(百子本)同、他本並二字倒、札記云、「股肱原倒、今正、」

(十七) 尚書「墮」作「惰」、「隳」作「墮」、皮錫瑞云、「隳、俗字、即墮也、(中論)疑後人所改、」梁氏云、「墮惰、正假字、隳、俗字、」札記云、「句末似有脫字、」

(十八) 「多」、胡本同、他本皆作「兩」、

(十九) 「遊」、諸本同、唯杜本作「游」、

(二十) 原文「講」作「謂」、諸本(除胡本)句下有注云、「一作講其邪僻、」札記云、「謂字當誤、」梁氏云、「作講是也、僻、疑為術之誤、」按、梁說是也、今據一本改謂為講、

(二十一) 諸本(除胡本)有注云、「一作久、」

大臣を審かにす第十六

帝なる者は味且にして朝廷を視、南面して天下を聴む。將に誰とともに之を為さんとするや。豈に群公卿士に非ずや。故に大臣は以て其の人を得ざるべからざるなり。大臣なる者は、君の股肱耳目なり。視聽する所以なり、事を行ふ所以なり。先王其の是くの如きを知り、故に博く聰明睿哲の君子を求め、諸を上位に措き、邦の政令を執らしむ。執政聰明睿哲なれば則ち其の事挙がり、其の事挙がれば則ち百僚其の職に任じ、百僚其の職に任ずれば、則ち庶事其の治を致さざる莫く、庶事其の治を致せば、則ち九牧の民其の所を得ざる莫し。故に書に曰く、「元首明なるかな、股肱良きかな、庶事康きかな」と。故に大臣なる者は、万邦を治むるの重器なり。衆譽を以て著くべからざるなり。人主の宜しく親察すべき所なり。衆譽なる者は、以て斯の人を聞くべきのみ。故に堯の舜を聞くや衆譽を以てせしも、其の之を任ずるに及びては、則ち心の自ら見る所を以てしき。又た衆譽に因らずして大賢を獲しもの有り、其れ文王か。渭水の辺に畋して、道に姜太公に遇ふ。幡然たる皓首にして方に竿を乗りて釣る。文王召して之と言へば、則ち帝王の佐なり。乃ち之を載せて帰り、以て太師と為す。姜太公此の時に当りて、貧しくして且つ賤し。年又た老いたり。貴顕の挙有るに非ず。其の言誠に賢君の心に当り、其の術誠に平を致すの道に合へばなり。文王の識や、灼然として雲を披きて日を見るが若く、霍然として霧を開きて天を觀るが若し。斯れ豈に之を衆人に仮らんや。惟だに聖のみ然るに非ざるなり。齊の桓公夙に出づるに、甯戚方に旅人為り、大車の下に宿りて、牛角を撃ちて歌ふ。歌声悲激し、其の辞世を疾むもの有り。桓公其の常人に非ざるを知り、召して之と言へば、乃ち立功の士なり。是に於て挙げて之を用ひ、国政を知らしむ。凡そ明君の人を用ふるや、未だ己が心に悟らずして、而して徒だ衆譽にのみ因るもの有らざるなり。人を用ふるに衆譽に因るは、斯れ治を為すを欲せざるなり、將に以て名を為さんとするなり。然らば則ち之を見るも自ら知らず、而して衆譽を以て驗と為すなり。此れ所謂衆譽を効すなり。所謂賢能を効得するに非ざるなり。苟くも衆譽を以て賢能と為さば、則ち伯鯨に羽山の難無く、唐虞に九載の

費え無かりしならん。聖人 衆誉の或いは是 或いは非なるを知る。故に其の人を用ふるや、則ち亦た或いは因り或いは独りし、一驗を以て為さざるなり。況んや挙ぐるもの四獄に非ず、世 唐虞に非ざるをや。大道寝み、邪説行はれ、臣已だ詐り、民已だ惑へり。独見の明有るに非ずして、専ら衆人の誉に任じ、己を以て察せず、事を以て考えずんば、亦た何に由りて大賢を獲んや。且つ大賢 陋巷に在り、固より流俗の識る所に非ざるなり。何となれば則ち大賢の行為るや、哀然として自ら満たず、儼然として無能の如く、時と是非を争はず、俗と曲直を弁せず、名を矜らず、謗を辞せず、誉を求めず。其の味至淡にして、其の觀至拙なり。夫れ是くの如くんば、則ち何を以て人に異ならんや。其の人に異なる者は、心 群理を統べて繆らず、智 万物に周くして過たず、变故暴かに至るも惑はず、真偽叢萃すれども迷はざるを謂ふ。故に其れ志を得れば、則ち邦家治まりて以て和し、社稷安くして以て固く、兆民其の慶を受け、群生其の沢の頼り、八極の内同一と為る。斯れ誠に流俗の予り知る所に非ざるなり。然らずんば、安んぞ赫々の誉を得んや。其れ赫々の誉ある者は、皆流俗の觀に形り、曲げて流俗の聴に同じうするなり。君子は固より然らず。昔 管夷吾嘗て三たび戦ひて皆北ぐ。人皆之を勇無しと謂ふ。之と財を分てば取ること多し。人皆之を廉ならずと謂ふ。子糾の難に死せず。人皆之を義に背くと謂ふ。若し時に鮑叔の挙、覇君の聴無かりせば、休功 世に立たず、盛名 後に垂れずして、則ち長に賤丈夫為りしならん。魯人 仲尼の讓るを好みて争はざるを見、亦た之を無能と謂ひ、之が語を爲して曰く、「素鞞羔裘、之を求むれども尤無く、黑裘素鞞、之を求むれども戻無し」と。夫れ聖人の徳、昭明顯融、高宏博厚にして、宜しく其れ知り易かるべきを以てしてすら、猶ほ且つ此くの若し。況んや賢者をや。斯れを以て之を論ずれば、則ち時俗の誉めざる所の者、未だ必ずしも非と為さざるなり。其の誉むる所の者、未だ必ずしも是と為さざるなり。故に詩に曰く、「山に扶蘇有り、隰に荷華有り。子都を見ず、乃ち狂且を見る」と。言ふところは、所謂好き者好きに非ず、醜き者醜きに非ず、亦た乱の致す所に由る、となり。治世は則ち然らず。叔世の君 乱に生まれ、大臣を求め宰相を置くに、而して流俗の説を信ず。故に国風の譏りを免れざるなり。而して

之と天和を興し、時順を致し、禍乱を遏め、妖災を弭めんと欲するは、穿蹄の乘に策うちて太行の險に登るに異なるなし。亦た必ず顛躓せん。故に書に曰く、「股肱墮るかな、万事隳るるかな」と。此の謂なり。然らば則ち君子は時俗の称する所と為らず。曰く、孝悌忠信の称は則ち之有り。治国致平の称は則ち未だ之有らざるなり。其の称や以て訓詁を習ふの儒に加ふる無きなり。夫れ治国致平の術は、多く其の人を得ざれば、則ち相通ずる能はざるなり。其の人又た寡なし。寡衆に称はざれば、將に誰をして之を弁せしめんとするや。故に君子其の時に遇はざれば、則ち流俗の士の声名章徹するに如かざるなり。徒だに此くの如きみに非ず、又た流俗の士の裁制する所と為る。高下の分、貴賤の賈、一に彼の口に由る。是を以て齒を没し年を窮むるまで、四夫を免れず。昔荀卿戦国の際に生まれ、睿哲の才有り、堯舜を祖述し、文武を憲章し、仲尼を宗師とし、撓乱の道を明らかにせり。然り而して列国の君以て迂闊にして時変に達せずと為し、終に之を肯へて用ふるもの莫きなり。遊説の士に至りては、其の邪術を講じ、其の徒党を率ゐて、名諸侯に震ふ。如く所の国、礼を尽くして郊に迎へ、簞を擁して先駆せざる靡し。爵賞を受けて上客と為る者、勝げて数ふべからざるなり。故に名実の相当らざるや、其の従りて来る所尚し。何くの世之無からん。天下道有りて、然る後斯の物廢せらる。

注

- (1) 昧旦 『詩』鄭風・女曰雞鳴「女曰雞鳴、士曰昧旦。」『左傳』昭公三年「讒鼎之銘曰、昧旦丕顯、後世猶念。」
- (2) 視朝廷 『禮記』曾子問篇「諸侯適天子、必告于祖、奠于禴、冕而出視朝。」又「諸侯相見、必告于禴、朝服而出視朝。」なお偽書だが、『孔子家語』五儀解に「味爽夙興、正其衣冠、平旦視朝」とある。
- (3) 南面而聽天下 『周易』說卦傳「離也者明也、……聖人南面而聽天下、嚮明而治、蓋取諸此也。」『禮記』大傳篇「聖人南面而聽天下、所且先者五、民不與焉。」

- (4) 大臣 用例は数多いが、ここで意識されているのは、『論語』先進篇「所謂大臣者、以道事君、不可則止」や『荀子』臣道篇「大臣父兄、有能進言於君」などか。もちろんその基礎にあるのは、任賢使能の思想である。
- (5) 股肱耳目 『尚書』皋陶謨(益稷)「臣作股肱耳目。」『左傳』昭公九年「君之卿佐、是謂股肱。」なおともに偽書だが、『尚書』罔命中に「耳目之官」、「孔叢子」記義篇に「人君用士、當自任耳目」とある。
- (6) 視聽 王褒「聖主得賢臣頌」「聖主不徧窺望而視已明、不殫傾耳而

- 聽已聽、」(『文選』卷四七) また思想は異なるが、『韓非子』姦劫弑臣篇に「此亦使天下爲己視聽之道也、」
- (7) 聰明睿哲 『周易』繫辭上傳「古之聰明睿智、神武而不殺者夫、」蔡邕「胡太傅碑銘」「聰明睿哲、思心瘁容、」
- (8) 執邦之政令 このままの用例は見えないが、表現として意識するのは、『周禮』天官・小宰「掌建邦之宮刑、以治王宮之政令、……執邦之九貢九賦九式之貳以均財」などか。
- (9) 執政 『史記』孝文紀「惟二三執政、猶吾股肱也、」
- (10) 其事舉 『禮記』中庸篇「文武之政、布在方策、其人存、則其政舉、」
- (11) 任其職 王褒「聖主得賢臣頌」「見聽進退、得關其忠、任職行其術、」 『後漢書』杜林傳「博雅多通、稱爲任職相、」 陳寵傳にも「任職相」と見える。
- (12) 九牧 九州、すなわち天下全體。『荀子』解蔽篇「此其所以代殷王而受九牧也、」 楊注「九有、九牧、皆九州也、……養其民、則謂之九牧、」 一般には九州の長官をいう。『史記』周本紀「武王徵九牧之君、」 『周禮』秋官・掌交「掌邦國之通事、而結其交好、以諭九稅之利……九牧之維、」 『禮記』曲禮下篇「九州之長、入天子之國曰牧、」 得其所 『漢書』成帝紀「君道得、則草木昆蟲咸得其所、」 『論語』子罕篇「雅頌各得其所、」
- (14) 書曰 虞書・皋陶謨(今本では益稷)の文。
- (15) 萬邦 『禮記』文王世子篇「一有元良、萬邦以貞、」 『詩』周頌・桓「綏萬方、屢豐年、」 他にも用例多し。
- (16) 重器 『漢書』梅福傳「士者國之重器、得士則重、失士則輕、」
- (17) 衆譽 『後漢書』崔駰傳「豈可不庶幾夙夜以永衆譽、弘申伯之美、致周劭之事乎、」
- (18) 堯之聞舜也以衆譽 『尚書』堯典「師錫帝曰、有鱗在下、曰虞舜、帝曰、兪、予聞、如何、岳曰、瞽子、父頑、母嚚、象傲、克諧以孝、烝烝乂、不格姦、」 『史記』五帝紀も同内容。

- (19) 及其任之者云 同右「帝曰、我其試哉、女子時、觀厥刑于二女、釐降二女于嬀汭、嬀于虞、帝曰、欽哉、慎徽五典、五典克從、納于百揆、百揆時敘、賓于四門、四門穆穆、納于大麓、烈風雷雨弗迷、帝曰、格汝舜、詢事考言、乃言底可績三載、汝陟帝位、」
- (20) 敗於渭水邊云 『史記』齊世家「呂尚蓋嘗窮困、年老矣、以漁釣奸周西伯、西伯將出獵、卜之曰、所獲非龍非影、非虎非貔、所獲霸王之輔、於是周西伯獵、果遇太公於渭之陽、與語大說、……故號之曰太公望、載與歸、立爲師、」 『初學記』の引文のほうが、より『史記』に近い。校記(○)参照。また『戰國策』秦策三「始時呂尚之遇文王也、身爲漁父而釣於渭陽之濱耳、若是者交疏也、已一說而立爲太師、載與歸者、其言深也、」
- (21) 皤然 『漢書』敘「營平皤皤、立功立論、」 注「皤皤、白髮貌、」 『說文』「皤、老人白也、」
- (22) 皓首 李陵「答蘇武書」「丁年奉使、皓首而歸、」(『文選』卷四一) 舉 推舉。
- (24) 致平 『漢書』王莽傳上「輔翼于帝、期於致平、毋違朕意、」
- (25) 灼然 明らかなさま。『新書』匈奴篇「若日出之灼灼、則信諭矣、」
- (26) 霍然 速やか(に消える)さま。司馬相如「大人賦」「渙然霧除、霍然雲消、」(『史記』本傳)
- (27) 豈假之於衆人哉 曹植「求自試表」第二「昔伊尹之爲滕臣至賤也、呂尚之處漁釣至陋也、及其見舉湯文、誠合志同、豈假近習之薦、因左右之介哉、」(『曹子建集』卷八)
- (28) 齊桓公夙出云 『呂氏春秋』舉難篇「甯戚欲干齊桓公、窮困無以自進、於是爲商旅、將任車以至齊、暮宿於郭門之外、桓公郊迎客、夜開門、辟任車、爇火甚盛、從者甚衆、甯戚飯牛居車下、望桓公而悲、擊牛角疾歌、桓公聞之、撫其僕之手曰、異哉、之歌者非常人也、命後車載之云云」(又見『淮南子』道應訓・『新序』卷五、文少異) また『說苑』尊賢篇に「甯戚擊牛角而商歌、桓公聞而舉之」とある。
- (29) 知國政 『左傳』襄公二十六年「子產其將知政矣、」 杜注「知國

- (30) 政、「呂氏春秋」長見篇「申侯伯如鄭、……三年而知鄭國之政也、」
效衆譽 衆譽をあらわし實あるものとする、の意。效は「ならふ」
とも讀めるが、下と合わない。
- (31) 效得賢能 賢能を獲得する。左思「吳都賦」に「效獲」という語が
見えるが、上句よりみて、得はあるいは衍字か。なお「所謂」とある
から、何か典據があるのかもしれない。
- (32) 伯繇 『尚書』堯典(舜典)「流共工于幽州、放驩兜于崇山、竄三
苗于三危、殛鯀于羽山、四罪而天下咸服、」『國語』周語下「其在有
虞、有崇伯。鯀、播其淫心、稱遂共工之過、堯用殛之于羽山、」
九載之費 堯典「帝曰、咨、四岳、湯湯洪水方割、蕩蕩懷山襄陵、
浩浩滔天、下民其咨、有能俾乂、兪曰、於、鯀哉、帝曰、吁、咈哉、
方命圯族、岳曰、異哉、試可乃已、帝曰、往、欽哉、九載績用弗成、」
況乎舉非四嶽 ましてや推舉する者が四岳(『史記』は「四嶽」に
作る)のような人を見る目をもった人ではないのだから、の意。
- (35) 獨見 『呂氏春秋』制樂篇「聖人所獨見、衆人焉知其極、」『白虎
通』情性篇「智者知也、獨見前聞、不惑於事、」
- (36) 陋巷 『論語』雍也篇「子曰、賢哉回也、一簞食、一瓢飲、在陋巷、
人不堪其憂、回不改其樂、」曹植「諫取諸國土息表」「蓬戸茅牖、
原憲之宅也、陋巷簞瓢、顔子之居也、」(『魏志』本傳注・『曹集詮評』
卷八)
- (37) 流俗 考偽篇注(34)参照。『禮記』射義篇「幼壯孝弟、耄耋好禮、
不從流俗、」
- (38) 儻然 みすばらしいさま。『淮南子』傲眞訓注「身不見用、儻然
也、」潘岳「西征賦」(『文選』卷十)李善注引「説文」「儻、壞敗之
貌、」また『白虎通』壽命篇「儻儻如喪家之狗」とあるのは疲れたさ
まを言うのであろうが、本義は通じよう。まお『集韻』には、「儻然
意不安定兒」とあるが、古い用法ではあるまい。
- (39) 若無能 『禮記』儒行篇「其難進而易退也、粥粥若無能也、」『論
語』爲政篇「吾與回言終日、不違如愚、」

- (40) 變故 『漢書』楊惲傳「遭遇變故、橫被口語、」『後漢書』鄧禹傳
「變故萬端、」
- (41) 叢萃 むらがり集まる。
- (42) 其 強意の助辭。ここは假定の意を含む。大賢を指す代詞とみるの
は無理。
- (43) 以 『經傳釋詞』に「以猶而也」とある。『史記』仲尼弟子傳「城
高以厚、地廣以深」と同じ用法。
- (44) 安以固 『荀子』強國篇「自數百里、而往者安固、」『後漢書』皇
甫規傳「豈量力審功、安固之道哉、」
- (45) 澤 恩澤。
- (46) 八極 『淮南子』墜形訓「天地之間、九州八極、」『後漢書』明帝
紀「恢弘大道、被之八極、」
- (47) 豫知 「あらかじめ知る」でも通じるが、今は豫は與の假借とみて
おく。
- (48) 不然、安得赫赫之譽哉 このままでは文義が通じない。「不然」は
「然則」の誤りではあるまいか。あるいは安の下に「不」字を脱して
いるのかもしれない。このまま強いて讀めば、「不然」を志を得られな
ければととるか、「然らずんば、安にか赫々の譽を得るかな(そうで
なければ、きっと高い名聲を得るであろう)」とでも讀む他ないが、
やはり不自然であろう。多田氏は、「豫知されないからこそ赫赫の譽
れもあるはずがない」と譯すが、これは無理であろう。
- (49) 赫赫 『漢書』何武傳「所居無赫赫之名、去後常見思、」『詩』に
數例あり、『爾雅』釋詁に「赫赫、明也」と云う。
- (50) 其 發語の辭。「その」と讀むも可。なお「譽ある者」と訓じてお
いたが、あるいは「譽なる者」とするべきかもしれない。
- (51) 形 刑に通ず。下の「同」と互文。
- (52) 管夷吾云云 『史記』管仲傳「管仲曰、吾始困時、嘗與鮑叔賈、分
財利、多自與、鮑叔不以我爲貪、知我貧也、吾嘗爲鮑叔謀事而更窮困、
鮑叔不以我爲愚、知時有利不利也、吾嘗三仕三見逐於君、鮑叔不以我

- 爲不肖、知我不遭時也、吾嘗三戰三走、鮑叔不以我怯、知我有老母也、公子糾敗、召忽死之、吾幽囚受辱、鮑叔不以我爲無恥、知我不羞小節、而恥功名不顯于天下也、生我者父母、知我者鮑叔也、鮑叔既進管仲、以身下之、……天下不多管仲之賢、而多鮑叔能知人也、」(又見『列子』力命篇)
- (53) 休功 班固「高祖沛泗水亭碑銘」「休勳顯祚、永永無疆、」(『古文苑』卷九)
- (54) 盛名 『淮南子』詮言訓「故世有盛名、則衰之日至矣、」
- (55) 賤丈夫 『孟子』公孫丑下篇「征商、自此賤丈夫始矣、」
- (56) 仲尼之好讓而不爭 典據未詳だが、「讓」は『論語』學而篇「夫子溫良恭儉讓以得之」、里仁篇「子曰、能以禮讓爲國乎、何有」、先進篇「爲國以禮、其言不讓、是故哂之」と見え、「不爭」は同じく八佾篇に「子曰、君子無所爭、必也射乎、揖讓而升下、而飲、其爭也君子」とある。また『禮記』曲禮上篇に「狼毋求勝、分毋求多」とある。爲之謠曰云云 よくわからないが、子羊の皮衣を服し、白いひざかけをつけた大夫(孔子を指す)は、人が何を求めようともお咎めなし、すなわち職責を全うできぬほんくらだ、の意か。ただ全體の論旨よりみて、孔子が大夫の地位をいくら求めてもかなわぬ話、という意味であるべきかとも思われる。多田氏が「尤」を尤異ととり、「白い佩玉黒皮衣、どうとてよくもなし、黒い皮衣白佩玉、どうとて悪くもなし」と譯されるのはその方向で解したものであろうが、文章自體の讀みとしては困難を覚える。なお後考を俟ちたい。なお謠は、民間のはやりうたで政治や人物を評定・風刺するもの。
- (58) 素鞞 鞞は鞞の或體。なめし皮の膝かけ。『詩』檜風・素冠「庶見素鞞兮、我心蘊結兮、」 『儀禮』士冠禮「緇帶素鞞、」 『孔子家語』冠頌解「朝服素鞞、」
- (59) 羔裘 『論語』鄉黨篇「緇衣羔裘、……羔裘玄冠不以弔、」 『詩』に「羔裘」の名を有するもの三篇あるほか、用例多し。
- (60) 黑裘 羔裘を言いかえたもの。郷黨篇集注に「羔裘、用黑羊皮、」

- (61) 顯融 蔡邕「光武濟陽宮碑」「所謂神靈顯融、越不可尙、」(『蔡中郎集』卷五) 陳琳「爲袁紹檄豫州」「王道興隆、光明顯融、」(『文選』卷四四)
- (62) 博厚 『禮記』中庸篇「悠遠則博厚、博厚則高明、博厚所以載物也、」
- (63) 時俗 『說苑』至公篇「挾仁聖之德、憫時俗之污泥、」 『後漢書』馮衍傳「悲時俗之險阨兮、哀好惡之無常、」 曹植「贈丁翼詩」「滔蕩固大節、時俗多好拘、」(『文選』卷二四)
- (64) 詩曰云云 鄭風・山有扶蘇の文。毛序「刺忽也、所美非美然、」 鄭箋「人之好美色、不往觀子都、乃反往觀狂醜之人、以興忽好善、不任用賢者、反任用小人、」 王先謙は「魯毛同義」とする。なお「子都」は、貴驗篇注(42)参照。
- (65) 叔世 『左傳』昭公六年「三辟之興、皆叔世也、」(『漢書』藝文志にも引く。)
- (66) 宰相 『史記』陳丞相世家「宰相者、上佐天子、理陰陽、順四時、下育萬物之宜、」 『新書』立後篇「故人皆爭爲宰相、」
- (67) 國風之譏 上の「山有扶蘇」を指すが、毛序に據れば、同じ鄭風「狡童」も、忽が「不能與賢人圖事、權臣擅命」を刺る詩であり、さらに同趣旨の詩として邶風「柏舟」ほか數篇あり。なお曹植「求自試表」に「若此終年、無益國朝、將挂風人彼己之譏、」(『文選』卷三七・『魏志』本傳)とある。
- (68) 天和 自然の調和。天の和氣。とくに道家の文獻でよく用いられるようである。『莊子』知北遊篇「若正汝形、一汝視、天和將至、」 『淮南子』傲真訓「交被天和、食于地德、」 『漢書』禮樂志「嘉承天和、伊樂厥福、」
- (69) 時順 『左傳』成公十年「用利而事節、時順而物成、」 なお諸本は「時雍」に作る。堯典「黎民於變時雍、」 『潛夫論』考績篇「此堯舜所以養黎民而致時雍也、」
- (70) 禍亂 『左傳』襄公十一年「恤禍亂、同好惡、」 『孝經』孝治章「天下和平、災害不生、禍亂不作、」

- (71) 妖災 『左傳』宣公十五年「民反德爲亂、亂則妖災生、」なお「弭は、『後漢書』趙壹傳「消弭時災、」
- (72) 穿蹄 ひづめに穴あく、馬の傷疲すること。後世のものだが、岑參「祁四再赴江南別詩」に「行遠馬穿蹄。」『岑嘉州詩』卷三とある。
- (73) 太行之險 太行山は險阻で有名であり、白居易「太行路」ほか多くの詩に歌われている。『漢書』馮奉世傳「秦攻上黨、絕太行道、」師古注「太行、山名、險道所經行也、」
- (74) 書曰云云 皐陶謨の文だが、今本と異なる。校記(壬)参照。
- (75) 曰 前後に脱文があるのであろう。上に屬して「稱曰」とするのもやや無理。
- (76) 習訓詁之儒 訓詁のみを事として、大道を知らぬ儒者。序文に「習書之儒」とあると同意。『漢書』夏侯勝傳「建所謂章句小儒、破碎大道、」
- (77) 寡不稱衆 賢を知る君子が少なすぎて、流俗の多きとつり合わない、すなわちいわゆる「衆寡不敵」(『魏志』張範傳)の意。
- (78) 將誰使之辨 「はた誰をして之を辨せしめんや」と讀むも可。
- (79) 不遇其時 『呂氏春秋』慎人篇「盡有之、賢非加也、盡無之、賢非損也、時使然也、百里奚之未遇時也、亡號而虜晉、」同遇合篇「凡遇合也時、不合必待合而後行、」
- (80) 章徹 『左傳』昭公三十一年「若難艱其身、以險危大人、而有名章徹、」考偽篇参照。
- (81) 裁制 おさえ止める。
- (82) 沒齒 『論語』憲問篇「人也奪伯氏駢邑三百、飯疏食、沒齒無怨言、」『論衡』別通篇「白首沒齒、終無曉知、」
- (83) 窮年 『荀子』解蔽篇「沒世窮年、不能偏也、」『戰國策』齊策六「使管仲終窮抑幽囚而不出、慙恥而不見、窮年沒壽、不免辱人賤行矣、」
- (84) 有睿哲之才 劉向「荀子敍錄」「是時孫卿有秀才、」(『風俗通』窮通篇同)

- (85) 祖述堯舜、憲章文武 『禮記』中庸篇「仲尼祖述堯舜、憲章文武、」
- (86) 宗師仲尼 『漢書』藝文志「儒家者流、……游文於六經之中、留意於仁義之際、祖述堯舜、憲章文武、宗師仲尼、以重其言、」
- (87) 撥亂 序注(56)参照。「撥亂」ないし「撥亂反正」は春秋學の常套語であり、後世頻用される。とくに漢代文獻に多く見える。
- (88) 迂闊 『史記』孟子傳「游事齊宣王、宣王不能用、適梁、梁惠王不果所言、則見以爲迂。遠而闊於事情、」趙岐「孟子題辭」「時君咸謂之迂闊於事、終莫能聽納其說、」『風俗通』窮通篇「游於諸侯、所言皆以爲迂遠而闊於事情、」班固「答賓戲」「仲尼抗浮雲之志、孟軻養浩然之氣、彼豈樂爲迂闊哉、」(『文選』卷四五・『漢書』敘傳)
- (89) 時變 『史記』叔孫通傳「若眞鄙儒也、不知時變、」『漢書』寶嬰灌夫傳贊「嬰不知時變、夫亡術而不遜、」
- (90) 終莫之肯用 『風俗通』窮通篇「是時七國交爭、尙於權詐、而孫卿守禮義、貴術籍、雖見窮擯、而猶不黜其志、作書數十篇、……蘇秦張儀以邪道說諸侯、以大貴顯、隨而笑之曰、夫不以其道進者、必不以其道亡、」劉向「敘錄」「孫卿之應聘於諸侯、見秦昭王、昭王方喜戰伐、而孫卿以三王之法說之、及秦相應侯、皆不能用也、至趙、與孫臏議兵趙孝成王前、孫臏爲變詐之兵、孫卿以王兵難之、不能對也、卒不能用、孫卿道守禮義、行應繩墨、安貧賤、」ただし、荀子は重用はされなかったものの、齊では三たび祭酒となり、楚では蘭陵令となっており、客觀的にみれば全く用いられなかったわけではない。この記述は、注(88)にみるように、むしろ孟子に該當するが、荀子を孟子より高く評價する徐幹としては、この程度の待遇では不満で、あえて荀子のこととして述べたのであろう。
- (91) 遊說之士 『史記』蘇秦傳贊「蘇秦兄弟三人、皆游說諸侯以顯名、」同張儀傳「張儀已學而游說諸侯、」又「陳軫者、游說之士、與張儀俱事秦惠王、皆貴重爭寵、」同田敬仲世家「宣王喜文學游說之士、」邪術 邪道と同じ。注(90)参照。『晏子春秋』卷八「繁飾邪術、以營世君、」
- (92) 邪術 邪道と同じ。注(90)参照。『晏子春秋』卷八「繁飾邪術、以營世君、」

(93) 徒黨 「史記」淮南衡山傳「乃陰聚徒黨及謀反者」、「孟子題辭」

「焚滅經術、坑戮儒生、孟子徒黨盡矣、」

(94) 郊迎 「史記」孟子荀卿傳「騶子重於齊、適梁、惠王郊迎、執賓主之

禮、……如燕、昭王擁彗先驅、請列弟子之座而受業、築碣石宮、身親

往師之、作主運、其游諸侯見尊禮如此、豈與仲尼菜色陳蔡、孟軻困於

齊梁同乎哉、」 「戰國策」秦策一「蘇秦」將說楚王、路過洛陽、父

母聞之、清宮除道、張樂設飲、郊迎三十里、」 「漢書」司馬相如傳下

「至蜀、太守以下郊迎、縣令負笏矢前驅、」

(95) 擁彗先驅 前注參照。揚雄「解嘲」「或擁彗而先驅。」 「漢書」本

傳·「文選」卷四五

(96) 上客 「戰國策」秦策三「應侯曰、善、乃延（蔡澤）入坐爲上客、

……秦昭王召見與語、大說之、拜爲客卿、」

(97) 天下有道 「論語」李氏篇「天下有道、則禮樂征伐自天子出、……

天下有道、則政不在大夫、天下有道、則庶人不議、」

慎所從第十七

夫人之所常稱曰。明君舍己而從人。故其國治以安。闇君違人而專己。故其國亂以危。乃一隅之偏說也。非大道之至論也。凡安危之勢。治亂之分。在乎知所從。不在乎必從人也。人君莫不有從人。然或危而不安者。失所從也。莫不有違人。然或治而不亂者。得所違也。若夫明君之所親任也。皆貞良聰智。其言也皆德義忠信。故從之則安。不從則危。闇君之所親任也。皆佞邪愚惑。其言也皆姦回諂諛。從之安得治。不從之安得亂乎。昔齊桓公從管仲而安。二世從趙高而危。帝舜違四凶而治。殷紂違三仁而亂。故不知所從而好從人。不知所違而好違人。其敗一也。孔子曰。知不可由。斯知所由矣。夫言或似是而非實。或似美而敗事。或似順而違道。此三者。非至明之君。不能察也。燕昭王使樂毅伐齊。取七十餘城。莒與即墨未拔。昭王卒。惠王爲太子時。與毅不平。卽墨守者田單。縱反聞於燕。使宣言曰。王已死。城之不拔者三耳。樂毅與新王有隙。懼誅而不敢歸。外以伐齊爲名。實欲因齊人未附。故且緩卽墨。以待其事。齊人所懼。惟恐他將之來。卽墨殘矣。惠王以爲然。使騎劫代之。大爲田單所破。此則似是而非實者也。燕相子之有寵於王。欲專國政。人爲之言於燕王。王曰。人謂堯賢者。以其讓天下於許由也。許由不受。有讓天下之名。而實不失天下。今王以國讓於相子之。子之必不敢受。是堯與王同行也。燕噲從之。其國

大亂。此則似美而敗事者也。齊景公欲廢太子陽生而立庶子荼。謂大夫陳乞曰。吾欲立荼。如何。乞曰。所樂乎爲君者。欲立則立之。不欲立則不立。君欲立之。則臣請立之。於是立荼。此則似順而違道者也。且夫言畫施於當時。事效在於後日。後日遲至。而當時速決也。故今巧者常勝。拙者常負。其勢然也。此謂中主之聽也。至於闇君。則不察辭之巧拙也。二策並陳。而從其致己之欲者。明君不察辭之巧拙也。二策並陳。而從其致己之福者。故高祖光武。能收羣策之所長。棄羣策之所短。以得四海之內。而立皇帝之號也。吳王夫差。楚懷王襄王^(六)。棄伍員屈平之良謀。收宰嚭上官之諛言。以失江漢之地。而喪宗廟之主。此二帝三王者。亦有從人。亦有違人。然而成敗殊馳。興廢異門者。見策與不見策耳。不知從人甚易。而見策甚難。夷考其驗。斯爲甚矣。問曰。夫人莫不好生而惡死。好樂而惡憂。然觀其舉措也。或去生而就死。或去樂而就憂。將好惡與人異乎。曰。非好惡與人異也。乃所以求生與求樂者。失其道也。譬如迷者欲南而反北也。今略舉一驗以言之。昔項羽既敗。爲漢兵所追。乃謂其餘騎曰。吾起兵至今八年。身經七十餘戰。所擊者服。遂霸天下。今而困於此。此天亡我。非戰之罪也。斯皆存亡所由欲南反北者也。夫攻戰。王者之末事也。非所以取天下也。王者之取天下也有大本。有仁智之謂也。仁則萬國懷之。智則英雄歸之。御萬國總英雄。以臨四海。其誰與爭。若夫攻城必拔。野戰必克。將帥之事也。闇於帝王之教。謂取天下一由攻戰。矜勇有力。詐虐無親。貪嗇專利。攻勤不賞。有一范增。既不能用。又從而疑之。至今憤氣傷心。疽發而死。豪傑背反。謀士遠離。以至困窮。身爲之虜。然猶不知所以失之。反瞋目潰圍。斬將取旗。以明非戰之罪。何其謬之甚歟。高祖數其十罪。蓋其大略耳。若夫纖介之失。世所不聞。其可數哉。且亂君之未亡也。人不敢諫。及其亡也。人莫能窮。是以至死而不寤。亦何足怪哉。

校記

(一) 底本無「國」字、下同、胡本亦無二國字、他本皆有、梁氏云、「兩京本、文義不足、非是、」按、梁說是也、今據諸本補兩國字、惟是審大臣篇云故其得志、則故其或者徐氏所常用之文法邪、

- (二) 底本「亂」作「亡」、胡本同、他本皆作亂、按、上下並以治亂對、則此亦當作亂、今據諸本改、
- (三) 「代」、胡本・程本・何本・王本・子書本(百子本)作「伐」、非是、
- (四) 底本無「其」字、胡本同、他本皆有、今據諸本補、而使與下一律、
- (五) 杜本・程本、「致」字空格、
- (六) 原文無下「王」字、梁氏云、「疑襲下脫王字、」按、三王即指吳王夫差・楚懷王及襄王、梁說是、今補、
- (七) 「昔」胡本誤作「音」、

從ふ所を慎しむ第十七

夫れ人の常に稱する所に曰く、「明君は己を捨てて人に從ふ、故に其の国治まりて以て安し。闇君は人に違ひて己を専らにす、故に其の国乱れて以て危し」と。乃ち一隅の偏説にして、大道の至論に非ざるなり。凡そ安危の勢、治乱の分は、從ふ所を知るに在り、必ず人に從ふに在らざるなり。人君 人に從ふこと有らざる莫し。然れども或いは危くして安からざるは、從ふ所を失へばなり。人に違ふこと有らざる莫し。然れども或いは治まりて乱れざるは、違ふ所を得ればなり。若し夫れ明君の親任する所は、皆貞良聰智にして、其の言や皆徳義忠信なり。故に之に從へば則ち安く、從はざれば則ち危し。闇君の親任する所は、皆佞邪愚惑にして、其の言や皆姦回諂諛なり。之に從ふも安んぞ治を得ん、從はざるも安んぞ乱を得んや。昔 齊の桓公 管仲に從ひて安く、二世 趙高に從ひて危く、帝舜 四凶に違ひて治まり、殷紂 三仁に違ひて乱れり。故に從ふ所を知らずして好んで人に從ふと、違ふ所を知らずして好んで人に違ふとは、其の敗一なり。孔子曰く、「由るべからざるを知らば、斯に由る所を知りぬ」と。夫れ言に是に似て而も實に非ざる或り、美に似て而も事を敗る或り、順に似て而も道に違ふ或り。此の三者は、至明の君に非ざれば、察する能はざるなり。燕の昭王 楽毅をして齊を伐たしめ、七十余城を取る。莒と即墨とは未だ抜けざるに、昭王卒す。恵王 太子たりし時、毅と平ならず。即墨の守なる者田单 反

間を燕に縦ち、言を宣べしめて曰く、「王已に死し、城の抜けざる者三のみ。楽毅 新王と隙有れば、誅を懼れて敢へて帰らず。外は齊を伐つを以て名と為せども、実は齊人の未だ附せざるに因らんと欲す。故に且く即墨を緩うして以て其の事を待つ。齊人の懼るる所は、惟だ他將の来りて即墨の残はるるを恐る」と。恵王以て然りと為し、騎劫をして之に代らしめ、大いに田単の破る所と為る。此れ則ち是に似て而も実に非ざる者なり。燕相子之 王に寵有り、国政を専らにせんと欲す。人 之が為に燕王噲に言ひて曰く、「人の堯を賢と謂ふは、其の天下を許由に譲らんとせしを以てなり。許由受けず。天下を譲るの名有りて、而も実は天下を失はず。今 王 国を以て相子之に譲れ。子之必ず敢へて受けじ。是れ堯と王と行ひを同じうするなり」と。燕噲 之に従ひ、其の国大いに乱る。此れ則ち美に似て而も事を敗る者なり。齊の景公 太子陽生を廢して庶子荼を立てんと欲す。大夫陳乞に謂ひて曰く、「吾 荼を立てんと欲す、如何」と。乞曰く、「君たるを樂しむ所の者は、立てんと欲せば則ち之を立て、立つるを欲せずんば則ち立てずといふことなり。君 之を立てんと欲すれば、則ち臣請ふ、之を立てん」と。是に於て荼を立つ。此れ則ち順に似て而も道に違ふ者なり。且つ夫れ言画は當時に施し、事効は後日に在り。後日は遅く至るも、當時は速かに決するなり。故に今巧みなる者常に勝ち、拙き者常に負く。其の勢然るなり。此れ中主の聴を謂ふなり。閻君に至りては、則ち辞の巧拙を察せず、一策並陳せらるれば、而ち其の己の欲を致す者に従ふ。明君は辞の巧拙を察せず、二策並陳せらるれば、而ち其の己の福を致す者に従ふ。故に高祖・光武、能く群策の長ずる所を収め、群策の短き所を棄て、以て四海の内を得て皇帝の号を立てしなり。呉王夫差・楚の懷王・襄王、伍員・屈平の良謀を棄て、宰嚭・上官の諛言を収め、以て江漢の地を失ひて宗廟の主を喪へり。此の二帝三王、亦た人に従ふ有り、亦た人に違ふ有り。然り而して成敗馳を殊にし、興廢門を異にするは、策を見ると策を見ざるとのみ。人に従ふこと甚だ易く、策を見ること甚だ難きを知らざるも、其の驗を夷考せば、斯に甚しと為さん。問ひて曰く、「夫れ人 生を好みて死を惡み、楽を好みて憂を惡まざる莫し。然るに其の举措を觀れば、或いは生を去りて死に就き、或いは楽を去りて憂に就く。將た好

悪 人と異なるか」と。曰く、「好悪 人と異なるに非ざるなり。乃ち生を求むる^{およ}与び楽を求むる所以の者、其の道を失へるなり。譬へば迷へる者南せんと欲して反て北するが如きなり。今略ぼ一驗を挙げて以て之を言はん。昔³⁸ 項羽既に敗れ、漢兵の追ふ所と為る。乃ち其の余騎に謂ひて曰く、『吾 兵を起こしてより今に至るまで八年、身 七十余戦を経、撃つ所の者は服して、遂に天下を覇有せり。今にして此に困しむ。此れ天の我を亡ぼすにして、戦ひの罪に非ざるなり』と。斯れ皆存亡の南せんと欲して反て北する所由^{ゆゑん}の者なり。夫れ攻戦は、王者の末事なり。天下を取る所以に非ざるなり。王者の天下を取るや大本⁴⁰有り、仁智⁴¹有るをこれ謂ふなり。仁なれば則ち万国之に懐^{なつ}き、智なれば則ち英雄之に帰す。万国を御し英雄を総べ、以て四海に臨まば、其れ誰か与に争はん。夫の城を攻めては必ず拔き、野戦⁴⁴しては必ず克つが若きは、将帥⁴⁵の事なり。羽⁴⁶ 小人の器を以て帝王の教へに闇く、天下を取るは一に攻戦に由ると謂^{おも}へり。勇を矜りて力有り、詐虐にして親しき無く、貪⁴⁸嗇にして利を専らにし、攻勤をば賞せず。一范增有るも、既に用ふる能はず、又た従⁵⁰ひて之を疑い、憤氣傷心し、疽発して死せしむるに至る。豪傑背反し、謀士⁵¹違離して以て困窮に至り、身 之が虜と為れり。然るに猶ほ之を失ふ所以を知らず、反て目を瞋⁵³らせて困⁵⁴みを潰^{やぶ}り、将⁵⁵を斬り旗を取り、以て戦ひの罪に非ざるを明らかにせんとせり。何ぞ其れ謬の甚だしきや。高祖⁵⁶ 其の十罪を数へしは、蓋し其の大略のみ。若し夫れ織介⁵⁷の失、世の聞かざる所は、其れ数ふべけんや。且つ乱君の未だ亡びざるや、人敢へて諫めず。其の亡ぶるに及びてや、人能く窮むる莫し。是を以て死に至りて而も寤らざるも、亦た何ぞ怪しむに足らんや。

注

(1) 一隅 『淮南子』秦族訓「夫守一遇而遺萬方、取一物而棄其餘、則所得者鮮、」

(2) 至論 貴言篇注(38)参照。

(3) 安危之勢 務本篇注(32)参照。『史記』孝景紀「安危之機、豈不以謀哉、」

(4) 治亂之分 『漢書』劉向傳「乘治亂之機、未知孰任、」なお「安危」「治亂」それぞれ單獨の用例は枚擧に暇ないが、「安危治亂」と續

けた例は、『墨子』公孟篇・非命篇などに見える。

- (5) 貞良 『論衡』書虛篇「用管仲、故知桓公無亂行也、有賢明之君、故有貞良之臣、」 『後漢書』崔琦傳「不能結納貞良、以救禍敗、」
- (6) 聰智 『韓非子』有度篇「聰智不得用其詐、險躁不得關其佞、」
- (7) 德義 『左傳』宣公十五年「後之人或者將敬奉德義、以事神人、」 『國語』晉語一「德義不行、禮義不則、」他にも用例多し。
- (8) 忠信 『論語』述而篇「子以四教、文行忠信、」他にも用例多いが、ことと関連する表現を強いて挙げれば、『周易』乾卦文言「忠信、所以進德也」や、『孟子』告子上篇「仁義忠信、樂善不倦、此天爵也」などか。
- (9) 佞邪 『漢書』成帝紀「佞邪不忠、」 同劉向傳「佞邪與賢臣、並在交戟之內、」
- (10) 愚惑 天壽篇注(10) 參照。『荀子』禮論篇「將由夫愚陋淫邪之人與、」
- (11) 姦回 『左傳』宣公三年「德之休明、雖小重也、其姦回昏亂、雖大輕也、」 同襄公二十三年「姦回不軌、禍倍下民可也、」
- (12) 齊桓公從管仲而安 桓公が管仲を得て霸業を遂げたことは周知の事實に屬するから、注するまでもあるまい。管仲と趙高を對比して挙げたものとしては、『說苑』尊賢篇「管夷吾・百里奚任、而天下知齊秦之必霸也、……秦用趙高、而天下知其亡也」など。
- (13) 二世從趙高而危 『史記』李斯傳參照。一部を挙げれば、「太子胡亥」立爲二世皇帝、以趙高爲郎中令、常侍中用事、二世燕居、乃召高與謀事、……二世然高之言、乃更爲法律、於是群臣諸公子有罪、輒下高令鞠治之、云云」
- (14) 帝舜違四凶而治 『左傳』文公十八年「舜臣堯、賓于四門、流四凶族、渾敦・窮奇・檮杌・饕餮、投諸四裔、以禦魘魅、是以堯崩而天下如一、同心戴舜、以爲天子、以其舉十六相、去四凶也、」 徐氏は共工等四人を窮奇等と同一とみているのであろう。
- (15) 殷紂違三仁而亂 『史記』殷本紀「紂愈淫亂不止、微子數諫不聽、

乃與大師少師謀、遂去、比干曰、爲人臣者、不得不以死爭、乃強諫紂、紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、剖比干觀其心、箕子懼、乃詐狂爲奴、紂又囚之、殷之大師少師、乃持其祭樂器奔周、周武王於是遂率諸侯伐紂、」揚雄「解詡」 「三仁去而殷墟、」 なお智行篇注(59) 參照。

- (16) 孔子曰云云 出典不明。『孔子集語』論政篇に收録。
- (17) 敗事 『左傳』襄公三十一年「乃授子大叔使之、以應對賓客、是以鮮有敗事、」 『老子』第六十四章「慎終如始、則無敗事、」
- (18) 燕昭王使樂毅伐齊云云 『史記』樂毅傳「於是燕昭王收齊幽獲以歸、而使樂毅復以兵平齊城之不下者、樂毅留徇齊五歲、下齊七十餘城、皆爲郡縣以屬燕、唯獨莒・即墨未服、會燕昭王死、子立爲燕惠王、惠王自爲太子時、嘗不快於樂毅、及即位、齊之田單聞之、乃縱反間於燕曰、齊城不下者兩城耳、然所以不早拔者、聞樂毅與燕新王有隙、欲連兵且留齊、南面而王齊、齊之所患、唯恐他將之來、於是燕惠王固已疑樂毅、得齊反間、乃使騎劫代將、而召樂毅、樂毅知燕惠王之不善代之、畏誅遂西降趙、云云」 同燕世家「於是遂以樂毅爲上將軍、與秦楚三晉合謀以伐齊、齊兵敗、潛王出亡於外、……齊城之不下者、唯聊・莒・即墨、其餘皆屬燕、六歲、昭王三十三年卒、子惠王立、惠王爲太子時、與樂毅有隙、及即位疑毅、使騎劫代將、樂毅亡走趙、齊田單以即墨擊敗燕軍、騎劫死、燕兵引歸、齊悉復其故城、」 事また『戰國策』燕策二に見ゆ。

- (19) 三 當に「二」に爲るべし。樂毅傳には「兩城」とあり、田單傳に「城之不拔者二耳」とある。ただ燕世家に「聊・莒・即墨」の三城を挙げ、燕策には「三城未下」とあるから、混淆したのかもしれない。
- (20) 燕相子之有寵於王云云 『史記』燕世家「子之相燕、貴重主斷、蘇代爲齊使於燕、……蘇代欲以激燕王以尊子之也、於是燕王大信子之、子之因遺蘇代百金、而聽其所使、鹿毛壽謂燕王、不如以國讓相子之、人之謂堯賢者、以其讓天下於許由、許由不受、有讓天下之名、而實不失天下、今王以國讓於子之、子之必不敢受、是王與堯同行也、燕王因屬國於子之、子之大重、或曰、禹薦益、已而以啓人爲吏、及老、而以

啓人爲不足任天下、傳之於益、已而啓與交黨攻益奪之、天下謂禹名傳天下於益、已而實令啓自取之、今王言屬國於子之、而吏無非太子人者、是名屬子之、而實太子用事也、王因收印自三百石吏已上、而效之子之、子之南面行王事、而贈老不聽政、顧爲臣、國事皆決於子之、三年國大亂、百姓恫恐、云云」(又見於燕策一、文略同) 『韓非子』外儲說右下にも同様の話が見えるが、鹿毛壽を潘壽に作る。

(21) 讓天下於許由 『莊子』逍遙遊篇「堯讓天下於許由、云云」 同讓王篇「堯以天下讓許由、許由不受、」 『淮南子』汜論訓「許由讓天子終不利封侯、」 高注「許由、隱者、陽成人、堯欲以天下與之、洗耳而不就、」

(22) 齊景公廢太子陽生云云 『公羊傳』哀公六年「景公謂陳乞曰、吾欲立舍、何如、陳乞曰、所樂乎爲君者、欲立之則立之、不欲立則不立、君如欲立之、則臣請立之、陽生謂陳乞曰、吾聞、子蓋將不欲立我也、陳乞曰、夫千乘之主、將廢正而立不正、必殺正者、吾不立子者、所以生子者也、走矣、與之玉節而走之、景公死而舍立、陳乞使人迎陽生于諸其家、云云」 以下、二人は權謀を弄して諸大夫を引きいれ、舍を弑するに至る。『左傳』は、茶(二傳は舍)釋文、音舒)を茶(釋文、音舒、又音徒)に作る)の擁立(哀公六年)および弑殺ともかなり相違する。 『晏子春秋』諫上「淳于人納女于景公、生孺子茶、景公愛之、諸臣謀欲廢公子陽生而立茶、公以告晏子、晏子曰、不可、」

(23) 所樂乎爲君者云云 君主たる者の快樂は、廢立の專權を握っていることに在る、の意。何注「貴自專也、」

(24) 事故 『漢書』嚴助傳「事故見前、故使臣助來諭王意、」

(25) 中主 『韓非子』用人篇「使中主守法術、拙匠守規矩尺寸、則萬不失矣、」 『呂氏春秋』應同篇「攻亂則義、義則攻者榮、榮且利、中主猶且爲之、」

(26) 高祖 『史記』高祖紀「夫運籌策帷帳之中、決勝於千里之外、吾不如子房、鎮國家、撫百姓、給餽饒、不絕糧食、吾不如蕭何、連百萬之軍、戰必勝、攻必取、吾不如韓信、此三者、皆人傑也、吾能用之、此

吾所以取天下也、」

(27) 光武 具體的事實として何を指すか明らかではないが、光武帝紀を通覽するに、士に下る一方で自らの意を押し通すことも多い。ただこ

でかく云うのは、主として光武尊崇の建前からであろう。

(28) 四海之内 譚交篇注(12)参照。『禮記』中庸篇「尊爲天子、富有四海之内、」 『史記』高祖紀「天子以四海爲家、」

(29) 立皇帝之號 『史記』高祖紀「正月、諸侯及將相與共請尊漢王爲皇帝、……漢王三讓、不得已、曰、諸君必以爲便、便國家、甲午、乃即位皇帝位汜水之陽、」 『後漢書』光武帝紀「(建武元年)群臣因復奏曰、受命之符、人應爲大、萬里合信、不議同情、周之白魚、曷足比焉、今上無天子、海內淆亂、符瑞之應、昭然著聞、宜答天神、以塞群望、光武於是命有司、設壇場於鄗南千秋亭五成陌、六月己未、即皇帝位、」 なお周知のごとく、皇帝の號を初めて立てたのは秦始皇である。

(30) 吳王夫差 『史記』伍子胥傳に據れば、伍子胥は越に備うべきをし

ばし説いたが、夫差は太宰嚭の甘言にのせられ、子胥の諫めを聞き入れなかった。一部を挙げれば、「(越王句踐)使大夫種厚幣遺吳太宰嚭以請和、求委國爲臣妾、吳王將許之、伍子胥諫曰、越王爲人能辛苦、今王不滅、後必悔之、吳王不聽、用太宰嚭計、與越平、」

(31) 楚懷王 『史記』屈原傳「懷王使屈原爲憲令、屈平屬草藁、未定、上官大夫見而欲奪之、屈平不與、因讒之曰、王使屈平爲令、衆莫不知每一令出、平伐其功曰、以爲非我、莫能爲也、王怒而疏屈平、屈平疾王之不聰也、讒諂之蔽明也、邪曲之害公也、方正之不容也、故憂愁幽思而作離騷、」 又「時秦昭王與楚婚、欲與懷王會、懷王欲行、屈平曰、秦虎狼之國、不可信、不如毋行、懷王稚子子蘭勸王行、奈何絕秦歡、懷王卒行、」 又「懷王以不知忠臣之分、故內惑於鄭袖、外欺於張儀、疏屈平而信上官大夫、令尹子蘭、兵挫地削、亡其六郡、身客死於秦、爲天下笑、此不知人之禍也、」 また楚世家を参照せよ。 『楚辭』離騷序「同列大夫上官、斬尙妬害其能、共譖毀之、王乃疏屈原、」 襄王 『史記』屈原傳「令尹子蘭聞之大怒、卒使上官大夫短屈原於

- (33) 頃襄王、頃襄王怒而遷之、
失江漢之地 長江・漢水流域の地を失う。江を失うとは、吳が越に滅されたこと。漢を失うは、屈原が細けられた後、張儀にあざむかれて齊と絶交した懷王が、詐を知って怒り、秦と戦ったが大敗し、漢中の地を取られたことを指す(屈原傳・楚世家)。注(32)の「亡其六郡」も、そのことをいうもの。
- (34) 喪宗廟之主 宗廟の祀を絶つ、すなわち國家の滅亡をいう。主は木主。
- (35) 成敗 『新書』過秦上篇「然而成敗異變、功業相反、」(又『文選』卷五一)
- (36) 不知從人甚易 人に從ふのは甚だ易く、その獻策の正否を見抜くところこそが甚だ困難なことを知らない者でも、實際の效驗をみてみれば、なるほど甚しいとわかるであろう、の意か。三王が知らなかった、の意ではない。
- (37) 夷考 『孟子』盡心下篇「夷考其行、而不掩焉者也、」
- (38) 昔項羽既敗云云 『史記』項羽紀「漢騎追者數千人、項王自度不得脫、謂其騎曰、吾起兵至今八歲矣、身七十餘戰、所當者破、所擊者服、未嘗敗北、遂霸天下、然今卒困於此、此天之亡我、非戰之罪也、今日固決死、願爲諸君快戰、必三勝之、爲諸君潰圍、斬將刈旗、令諸君知天亡我、非戰之罪也、」
- (39) 攻戰 『荀子』議兵篇「凡用兵攻戰之本、在乎壹民、」他にも用例多し。なお以下の論は、孟子の王道論と近い。
- (40) 大本 貴言篇注(26)参照。
- (41) 仁智 虛道篇注(40)参照。
- (42) 英雄 『漢書』敘傳「英雄誠知覺寤、畏若禍戒、」
- (43) 攻城 『孫子』作戰篇「攻城則力屈、」『史記』項羽紀「攻城略地、不可勝計、」同高祖紀「戰必勝、攻必取、吾不如韓信、」
- (44) 野戰 『商君書』徠民篇「野戰不勝、守城必拔、」他に用例多し。「攻城野戰」と熟した例は、『史記』廉頗藺相如傳「我爲趙將、有攻

- (45) 將帥 『禮記』月令篇「(孟秋之月)命將帥、選士厲兵、」『戰國策』秦策「以軍中爲家、將帥爲父母、」他に用例多し。
- (46) 羽以小人器云云 「羽 小人の器にして帝王の教へに闇きを以て」とも讀めるが、譯文のほうがりズムがよいと思う。
- (47) 矜勇有力 『漢書』敘傳「灌夫矜勇、武安驕盈、」『史記』項羽紀「籍長八尺餘、力能扛鼎、」下の「詐虐無親」と對であるから、「勇にして力有るを矜る」とは讀まない。
- (48) 貪嗇專利 『史記』高祖紀「項羽妒賢嫉能、有功者害之、賢者疑之、戰勝而不予人功、得地而不予人利、此所以失天下也、」
- (49) 有一范增、既不能用 同右「項羽有一范增而不能、此其所以爲我擒也、」
- (50) 從而疑之云云 『史記』項羽紀「項王乃疑范增與漢有私、稍奪之權、范增大怒、曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨歸卒伍、項王許之、行未至彭城、疽發背而死、」 「憤氣」は怒氣に同じ。あるいは「憤懣」に作るべきかもしれぬ。
- (51) 謀士 『史記』周本紀「於是封功臣謀士、而師尙父爲首封、」 『新書』匈奴篇「衆門大夫、皆謀士也、」
- (52) 違離 違も亦た離なり、連文。『漢書』韋玄成傳「違離祖統、乖繆本義、」
- (53) 瞋目 『史記』項羽紀「赤泉侯爲騎將追項王、項王瞋目而叱之、赤泉侯人馬俱驚、辟易數里、」
- (54) 潰圍 注(38)参照。
- (55) 斬將取旗 右に同じ。
- (56) 高祖數其十罪 『史記』高祖紀「漢王項羽相與臨廣武之間而語、項羽欲與漢王獨身挑戰、漢王數項羽曰、始與項羽俱受命懷王、曰、先入定關中者王之、項羽負約、王我於蜀漢、罪一、項羽矯殺卿子冠軍而自尊、罪二、……夫爲人臣而弑其主、殺已降、爲政不平、主約不信、天下所不容、大逆無道、罪十也、」

(57) 織介 『史記』三王世家「王犯織介小罪過、卽行法直斷耳、」『戰國策』齊策四「孟嘗君爲相數十年、無織介之禍者、馮諼之計也、」

『說苑』至公篇「春秋」采毫毛之善、貶讖介之惡、」(又見『論衡』問孔篇)

亡國第十八

凡亡國之君。其朝未嘗無致治之臣也。其府未嘗無先王之書也。然而不免乎亡者何也。其賢不用。其法不行也。苟書法而不行其事。爵賢而不用其道。則法無異乎路說。而賢無異乎木主也。昔桀奔南巢。紂踣於京。厲流於彘。幽滅於戲。當是時也。三后之典尚在。良謀之臣猶存也。下及春秋之世。楚有伍舉。左史倚相。右尹子革。白公子張。而靈王喪師。衛有大叔儀。公子鱄。蘧伯玉。史鮪。而獻公出奔。晉有趙宣子。范武子。太史董狐。而靈公被弑。魯有子家羈。叔孫婁。而昭公野死。齊有晏平仲。南史氏。而莊公不免。虞號有宮之奇。舟之僑。而二公絕祀。由是觀之。苟不用賢。雖有無益也。然此數國者。皆先君舊臣世祿之士。非遠求也。乃有遠求而不用之者。昔齊桓公立稷下之官。設大夫之號。招致賢人而尊寵之。自孟軻之徒。皆遊於齊。楚春申君。亦好賓客。敬待豪傑。四方並集。食客盈館。且聘荀卿。置諸蘭陵。然齊不益強。黃歇遇難。不用故也。夫遠求賢而不用之。何哉。賢者之爲物也。非若美嬪麗妾之可觀於目也。非若冠冕帶裳之可加於身也。非若嘉肴庶羞之可實於口也。將以言策。策不用。雖多亦奚以爲。若欲備百僚之名。而不問道德之實。則莫若鑄金爲人而列於朝也。且無食祿之費矣。然彼亦知有馬必待乘之而後致遠。有醫必待使之而後愈疾。至於有賢。則不知待用之而後興治者。何哉。賢者難知歟。何以遠求之。易知歟。何以不能用也。豈爲寡不足用。欲先益之歟。此又惑之甚也。賢者稱於人也。非以力也。力者必須多。而知者不待衆也。故王卒七萬。而輔佐六卿也。故舜有臣五人而天下治。周有亂臣十人而四海服。此非用寡之驗歟。且六國之君。雖不用賢。及其致人也。猶脩禮盡意。不敢侮慢也。至於王莽。既不能用。及其致之也。尙不能言。莽之爲人也。內實姦邪。外慕古義。亦聘求名儒。徵命術士。政煩教虐。無以致之。於是脅之以峻刑。威之以重戮。賢者恐懼。莫敢不至。徒張設虛名。

以夸海內。莽亦卒以滅亡。且莽之爵人^(十三)。其實囚之也。囚人者。非必著之桎梏而置之囹圄之謂也。拘係之愁憂之謂也。使在朝之人。欲進則不得陳其謀。欲退則不得安其身。是則以綸組為繩索。以印佩為鉗鐵也^(十四)。小人雖樂之。君子則以為辱^(十五)。故明王之得賢也。得其心也。非謂得其軀也。苟得其軀而不論其心也。斯與籠鳥檻獸無以異也^(十六)。則賢者之於我也。亦猶怨讐也。豈為我用哉。雖曰班萬鍾之祿。將何益歟。故苟得其心。萬里猶近。苟失其心。同衾為遠。今不脩所以得賢者之心。而務循所以執賢者之身。至於社稷顛覆。宗廟廢絕。豈不哀哉。荀子曰。人主之患。不在乎言不用賢。而在乎誠不用賢^(十七)。言用賢者口也。卻賢者行也^(十八)。口行相反。而欲賢者進不肖者退。不亦難乎。夫照蟬者。務明其火振其樹而已。火不明。雖振其樹無益也。人主有能明其德者。則天下其歸之。若蟬之歸火也。善哉言乎。昔伊尹在田畝之中。以樂堯舜之道。聞成湯作興。而自夏如商。太公避紂之惡。居於東海之濱。聞文王作興。亦自商如周。其次則甯戚如齊。百里奚入秦。范蠡如越。樂毅遊燕。故人君苟脩其道義。昭其德音。慎其威儀。審其教令。刑無頗僻。獄無放殘。仁愛普股。惠澤流播。百官樂職。萬民得所。則賢者仰之如天地。愛之如親戚。樂之如墳簞。歆之如蘭芳。故其歸我也。猶決壅導滯。注之大壑。何不至之有。苟羸穢暴虐。馨香不登。讒邪在側。佞媚充朝。殺戮不辜。刑罰濫害。宮室崇侈。妻妾無度。撞鐘舞女。淫樂日縱。賦稅繁多。財力匱竭。百姓凍餓。死^(十九)孳盈野。矜己自得。諫者被誅。內外震駭。遠近怨悲。則賢者之視我。容貌也如魍魎。臺殿也如狴狂。采服也如衰絰。絃歌也如號哭。酒醴也如滌滌。肴饌也如糞土。從事學錯。每無一善。彼之惡我也如是。其肯至哉。今不務明其義。而徒設其祿。可以獲小人。難以得君子。君子者。行不媮合。立不易方。不以天下枉道。不以樂生害仁。安可以祿誘哉。雖強搏執之。而不獲已。亦杜口佯愚。苟免不暇。國之安危。將何賴焉。故詩曰。威儀卒迷。善人載尸。此之謂也。

校記

- (一) 治要兩「乎」字並作「於」。
- (二) 治要無「白公子張」四字。

- (三) 治要「子」作「孟」、錢本據改、
- (四) 治要無「太史董狐」四字、
- (五) 「弑」諸本皆作「殺」、治要作弑、按、底本誤刻與、但却與治要同、而今不改、
- (六) 治要句末有「弑」字、錢本據補、
- (七) 札記云、「桓公當作宣王、」子書本(百子本)作宣王、王本作宣公、按、錢校是也、然不須遽改、蓋徐氏自誤記桓公、而轉寫者仍之、事則誤而文則不誤也、
- (八) 治要作「然後遠行」、
- (九) 原文「使」作「行」、治要作使、意林亦同、錢本據改、按、錢校是也、今從而改、
- (十) 治要「者」作「也」、無「何哉」二字、意林「治」作「理」、梁氏云、「避唐高宗諱改、」按、梁說是也、治要略文、
- (十一) 杜本卒字空格、程本同、胡本不爲缺字而作王七萬、何本·王本·子書本(百子本)並補臣字、錢本補卒字、梁氏云、「兩京本不作缺一字、文義不足、非是、……案、補卒或師、文義乃足、……如補臣字、王臣七萬、與輔佐六鄉、於義未洽、」
- (十二) 原文無「之」字、治要有、錢本據補、按、錢校是也、今從而補、
- (十三) 治要人下有「也」字、
- (十四) 治要無上「之」字及「而」字、梁氏云、「當有之字、乃與下文例一律、」
- (十五) 鈔本治要「則」作「情」、尾張本作則、而眉注云、「君子則舊作君子情、改之、」
- (十六) 治要句末有「矣」字、錢本據補、
- (十七) 治要「王」作「主」、
- (十八) 梁氏云、「依上文義、疑論當作得、」
- (十九) 治要作「未有異也」、
- (二十) 原文「日」作「曰」、治要作「日雖」、札記云、「日原譌曰、据治要改、治要雖日倒、」梁氏云、「作日是也、」按、錢校是也、今從而改、
- (二十一) 治要「荀」作「孫」、

- (三三) 治要兩「乎」字作「於」、今本荀子二句作「不在乎不（宋本無不字、今從元明本）言用賢、而在乎誠必用賢、」王念孫云、「案當作而在乎不誠用賢、」盧文詔說同、
- (三四) 原文無「用」字、「卻」作「知」、治要作「言用賢者口也、知賢者行也」、而與荀子合、錢本據補改、按、錢校是也、今從而改、
- (三五) 治要無「相」字、
- (三六) 荀子「進」作「至」、兩者字下並有「之」字、治要亦有、錢本據補、
- (三七) 荀子「照」作「耀」、務下有「在」字、
- (三八) 荀子句首有「今」字、次句無「其」字、火上有「明」字、
- (三九) 治要「乎」作「也」、
- (四〇) 胡本「王」誤作「五」、
- (四一) 治要「僻」作「類」、非、
- (四二) 治要流播二字倒、
- (四三) 治要「親戚」作「其親」、
- (四四) 諸本（除胡本）滯（何本·王本·子書本、滯作河）下有「水」字、治要無、札記云、「句末原衍水字、據治要刪、」
- (四五) 治要句末有「乎」字、
- (四六) 治要馨香二字倒、梁氏云、「以作馨香爲正、」
- (四七) 底本「邪」作「說」、胡本同、他本皆作邪、治要亦作邪、按、前後皆用連文、今據諸本及治要改、
- (四八) 治要無此句、
- (四九) 治要無此句、
- (五〇) 治要「宮」作「館」、
- (五一) 治要無此句、
- (五二) 治要「賦」作「征」、
- (五三) 治要無此句、

(四十三) 治要「死季」作「怨喪」、

(四十四) 治要内外二字倒、「駭」作「騷」、

(四十五) 底本無「者」字、胡本同、他本有、治要亦有、按、有者字爲足、今據諸本及治要補、

(四十六) 治要無以下六「也」字、

(四十七) 治要「狂」作「罕」、

(四十八) 治要「絃歌」作「歌樂」、

(四十九) 俞樾云、「荀子勸學篇、其漸之滌、楊注曰、滌、濁也、淮南子人間篇、及漸之於滌、高注曰、滌、臭汗也、此用滌字正合、惟滌字似非所用、周官司烜氏注、司農曰、明齋、謂以明水滌滌、棗盛黍稷、雖亦滌滌連文、然施之此、則義正反矣、滌、疑洩字之誤、國語晉語、少洩於豕牢而得文王、韋注、洩、便也、滌洩連文、猶言便溺耳、」按、俞說似是、而以治要仍作滌、今姑從舊、

(五十) 治要「從」作「衆」、「錯」作「措」、梁氏云、「錯措、古通用、」

(五十一) 治要「媮」作「苟」、梁氏云、「義同、」

(五十二) 治要「搏」作「縛」、札記云、「治要義較優、」按、錢說非是、禮記月令、孟秋、務搏執、又孟子離婁下云、有故而去、則君搏執之、此乃徐氏所本也、而縛執却無用例、

(五十三) 治要無「焉」字、

(補) 諸本(除胡本)有注云、「一作以印綬爲鉗鐵也、」

亡国第十八

凡そ亡国の君も、其の朝末だ嘗て致治の臣無くんばあらざるなり、其の府末だ先王の書無くんばあらざるなり。然り而して亡ぶるを免れざるは何ぞや。其の賢用ひられず、其の法行はれざればなり。苟も法を書するも其の事を行はず、賢を爵するも其の道を用ひずんば、則ち法路説に異なる無く、賢木主に異なる無きなり。昔桀南巢に奔り、紂京に踏れ、厲彘に流され、幽戯に滅びき。是の時に当りて、三后の典尚ほ在り、良謀の臣猶ほ存せしなり。下春秋に及んで、楚に

伍^①拳・左史倚相・右尹子革・白公子張有り、而るに靈王^② 師を喪へり。衛に大叔儀・公子鱒^③・蘧伯玉・史鮒^④有り、而るに獻
 公出奔せり。晋に趙宣子・范武子・太史董狐有り、而るに靈公弑せらる。魯に子家羈・叔孫婁^⑤有り、而るに昭公野死せり。
 齊に晏平仲・南史氏有り、而るに莊公免れず。虞・虢に宮之奇・舟之僑^⑥有り、而るに二公^⑦ 祀を絶てり。是れに由りて之を
 觀れば、苟くも賢を用ひずんば、有りと雖も益無きなり。然れども此の數国は、皆先君の旧臣世祿の士にして、遠く求めし
 に非ざるなり。乃ち遠く求めて而も之を用ひざる者有り。昔 齊の桓公 稷下の官を立て、大夫の号を設け、賢人を招致し
 て之を尊寵^⑧しき。孟軻の徒より、皆齊に遊ぶ。楚の春申君も亦た賓客を好み、豪傑^⑨を敬待し、四方より並び集ひ、食客^⑩ 館
 に盈つ。且つ荀卿^⑪を聘し、諸を蘭陵に置く。然れども齊 強きを益さずして、黄歇^⑫ 難に遇ふ。用ひざるが故なり。夫れ遠
 く賢を求めて而も之を用ひざるは何ぞや。賢者の物為るや、美嬪麗妾の目に觀るべきが若きに非ざるなり、冠冕帶裳の身に
 加ふべきが若きに非ざるなり、嘉肴庶羞の口に実たすべきが若きに非ざるなり。將に以て策を言はんとす。策用ひられずん
 ば、多しと雖も亦た奚^⑬ぞ以て為さん。若し百僚の名を備へんと欲するのみにして道德の実を問はずんば、則ち金を鑄て人を
 為りて朝に列するに若くは莫し。且つ食祿の費無し。然れども彼も亦た馬^⑭有り、必ず之に乗るを待ちて而る後遠きを致し、
 医有り、必ず之を使ふを待ちて而る後疾を愈すを知る。賢有るに至りては、則ち之を用ふるを待ちて而る後治を興すを知ら
 ざるは何ぞや。賢者知り難きか、何を以て遠く之を求むるや。知り易きか、何を以て用ふる能はざるや。豈に寡なくして用
 ふるに足らずと為し、先づ之を益さんと欲するか。此れ又た惑ひの甚だしきなり。賢者の人に称せらるるや、力を以てする
 に非ざるなり。力なる者は必ず須く多かるべし。而して知なる者は衆^⑮きを待たざるなり。故に王の卒は七万にして、輔佐は
 六卿^⑯なり。故に舜に臣五人有りて天下治まり、周に乱^⑰むる臣十人有りて四海服せり。此れ寡を用ふるの驗に非ずや。且れ六
 国の君、賢を用ひずと雖も、其の人を致すに及びては、猶ほ礼を脩め意を尽くし、敢へて侮慢せざるなり。王莽に至りて
 は、既に用ふる能はず、其の之を致すに及びても、尚ほ言ふ能はず。莽の人と為りや、内 姦邪に実ち、外 古義を慕ふ。

亦た名儒を聘求し、術士を徵命するも、政煩に教虐にして、以て之を致す無し。是に於て之を脅すに峻刑を以てし、之を威すに重戮を以てす。賢者恐懼し、敢へて至らざる莫し。徒に虚名を張設し、以て海内に夸るも、莽も亦た卒に以て滅亡せり。且つ莽の人を爵するは、其の実之を囚ふるなり。人を囚ふとは、必ずしも之を桎梏に著け、之を圜圜に置くの謂に非ざるなり、之を拘係し之を愁憂せしむるの謂なり。在朝の人をして、進まんと欲すれば則ち其の謀を陳ぶるを得ず、退かんと欲すれば則ち其の身を安んずるを得ざらしむ。是れ則ち綸組を以て繩索と爲し、印佩を以て鉗鉄と爲すなり。小人は之を樂しむと雖も、君子は則ち以て辱と爲す。故に明王の賢を得るや、其の心を得るなり。其の軀を得るを謂ふに非ざるなり。苟くも其の軀を得て而して其の心を論ぜずんば、斯れ鳥に籠し獸に檻すると以て異なる無きなり。則ち賢者の我に於けるや、亦た猶ほ怨讐のごときなり。豈に我が用を為さんや。日び万鍾の禄を班つと雖も、將に何を益せんとするや。故に苟くも其の心を得ば、万里も猶ほ近く、苟くも其の心を失はば、同衾も遠しと爲す。今賢者の心を得る所以を脩めずして、務めて賢者の身を執ふる所以に循ひ、社稷顛覆し、宗廟廢絶するに至る。豈に哀しからずや。荀子曰く、「人主の患は、賢を用ひずと言ふに在らずして、誠に賢を用ひざるに在り。賢者を用ふと言ふは口なり、賢者を卻くるは行なり。口行相反し、而も賢者の進み不肖者の退くを欲するは、亦た難からずや。夫れ蟬を照らす者は、務めて其の火を明らかにし其の樹を振ふのみ。火明らかならざれば、其の樹を振ふと雖も益無きなり。人主能く其の徳を明らかにする者有れば、則ち天下其れ之に帰すること蟬の火に帰するが若きなり」と。善きかな言へること。昔伊尹田畝の中に在りて以て堯舜の道を楽しむに、成湯の作興するを聞き、夏より商に如けり。太公紂の悪を避け東海の浜に居るに、文王の作興するを聞き、亦た商より周に如けり。其の次は則ち甯威晋に如き、百里奚秦に入り、范蠡越に如き、楽毅燕に遊ぶ。故に人君苟くも其の道義を脩め、其の徳音を昭らかにし、其の威儀を慎しみ、其の教令を審かにし、刑に頗僻無く、獄に放殘無く、仁愛普般に、恵沢流播し、百官職を楽しみ、万民所を得れば、則ち賢者之を仰ぐこと天地の如く、之を愛すること親戚の如く、之を楽しむこ

と墳窟の如く、之を歆ぶこと蘭芳の如し。故に其の我に帰するや、猶ほ墮れるを決し滞れるを導き、之を大壑に注ぐがごとし。何の至らざることかこれ有らん。苟くも羸穢暴虐にして馨香登らず、讒邪側に在り、佞媚朝に充ち、不辜を殺戮し、刑罰濫害に、宮室崇侈にして、妻妾度無く、鐘を撞き女を舞はせ、淫楽にして日び縦いままに、賦税繁多にして財力匱竭し、百姓凍餓して死卒野に盈ち、己を矜りて自得し、諫むる者誅せられ、内外震駭し遠近怨悲すれば、則ち賢者の我を視ること、容貌や魍魎の如く、台殿や狴犴の如く、采服や衰絰の如く、絃歌や号哭の如く、酒醴や滌滌の如く、肴饌や糞土の如し。従事拳錯、毎に一も善みする無し。彼の我を悪むや是くの如し。其れ肯へて至らんや。今其の義を明らかにするを務めずして徒だ其の禄を設くるは、以て小人を獲べきも、以て君子を得難し。君子なる者は、行くに媮合せず、立つに方を易へず、天下を以て道を枉げず、生を樂ふを以て仁を害せず。安んぞ禄を以て誘ふべけんや。強ひて之を搏執すと雖も獲ざるのみ。亦た口を杜ぎ愚を伴り、苟くも免るるに暇あらず。国の安危、將に何にか頼らんとす。故に詩に曰く、「威儀卒く迷れ、善人載ち戸のごとし」と。此の謂なり。

注

- (1) 致治 『史記』蔡澤傳「公孫鞅之事孝公也、……信賞罰以致治。」
『毛詩』甫田箋「人君欲立功致治、必勤身修德、」
- (2) 先生之書 『荀子』勸學篇「不聞先王之遺言、不知學問之大也、」
- (3) 路說 『論語』陽貨篇「道聽而塗說、德之棄也、」
- (4) 桀奔南巢云 『國語』魯語上「若以邪臨、陷而不振、用善不肯專、則不能使、至於殄滅而莫之恤也、將安用之、桀奔南巢、紂蹈于京、厲流于彘、幽滅于戲、皆是術也、」章注「南巢、揚州地、巢伯之國、今廬江居巢縣是也、」『淮南子』本經訓「湯伐桀於南巢、放之夏臺、」偽古文だが、「仲虺之誥」にも「成湯放桀于南巢」とあるほか、『魏志』文德后傳などに見える。

- (5) 紂踏於京 章注「踏、斃也、京、殷京師也、」『史記』股本紀「紂兵敗、紂走入登鹿臺、衣其寶玉衣、赴火而死、」
- (6) 厲流於彘 章注「厲、周厲王也、彘、晉地也、」『國語』周語上「厲王虐、國人謗王、召公告王曰、……主弗聽、於是國人莫敢出言、三年乃流王于彘、」『史記』周本紀略同 又「榮公爲卿士、諸侯不享、王流于彘、」
- (7) 幽滅於戲 章注「幽、幽王、爲西戎所殺、戲、戲山、在西周也、」『史記』周本紀に「殺幽王驪山下」とあり、また潘安仁「西征賦」『文選』卷十に「軍敗戲水之上、身死驪山之北」と云い、『水經注』渭水注引く孟康も同説であるので、戲は水名とするのがよいようである。

- (8) 三后 誰を指すのか不明であるが、桀以前とすれば、堯・舜・禹か。ただしここでは、先王の典籍の意であり、特定する必要はないであろう。なお用例は、『左傳』昭公三十二年・『楚辭』離騷等に見える。
- (9) 伍舉 椒舉ともいう。『左傳』昭公四年「椒舉言於楚子(靈王)曰、臣聞、諸侯無歸、禮以爲歸、今君始得諸侯、其愼禮矣、」このほか、襄公二十六年・昭公元年および九年に登場する。
- (10) 左史倚相 『左傳』昭公十二年「左史倚相趨過、王曰、是良史也、子善視之、是能讀三墳五典八索九丘、」また『國語』楚語に見える。
- (11) 右尹子革 同右「右尹子革夕、王見之、去冠被、金鞭、與之語云、」また然丹・鄭丹の名で、襄公十九年・昭公四年・九年・十三年等に見える。
- (12) 白公子張 不明。
- (13) 靈王喪師 『春秋』昭公十三年經「夏四月、楚公子比自晉歸于楚、弑其君虔于乾谿、」『左傳』「公子比爲王、公子黑肱爲令尹、次于魚陂、公子棄疾爲司馬、先除王宮、使觀從從師于乾谿、而遂告之、且曰、先歸復所、後者劓、師及警梁而潰、」
- (14) 大叔儀 『左傳』襄公十四年「厚孫歸復命、語臧武仲曰、衛君其必歸乎、有大叔儀以守、有母弟鱄以出、或撫其內、或營其外、能無歸乎、」また世叔儀・大叔文子と稱し、襄公二十五年・二十六年・二十九年等に見える。
- (15) 公子鱄 獻公の母弟子鮮。『左傳』襄公二十六年「子鮮不獲命於敬姒、以公命與寧喜言曰、苟反、政由寧氏、祭則寡人、寧喜告遽伯玉、伯玉曰、緩不得聞君之出、敢聞其入、遂行、」また成公十四年・襄公十四年(前注参照)・二十七年に見える。
- (16) 蘧伯玉 『論語』我問篇「蘧伯玉使人於孔子、孔子與之坐而問焉、曰、夫子何爲、對曰、夫子欲寡其過而未能有也、使者出、使乎使乎、」同衛靈公篇「君子哉蘧伯玉、邦有道則仕、邦無道、則可卷而懷之、」『史記』仲伯弟子傳「孔子之所嚴事、……於衛蘧伯玉、於齊晏平仲、」

- 『左傳』では、襄公十四年・二十六年(前注参照)・二十九年(次注参照)に見える。
- (17) 史鮪 『左傳』襄公二十九年「(季札)適衛、說蘧瑗・史狗・史鮪・公叔發・公子朝、曰、衛多君子、未有患也、」また定公十三年にも見え、杜預は即ち史魚とする。史魚については『論語』衛靈公篇「子曰、直哉史魚、邦有道如矢、邦無道如矢、」
- (18) 獻公出奔 『春秋』襄公十四年經「夏四月、……己未、衛侯出奔齊、」『左傳』「公出奔齊、孫氏追之、敗公徒于河澤、」
- (19) 趙宣子 趙盾。『左傳』宣公二年「(九月)乙丑、趙穿殺靈公於桃園、宣子未出山而復、大史書曰、趙盾弑其君、以示於朝、宣子曰、不然、對曰、子爲正卿、亡不越竟、及不討賊、非子而誰、宣子曰、嗚呼、詩曰、我之懷矣、自貽伊戚、其我之謂矣、孔子曰、董狐、古之良史也、書法不隱、趙宣子、古之良大夫也、爲法受惡、惜也、越竟乃免、」『公羊傳』六年・『穀梁傳』にも同様の記述あり。趙盾は『左傳』で最も活躍する人物の一人で、この有名な條のほか十數回登場する。
- (20) 范武子 范會、字士會。隨會ともいう。『左傳』襄公二十七年「子木問於趙孟曰、范武子之德何如、對曰、夫子之家事治、言於晉國無隱情、其視史陳信於鬼神無愧辭、子木歸以語王、王曰、尙矣哉、能敬神人、宜其光輔五君以爲盟主也、」この人物も數多くあらわれている。
- (21) 太史董狐 注(19)参照。
- (22) 靈云被弑 注(19)参照。
- (23) 子家羈 務本篇注(39)および補注参照。
- (24) 叔孫婁 『左傳』昭公五年「昭子即位、朝其家衆曰、豎牛禍叔孫氏、使亂大從、殺適立庶、又披其邑、將以赦罪、罪莫大焉、必速殺之、……仲尼曰、叔孫昭子之不勞、不可能也、周任有言、曰、爲政者不賞私勞、不罰私怨、詩云、有覺德行、四國順之、」以下、没する二十五年に至るまで、たびたび賢人ぶりを發揮している。
- (25) 昭公野死 昭公は季氏を討とうして敗れ齊に逃れたが(二十五年經「九月己亥、公孫于齊、次于揚州、)、ついに歸國できず、乾侯で没

した(三十二年經「十有二月己未、公斃于乾侯、」)。「左傳」に「書曰公斃于乾侯、言失其所也」と云う。なお「野死」は、『禮記』祭法篇「舜勤衆事而野死、」

(26) 晏平仲 『論語』公治長篇「子曰、晏平仲善與人交、久而敬之、」

晏嬰が宰相として齊をよく治めたこと、および莊公・景公を教え諫めたことは『左傳』ならびに『晏子春秋』に詳しい。著名人であるので實例は省略する。

(27) 南史氏 『左傳』襄公二十五年「崔杼弑其君、崔子殺之、其弟嗣書、而死者二人、其弟又書、乃舍之、南史氏聞大史盡死、執簡以往、聞既書矣、乃還、」

莊公不免 同右「公問崔子、遂從姜氏、姜入于室、與崔子自側戶出、公拊楹而歌、侍人賈舉止衆從者而入、閉門、甲與、公登臺而請、弗許、請盟、弗許、請自刃於廟、弗許、……公踰牆、又射之、中股反隊、遂弑之、」

(28) 宮之奇 『左傳』僖公二年「晉荀息請以屈產之乘與垂棘之璧假道於虞以伐虢、公曰、是吾寶也、對曰、若得道於虞、猶外府也、公曰、宮之奇存焉、對曰、宮之奇之爲人也、懦而不能強諫、且少長於君、君暱之、雖諫、將不聽、乃使荀息假道於虞、……虞公許之、且請先伐虢、宮之奇諫、不聽、遂起師、」同五年「晉侯復假道於虞以伐虢、宮之奇諫曰、虢、虞之表也、虢亡、虞必從之、晉不可啓、寇不可翫、一之謂甚、其可再乎、諺所謂輔車相依、唇亡齒寒者、其虞虢之謂也、云云」

名また『戰國策』魏策三および秦策一・『說苑』尊賢篇等に見ゆ。

(29) 舟之僑 『左傳』閔公二年「春、虢公敗犬戎于渭汭、舟之僑曰、無德而祿、殃也、殃將至矣、遂奔晉、」事はまた『國語』晉語二や『戰國策』秦策一にも見えるが、かなり潤色が加えられている。

(30) 二公絶祀 『春秋』僖公五年經「冬、晉人執虞公、」『左傳』「冬十二月丙子朔、晉滅虢、虢公醜奔京師、師還、館于虞、遂襲虞滅之、執虞公及其大夫井伯、以勝秦穆姬、而修虞祀、且歸其職貢於王、故書曰晉人執虞公、罪虞、且言易也、」『公羊』『穀梁』には虞を非難する

評はないから、徐氏の立論が『左傳』によるものであることは明らかである。

(31) 世祿 『尚書』畢命「世祿之家、鮮克由禮、以蕩陵德、」『左傳』襄公二十四年「以豹所聞、此之謂世祿、非不朽也、」

齊桓公立稷下之官云云 桓公は宣王の誤り。『史記』田敬仲完世家「宣王喜文學游說之士、自如騶衍・淳于髡・田駢・接予・慎到・環淵之徒七十六人、皆賜列第爲上大夫、不治而議論、是以齊稷下學士復盛、且數百人、」『鹽鐵論』論儒篇「齊宣王褒儒增學、孟軻・淳于髡之徒、受上大夫之祿、不任職而論國事、蓋齊稷下先生、千有餘人、」

(32) 尊寵 『史記』孟子荀卿傳「齊王嘉之、自如淳于髡以下、皆命列大夫、爲開第康莊之衢、高門大屋、尊寵之、覽天下諸侯賓客、言齊能致天下賢士也、」

(33) 孟軻 同右「游事齊宣王、宣王不能用、適梁、」『孟子』公孫丑下篇「孟子爲卿於齊、」宣王との對話は梁惠王篇にある。

(34) 楚春申君 『史記』春申君傳「春申君既相楚、是時齊有孟嘗君、趙有平原君、魏有信陵君、方爭下士、招致賓客、以相傾奪、輔國持權、」

(35) 敬待 『後漢書』杜根傳「酒家知其賢、厚敬待之、」

(36) 豪傑 『孟子』滕文公上篇「彼所謂豪傑之士也、」『管子』七法篇「收天下之豪傑、有天下之駿雄、」

(37) 食客 『史記』孟嘗君傳「孟嘗君在薛、招致諸侯賓客、……以故傾天下之士、食客數千人、」

(38) 聘荀卿 『史記』孟子荀卿傳「荀卿乃適楚、而春申君以爲蘭陵令、劉向「荀子斂錄」「春申君使人聘孫卿、孫卿遣春申君書刺楚國、因爲歌賦以遺春申君、春申君恨、復固謝孫卿、孫卿乃行、復爲蘭陵令、」

黃歇避難 黃歇は春申君の姓名。「春申君傳」李園既入其女弟、立爲王后、子爲太子、恐春申君語泄而益驕、陰養死士、欲殺春申君以滅口、……楚考烈王卒、李園果先入、伏死士於棘門之內、春申君入棘門、園死士俠刺春申君、斬其頭投之棘門外、於是遂使吏盡滅春申君之家、」

- (42) 嘉肴 『禮記』學記篇「雖有嘉肴、弗食不知其旨也、」枚乘「七發」
「旨酒嘉肴、」(『文選』卷三四)
- (43) 庶羞 『儀禮』公食大夫禮「士羞庶羞、」『禮記』王制篇「庶羞不
醢牲、」『荀子』禮論篇「祭齊大羹、而餉庶羞、」
- (44) 百僚 『尚書』皋陶謨「百僚、師師、百工惟時、」(禮交篇に前出)
班固「西都賦」「左有庭中胡堂百寮之位、」(『文選』卷二)
- (45) 食祿 『論衡』量知篇「文史空胸、無仁義之學、居住食祿、終無以
效、所謂尸位素餐者也、」
- (46) 有馬必待乘之而後致遠 『周易』繫辭下傳「服牛乘馬、引重致遠、
以利天下、」『呂氏春秋』知度篇「致遠者託於驥、」『荀子』勸學篇
「假輿馬者、非利足也、而致千里、」
- (47) 王卒七萬 『周禮』夏官司馬序「凡制軍、萬有二千五百人為軍、王
六軍、」したがって王の士卒は七萬五千人となる。ここ七萬と云うは
概數を擧げたもの。
- (48) 輔佐 『荀子』君道篇「卿相輔佐、人主之基杖也、不可不早具也、」
『管子』君臣篇「下以義輔佐者、明君之道也、」
- (49) 六卿 周の六官、すなわち天官冢宰、地官司徒・春官宗伯・夏官司
馬・秋官司寇・冬官司空。
- (50) 舜有臣五人云云 『論語』泰伯篇「舜有臣五人而天下治、武王曰、
予有亂臣十人、」集解「孔安國曰、(五人)禹・稷・契・皋陶・伯益
也、(十人)謂周公旦・召公奭・太公望・畢公・榮公・太顛・闕天・
散宜生・南宮适也、其餘一人謂文母也、」『左傳』昭公二十四年「大
誓曰、紂有億兆夷人、亦有離德、余有亂臣十人、同心同德、」
- (51) 尙不能言 賢者に對して然るべきものいひもできない、の意か。あ
るいは、てんで話にならぬ、ともとれる。
- (52) 古義 『三國志』魏書・高貴鄉公紀「古義弘深、精問奧遠、非臣所
能詳盡、」
- (53) 聘求 『後漢書』郭伋傳「聘求耆德雄俊、設几杖之禮、朝夕與參政
事、」

- (54) 名儒 『漢書』劉向傳「是時、宣帝循武帝故事、招選名儒俊材置左
右、」
- (55) 術士 儒術の士。『史記』儒林傳「焚詩書、坑術士、六藝從此缺
焉、」
- (56) 政煩 『漢書』朱博傳「末俗之弊、政事煩多、」
- (57) 峻刑 『史記』商君傳「殘傷民以峻刑、」『漢書』谷永傳「峻刑重
賦、百姓愁怨、」
- (58) 莫敢不至 『後漢書』等に王莽を避けて隱棲した清廉の士がかなり
記されているから、史實から言えば、この表現は誇張である。
- (59) 虛名 『後漢書』逸民・周黨傳「不如臣言、伏虛妄之罪、而敢私竊
虛名、誇上求高、」他にも用例多い。
- (60) 拘係 『周易』隨卦上六「拘係之、乃從維之、」
- (61) 綸組 青い組ひも、綸綬に同じ。印もしくは佩玉をおびる。
- (62) 印佩 腰におびる官印。
- (63) 鉗鐵 鐵の首かせ。
- (64) 籠鳥檻獸 後世のものだが、白居易の「與(元)微之書」に「籠鳥檻
猿」という表現が見える。
- (65) 萬鍾之祿 『莊子』讓王篇「萬鍾之祿、吾知其富於屠羊之利也、」
『孟子』告子上篇「萬鍾則不辯禮義而受之、萬鍾於我何加焉、」なお
一鍾は六石四斗とされる。
- (66) 將何益哉 「はた何の益あらんや」と讀むも可。
- (67) 同衾 少しおくれるが張華「女史箴」(『文選』卷五六)に「出其言
善、千里應之、苟違斯義、則同衾以疑」とあり、李善注に典據として
この文章を引く。
- (68) 宗廟廢絕 『後漢書』光武帝紀「漢遭王莽、宗廟廢絕、」
- (69) 荀子曰云云 致士篇の文。
- (70) 伊尹在田畝之中云云 『孟子』萬章上篇「萬章問曰、人有言伊尹以
割烹要湯、有諸、孟子曰、否、不然、伊尹耕於有莘之野、而樂堯舜之
道、湯三使往聘之、吾聞其以堯舜之道要湯、未聞以割烹也、」伊尹が

鼎俎を負い湯に干めたことは、『史記』殷本紀・『墨子』非儒下篇・

『韓非子』難言篇・『呂氏春秋』本味篇等多く見えている。陳奇猷

『呂氏春秋校釋』は、『漢志』所載の「伊尹説」の説だとする。また

『陔餘叢考』卷四「伊尹割烹要湯」條参照。

(71)

太公避紂之惡云云

『孟子』離婁上篇「太公辟紂、居東海之濱、聞

文王作興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者、」『史記』齊世家「或曰、

太公博聞、紂無道、去之、游說諸侯、無所遇、而卒西歸周西伯、或曰、

呂尚處士、隱海濱、周西伯拘羑里、散宜生・闕天素知而招呂尚、呂尚

亦曰、吾聞西伯賢、又善養老、盍往焉、」先の審大臣篇の記述と合わ

ないが、行文の都合により兩説を並存させるのであろう。

(72)

甯戚如齊 審大臣篇注(28)参照。

(73)

百里奚入秦 『史記』商君傳「夫五殺大夫、荆之鄙人也、聞秦繆公

之賢、而願望見、行而無資、自粥於秦客、被髮食牛、期年繆公知之、

舉之牛口之下、而加之百姓之上、」『說苑』臣術篇「秦穆公使賈人載

鹽徵諸賈人、賈人買百里奚以五殺羊之皮、使將軍之秦、秦穆公觀鹽、

見百里奚牛肥曰、……穆公知其君子也、令有司具沐浴、爲衣冠與坐、

公大悅、」孟子は、伊尹の場合と同様、百里奚の身賣話を否定してい

る(萬章上篇)。また『史記』秦本紀にも百里奚と繆公のことがある

が、こことは合わぬようである。なお伊尹・甯戚・百里奚を列擧した

ものとして、『後漢書』蔡邕傳載する「釋誨」に「伊摯有負鼎之術、

仲尼設執鞭之言、甯子有清商之歌、百里有豢牛之事」とある。

(74)

范蠡如越 『史記』句踐世家正義引『會稽典錄』「范蠡、字少伯、

越之上將軍也、本是楚宛三戶人、佯狂獨儻負俗、文種爲宛令、遣吏謁

奉、吏還曰、范蠡本國狂人、生有此病、種笑曰、吾聞士有賢俊之姿、

必有佯狂之譏、内懷獨見之明、外有不知之毀、此非二三子之所知也、

駕車而往、云云」『史記』貨殖傳「昔者越王句踐困於會稽之上、乃用

(75)

樂毅遊燕 『史記』樂毅傳「聞燕昭王以子之之亂而齊大敗燕、燕昭

王怨齊、未嘗一日而忘報齊也、燕國小辟遠、力不能制、於是屈身下士、

先禮郭隗以招賢者、樂毅於是爲魏昭王使於燕、燕王以客禮待之、樂毅

(76)

辭讓、遂委質爲臣、燕昭王以爲亞卿、」

(77)

慎其威儀 法象篇注(3)参照。

(78)

無頗僻 『尚書』洪範「無偏無陂、遵王之義、」(釋文、陂舊本作

頗) 劉楨「贈徐幹詩」(日光) 皦皦高且懸、兼燭八紘内、物類無頗

偏、」(『文選』卷三三) 崔駰「太尉箴」「季世頗僻、禮用不匡、」(古

文苑) 卷十六・『藝文類聚』卷四六〇

(79)

獄無放殘 裁判に誤りやむごさがない。

(80)

惠澤 『漢書』馮異傳「循行郡縣、理冤結、布惠澤、」曹植「七啓」

第八首「惠澤播於黎苗、威靈震乎無外、」(『文選』卷三四)

(81)

得所 審大臣篇注(13)参照。

(82)

親戚 『左傳』昭公二十年「親戚爲戮、不可以莫之報也、」王引之

『經義述聞』(卷十九)はこの條に説をなし、諸例を引いて「親戚」

とは父母を謂うとする。梁氏は王説を援引した上、補充を加えている。

按ずるに、親戚は古え義多し。あるいは父母をいい、あるいは兄弟を

いい、あるいは内外親屬を汎稱す。ここはすなわち王・梁説のごとく

父母をいうか。

(83)

填箎 『荀子』樂論篇「填箎翁博、」『後漢書』明帝紀「帝自御

填箎和之、以娛嘉賓、」填は一に壘に作り、土を焼いて作った卵ほ

の大きな箎で六孔あり、叫ぶような音を出す。箎は竹の横箎で長さ

一尺四寸、八または七孔、嬰兒の啼く聲に似る。

(84)

導 『國語』周語上「爲川者決之使導、」注「導、通也、」

羸穢暴虐、馨香不登 同右「國之將亡、其君貪冒僻邪、淫佚荒怠、

羸穢暴虐、其政腥臊、馨香不登、」注「芳馨不上聞於神、神不饗也、

傳曰、黍稷非馨、明德惟馨、」

(86)

讒邪 『漢書』劉向傳「養不斷之慮者、來讒邪之口、」『後漢書』

朱浮傳「内聽驕婦之失計、外信讒邪之諛言、」

(87)

佞媚 『後漢書』五行志五「是時多用佞媚、故以爲瑞應、」

- (88) 殺戮不辜 『孟子』公孫丑上篇「行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲、」 『荀子』宥坐篇「不教其民而聽其訟、殺不辜也、」 『淮南子』本經訓「虐殺不辜、」 僞古文だが「大禹謨」に「與其殺不辜、寧失不經」とあるほか、用例はなお多い。
- (89) 刑罰濫書 『後漢書』史弼傳「若承望上司、誣陷良善、淫刑濫罰、以逞非理、」
- (90) 宮室崇侈 『左傳』昭公八年「今宮室崇侈、民力彫盡、」 『說苑』辨物篇同
- (91) 妻妾無度 妻妾を蓄えるに節度がない、の意。妻妾たちの振舞いにわきまえないの意ではない。なお「無度」は、『史記』秦始皇紀論「賦斂無度、」 『後漢書』章帝紀「今貴戚近親、奢縱無度、」など。
- (92) 撞鐘舞女 『左傳』昭公二十年「其適遇淫君、外内頗邪、……高臺深池、撞鐘舞女、」 『韓非子』說疑篇「爲人主者、誠明於臣之所言、則雖單戈馳聘、撞鐘舞女、國猶且存也、」
- (93) 淫樂 『左傳』昭公二十年「徵斂無度、宮室日更、淫樂不違、」 『漢書』外戚傳「以此日飲爲淫樂、不聽政、」 他にも用例多い。
- (94) 財力匱竭 『後漢書』明帝紀「財力盡於墳土、」 『墨子』非攻下篇「竭天下百姓之財用、」 なお「匱竭」は、『漢書』成帝紀「百姓罷極、天下匱竭、」 『說苑』反質篇「黔首匱竭、」
- (95) 凍餓 『淮南子』本經訓「凍餓飢寒、死者相枕席也、」 『孟子』梁惠王上篇「父母凍餓、兄弟妻子離散、」 他にも用例多い。
- (96) 死孳盈野 同右「民有飢色、野有餓殍、」

- (97) 自得 『史記』晏管傳「意氣揚揚自得、」
- (98) 震駭 『後漢書』郭伋傳「更始新立、三輔連被兵寇、百姓震駭、」 『三國志』魏書・荀彧傳「公破袁尚、禽審配、海內震駭、」
- (99) 狴犴 牢獄。『法言』吾子篇「劍客論曰、劍可以愛身、曰、狴犴使人多禮乎、」 『風俗通』窮通篇「內之狴犴、」
- (100) 滌滌 小便。校記(四十九)参照。
- (101) 從事舉錯 君主のやる事・振舞い。
- (102) 媼合 『漢書』元帝紀「媼合苟從、未肯極言、」 同賈山傳「道諛媼合苟容、」 『說苑』臣術篇「快主耳目、媼合苟容、與主爲樂、不顧其後害、如此者諛臣也、」
- (103) 立不易方 『周易』恆卦大象「君子以立不易方、」 『國語』周語中「官不易方、而財不匱竭、」
- (104) 枉道 『論語』微子篇「枉道而事人、何必去父母之邦、」
- (105) 不以樂生害仁 『論語』衛靈公篇「志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁、」
- (106) 搏執 校記(五十二)参照。
- (107) 不獲已 君子を得ることは結局できない、の意。下に續けて、「已むを獲ずして」と讀むのは不自然と思う。
- (108) 苟免 『禮記』曲禮上篇「臨難毋苟免、」 『後漢書』杜林傳「法防繁多、則苟免之行興、」
- (109) 詩曰云云 大雅・板の詩。

賞罰第十九

政之大綱有二。二者何也。^(三) 賞罰之謂也。人君明乎賞罰之道。則治不難矣。^(三) 夫賞罰者。不在乎必重。^(四) 而在於必行。必行則雖不

重而民勤。^(五)不行則雖重而民怠。^(六)故先王務賞罰之必行。^(七)書曰。爾無不信。朕不食言。爾不從誓言。^(八)予則孥戮汝。罔有攸赦。天生烝民。其性一也。刻肌虧體。所同惡也。被文垂藻。所同好也。此二者常存。而民不治其身。有由然也。當賞者不賞。當罰者不罰。夫當賞者不賞。則爲善者失其本望。而疑其所行。當罰者不罰。則爲惡者輕其國法。^(九)而怙其所守。苟如是也。雖日用斧鉞於市。而民不去惡也。曰錫爵祿於朝。而民不興善也。^(十)是以聖人不敢以親戚之恩而廢刑罰。不敢以怨讐之忿而廢慶賞。夫何故哉。將以有救也。故司馬法曰。賞罰不踰時。欲使民速見善惡之報也。踰時且猶不可。而況廢之者乎。賞罰不可以疎。亦不可以數。數則所及者多。疎則所漏者多。賞罰不可以重。亦不可以輕。賞輕則民不勸。罰輕則民亡懼。^(十一)賞重則民徼倖。罰重則民無聊。^(十二)故先王明恕以聽之。^(十三)思中以平之。而不失其節。^(十四)故書曰。罔非在中。察辭於差。夫賞罰之於萬民。猶轡策之於駟馬也。轡策不調。^(十五)非徒遲速之分也。至於覆車而摧轅。賞罰之不明也。則非徒治亂之分也。至於滅國而喪身。可不慎乎。^(十七)故詩云。執轡如組。兩驂如舞。言善御之可以爲國也。

校記

- (一) 治要無「二者何也」四字、
- (二) 御覽卷六三六引無「人」字、「乎」作「于」、
- (三) 治要·御覽並無「夫」字、
- (四) 治要「乎」作「於」、
- (五) 「勤」、胡本同、杜本·程本空格、何本不空、王本·子書本(百子本)作「戒」、治要·御覽並作「肅」、錢本據治要補肅字、按、王本作戒、蓋以臆妄補、不足據也、又按、治要·御覽不期而合、則似原作肅矣、然作勤亦與下文怠對而文義可通、今姑從舊、御覽「民」作「人」、梁氏云、「承唐人避太宗諱改、下同、」按、梁說是也、
- (六) 治要作「必不行也」、
- (七) 治要句末有「也」字、錢本據補、

(八) 御覽「爾」作「汝」、

(九) 「國」、底本作「綱」、諸本皆作國、治要亦同、按、綱法二字 語義不連、而且未見用例也、今據諸本改、

(十) 兩「也」字、胡本同、他本皆作「矣」、

(十一) 治要「廢」作「留」、梁氏云、「作留、於義不可通、錢本據治要改、非、作廢、文義自順、無煩改字、」按、梁說是也、

(十二) 治要無兩「民」字、「亡」作「不」、梁氏云、「據下文則民繳倖民無聊、皆有民字、文例乃合、治要避唐諱而略之也、」按、梁說非也、若避諱、則下二句亦當略民字、此偶落耳、

(十三) 諸本(除胡本)有注云、「一作不聊生、」

(十四) 原文「恕」作「庶」、「聽」作「德」、治要作恕(鈔本治要作怒、誤寫)作聽、錢本據改、梁氏云、「當據治要改、」按、錢校是也、今從而改、

(十五) 治要句末有「也」字、錢本據補、

(十六) 治要策下有「之」字、梁氏云、「有之字、與下文例合、」

(十七) 諸本(除胡本)疊「可不慎乎」四字、

賞罰第十九

政の大綱に二有り。二とは何ぞや。賞罰の謂なり。人君 賞罰の道に明らかなれば、則ち治難からず。夫れ賞罰なる者は、必ず重くするに在らずして、而して必ず行ふに在り。必ず行へば、則ち重からずと雖も民勤め、行はざれば、則ち重しと雖も民怠る。故に先王 賞罰の必ず行はるるに務む。書に曰く、「爾 信ぜざる無かれ。朕 言を食まず。爾 誓言に従はずんば、予 則ち汝を孥戮して赦す攸有る罔し」と。天の烝民を生ずる、其の性は一なり。肌を刻み体を虧くるは、同に悪む所なり。文を被 藻を垂るるは、同に好む所なり。此の二者は常に存するに、而して民の其の身を治めざるは、由有りて然るなり。当に賞すべき者賞せられず、当に罰すべき者罰せられざればなり。夫れ当に賞すべき者賞せられざれば、則ち善を為

す者 其の本望を失ひて其の行ふ所を疑ひ、当に罰すべき者罰せられざれば、則ち悪を為す者 其の國法を輕んじて其の守る所を怙む。苟くも是くの如くんば、曰び斧鉞を市に用ふと雖も、民 悪を去らざるなり。曰び爵禄を朝に錫ふと雖も、民善に興らず。是を以て聖人は敢へて親戚の恩を以て刑罰を廢せず、敢へて怨讐の忿を以て慶賞を廢せず。夫れ何の故ぞや。將に以て救ふこと有らんとすればなり。故に司馬法に曰く、「賞罰は時を踰えず。民をして速かに善惡の報いを見しめんと欲するなり」と。時を踰ゆるすら且つ猶ほ可ならず、而るを況んや之を廢する者をや。賞罰は以て疎にすべからず、亦た以て數しばすべからず。數しばすれば則ち及ぶ所の者多く、疎なれば則ち漏るる所の者多し。賞罰は以て重くすべからず、亦た以て軽くすべからず。賞輕ければ則ち民勸まず。罰輕ければ則ち民懼れ亡し。賞重ければ則ち民倖を徵め、罰重ければ則ち民無聊たり。故に先王 明恕して以て之を聽め、中を思ひて以て之を平らかにして其の節を失はず。故に書に曰く、「中に在るに非ざる罔し。辞を差へるに察せよ」と。夫れ賞罰の万民に於けるは、猶ほ轡策の駟馬に於けるがごときなり。轡策調はざれば、徒だに遲速の分かるるのみに非ず、車を覆し轆を摧くに至る。賞罰の明らかならざれば、則ち徒だに治乱の分かるるのみに非ず、國を滅し身を喪ふに至る。慎しまざるべけんや。故に詩に云ふ、「轡を執ること組めるが如く、両驂舞へるが如し」と。善御の以て國を為むべきを言ふなり。

注

(1) 大綱 『法言』先知篇「堯有天下、舉大綱命禹、」 『漢書』王吉傳

「夫婦、人倫大綱、天壽之萌也、」

(2) 二者何也、賞罰之謂也 『韓非子』二柄篇「明主之所導制其臣者、

二柄而已矣、二柄者刑德也、何謂刑德、曰、殺戮之謂刑、慶賞之謂德、」 『漢書』賈誼傳「若夫慶賞以勸善、刑罰以懲惡、先王執此之政、

堅如金石、行此之令、信如四時、據此之公、無私如天地耳、」 漢儒は大率徳刑並用を説くが、徳はあくまで徳治であつて慶賞のみを指すの

ではなく、しかも人民を教化可能とする點で儒家の域を出ない。徐幹が人民の利に趨る性質を利用して賞罰を政治の二大綱とするのは、明らかにより法家的である。もつとも後漢も末近くになると、王符『潜夫論』「徒懸重利、足以勸善、徒設嚴威、可以懲姦」(明忠篇)や崔寔『政論』「宜重賞深刑以御之、明著法術以檢之」(後漢書)崔寔傳)のように賞罰を統御の手段として重視する説が儒家の間に出てくるが、徐幹ではむしろ重賞重罰を戒め、ただ必行のみを求めるところにその特色がある。なお串田久治「徐幹の政論——賢人登用と賞罰——」

(愛媛大學法文學部論集文學科編「第十八號」参照。

- (3) 在於必行 『韓非子』内儲說上「二曰必罰明威、三曰信賞盡能、」
『漢書』藝文志「信賞必罰、以輔禮制、」 『潛夫論』明忠篇「法術明
而賞罰必者、雖無言語、而勢自治、法術不明而賞罰不必者、雖日號令、
然勢自亂、」
- (4) 書曰云云 商書・湯誓の文。
- (5) 天生烝民 『詩』大雅・烝民「天生烝民、有物有則、」 『荀子』榮
辱篇「夫天生烝民、有所以取之、」
- (6) 其性一也 『論語』陽貨篇「性相近也、習相遠也、」
- (7) 刻肌 『後漢書』梁統傳「三王有大辟刻肌之法、」
- (8) 垂藻 美しい裝飾物を身につける。藻には五色の玉の意味もあるが、
ここでは一般的な飾りとみてよからう。
- (9) 國法 『禮記』曾子問篇「是逆古之禮而亂國法也、」 『說苑』至公
篇「凡立廷理者、將以司犯王令而察觸國法也、」 『荀子』大略篇「國法
禁拾遺、」
- (10) 聖人不敢以親戚之恩而廢刑罰 いわゆる「大義滅親」(『左傳』隱公
四年)である。法家では君主の近親でも罪有れば罰すべきを説く。商
鞅が太子の師傳を刑した例はよく知られている。
- (11) 不敢以怨讐之忿而廢慶賞 『說苑』至公篇「當公法、則不阿親戚、
奉公舉賢、則不避仇讐、」 同篇にはその實例がいくつか載せられてい
る。
- (12) 司馬法曰云云 今本では「天子之義第二」に、「賞不踰時、欲民速

得爲善之利也、罰不遷列、欲民速觀爲不善之害也」とある。なお『漢
書』陳湯傳載する劉向の上疏に、「司馬法曰、軍賞不踰月、欲民速得
爲善之利也」とある。

- (13) 賞輕則民不勸 『潛夫論』三式篇「夫積怠之俗、賞不隆則善不勸、
罰不重則惡不懲、」
- (14) 微倖 『禮記』中庸篇「小人行險以徼幸、」 他に用例多い。
- (15) 民無聊 『漢書』元帝紀「東垂被虛耗之害、關中有無聊之民、非久
長之計也、」 陳琳「爲袁紹檄豫州」「兗豫有無聊之民、帝都有吁嗟之
怨、」(『文選』卷四四)
- (16) 明恕 『左傳』隱公三年「明恕而行、要之以禮、雖無有質、誰能問
之、」 隠しことをせず、誠實に對應すること。
- (17) 書曰云云 周書・呂刑の文。
- (18) 轡策 『韓非子』外儲說右下「恣欲於馬者、擅轡策之制也、」 『淮
南子』主術訓「爵祿者、人臣之轡銜也、」
- (19) 詩云云 鄭風・大叔于田の文。梁氏は、『韓詩外傳』卷二「夫闕土
殖殺者后稷也、……然而聖后者堯也、故有道以御之、身雖無能也、必
使能者爲己用也、無道以御之、彼雖多能、猶將無益於存亡矣、詩曰、
執轡如組、兩驂如舞、貴能御也」を引き、「偉長乃據韓詩爲說」と云
うが、内容的にみて直接的な典據ではあるまい。『新序』卷五にも、
「顏淵曰、臣以政知之、昔者舜工於使人、造父工於使馬、舜不窮於其
民、造父不盡其馬、是以舜無失民、造父無失馬、……詩曰云云、善御
之謂也」とあり、これは魯詩説と見なされる。

民數第二十

治平在庶功興。庶功興在均事役。均事役在民數周。民數周爲國之本也。故先王周知其萬民衆寡之數。乃分九職焉。九職既

分。則劬勞者可見。怠惰者可聞也。然而事役不均者。未之有也。事役既均。故民盡其心。而人竭其力。然而庶功不興者。未之有也。庶功既興。故國家殷富。大小不匱。百姓休和。下無怨疚焉。然而治不平者。未之有也。故曰。水有源。治有本。道者審乎本而已矣。周禮。孟冬。司寇獻民數於王。王拜而受之。^(四)登於天府。內史司會冢宰貳之。其重之如是也。今之爲政者。未知恤已矣。譬由無田而欲樹藝也。雖有良農。安所措其疆力乎。是以先王制六鄉六遂之法。所以維持其民而爲之綱目也。使其隣比相保相受。^(七)刑罰慶賞。相延相及。故出入存亡。臧否順逆。可得而知矣。如是姦無所竄。罪人斯得。迨及亂君之爲政也。戶口漏於國版。夫家脫於聯伍。避役者有之。^(九)棄捐者有之。浮食者有之。於是姦心競生。僞端並作矣。小則盜竊。大則攻劫。嚴刑峻法。不能救也。故民數者。庶事之所自出也。莫不取正焉。以分田里。以令貢賦。以造器用。^(十)以制祿食。以起田役。以作軍旅。國以之建典。家以之立度。五體用脩。九刑用措者。其惟審民數乎。

徐幹中論卷之下

校記

- (一) 諸本(除胡本)兩「均事役」並作「事役均」、
- (二) 底本無下「民數周」三字、胡本同、他本皆有三字、梁氏云、「案、應疊民數周三字、文義乃足、」按、梁說是也、今據諸本補、
- (三) 諸本(除胡本)有注云、「一作泉、」
- (四) 底本無「之」字、胡本同、他本皆有、周禮亦有、梁氏云、「兩京本誤、」今據諸本補、
- (五) 「疆」、何本·錢本·王本·子書本(百子本)同、胡本·杜本·黃本·程本作「疆」、梁氏云、「王本等是也、黃本·程本誤、」
- (六) 「鄉」、胡本·錢本同、他本皆作「卿」、梁氏云、「兩京本卿作鄉、誤、六卿、卽周禮之冢宰等六官、周制、天子於郊外置六遂云云」按、梁說非也、先王重民數、故制六鄉六遂之法、各置七萬五千家也、此專論所以周知民數之法、而不與六官關、下云隣比相保相受、正其證也、且六卿與六遂、事不相類、常見言六鄉六遂、而未嘗見六卿六遂並舉者也、今從舊、

(七) 杜本「隣」作「鄰」、

(八) 原文「受」作「愛」、札遼云、「案、此用周禮大司徒及族師兩職之文、愛當作受、前謹交篇云、五比爲閭、使之相愛、愛亦當作受、受愛憂、並形近而誤、」按、孫說是也(但謂憂當作受、則未可遽從)、今從孫說改、

(九) 諸本(除胡本)有注云、「一作通逃者有之、」

(十) 杜本「器」誤「罷」、梁氏云、「作器是也、」

民数第二十

治平は庶功の興るに在り、庶功の興るは事役を均しくするに在り、事役を均しくするは民数の周なるに在り。民数 周なるは、国を為むるの本なり。故に先王 其の万民衆寡の数を周知し、乃ち九職を分つ。九職既に分たるれば、則ち劬勞する者見るべく、怠惰なる者聞くべきなり。然り而して事役均しからざる者は未だ之有らざるなり。事役既に均し、故に民 其の心を尽くし、人 其の力を竭くす。然り而して庶功興らざる者は未だ之有らざるなり。庶功既に興る、故に国家殷富にして大小賈しからず、百姓休和し、下 怨疚無し。然り而して治 平ならざる者は未だ之有らざるなり。故に曰く、水に源有り、治に本有り、と。道とは本を審かにするのみ。周礼に、「孟冬、司寇 民数を王に献じ、王拝して之を受け、天府に登せ、内史・司会・冢宰 之を式にす」と。其の之を重んずることは是くの如きなり。今の政を為す者、未だ恤みるを知らざるのみ。譬へば由ほ田無くして樹芸せんと欲するがごとし。良農有りと雖も、安くに其の疆力を措く所あらんや。是を以て先王 六郷六遂の法を制す、其の民を維持し、之が綱目を為す所以なり。其の隣比をして相保ち相受け、刑罰慶賞、相延き相及ばしむ。故に出入存亡、臧否順逆、得て知るべし。是くの如くんば、姦 竄るる所無く、罪人斯に得。乱君の政を為すに追及びてや、戸口 国版に漏れ、夫家 聯伍に脱し、役を避くる者之有り、棄捐せらるる者之有り、浮食する者之有り。是に於て姦心競ひ生じ、偽端並び作れり。小は則ち盜窃、大は則ち攻劫、嚴刑峻法も救ふ能はざるなり。故に民数なる者は、庶事の自りて出づる所なり。正を取らざること莫し。以て田里を分ち、以て貢賦を令し、以て器用を造し、以て禄食を制

し、以て田役を起こし、以て軍旅を作こす。国は之を以て典を建て、家は之を以て度を立つ。五礼用て脩まり、九刑用て措くは、其れ惟だ民数を審かにすることか。

注

- (1) 民數 『周禮』地官・大司徒「掌建邦之土地之圖與其人民之數、以佐王安擾邦國、」同春官・天府「若祭天之司民司祿、而獻民數穀數、則受而藏之、」『白虎通』攻黜篇「戶所以紀民數也、」
- (2) 治平 『漢書』王嘉傳「孝宣皇帝、賞罰信明、施予有節、記人之功、忽於小過、以致治平、」『論衡』氣壽篇「氣和爲治平、」
- (3) 庶功 『淮南子』主術訓「姦邪滅迹、庶功日進、」
- (4) 事役 工役、役事。『周禮』地官・鄉師「以攷司空之辟、以逆其役事、」
- (5) 周 あまねし、あるいは密なり。すなわち民の人口・構成を正確に把握すること。
- (6) 周知 『周禮』地官・大司徒「以天下土地之圖、周知九州之地域、廣輪之數、」
- (7) 衆寡 『周禮』地官・小司徒「乃頒比法六鄉之大夫、使各登其鄉之衆寡六畜車輦、」また注(27)を見よ。
- (8) 九職 『周禮』天官・大宰「以九職任萬民、一曰三農、生九穀、二曰園圃、毓草木、三曰虞衡、作山澤之材、四曰藪牧、養蕃鳥獸、五曰百工、飭化八材、六曰商賈、阜通貨賄、七曰嬪婦、化治絲枲、八曰臣妾、聚斂疏材、九曰閒民、無常職、轉移執事、」なお「分職」は同じく天官敘に、「體國經野、設官分職、以爲民極、」
- (9) 勛勞 『詩』小雅・蓼莪「哀哀父母、生我勛勞、」同鴻鴈「之子于征、勛勞于野、」他にも用例多い。
- (10) 然而 そうなっておお。
- (11) 盡其心 『孟子』梁惠王上篇「寡人之於國也、盡心焉耳矣、」

- (12) 竭其力 『論語』學而篇「事父母能竭其力、」『禮記』燕義篇「臣下竭力盡能、以立功於國、」なお「盡心竭力」は成語として常用される。
- (13) 殷富 『毛詩』邶風・定之方中序「百姓悅之、國家殷富焉、」『史記』孝文紀「海內殷富、興於禮義、」『後漢書』明帝紀「百姓殷富、」
- (14) 百姓休和 『左傳』襄公十三年「一人刑善、百姓休和、」
- (15) 周禮云云 秋官・小司寇「及大比、登民數、自生齒以上、登于天府、內史・司會・冢宰貳之、以制圖用、……孟冬、祀司民、獻民數於王、王拜受之、以圖國用而進退之、」
- (16) 未知恤已矣 少し讀みにくい、民數にまるで關心がない、の意か。串田氏は、「ところが當今の爲政者はその事實に目をつぶり、民數を調べて戸籍を手順をふまずに國家の繁榮を求めると敷衍される(前掲論文一一五頁)。
- (17) 樹藝 『周禮』地官・大司徒「辨十有二壤之物、而知其種、以教稼穡樹藝、」『孟子』滕文公上篇「樹藝五穀、」
- (18) 安所措其疆力乎 「安所に其の疆力を措かんや」と訓ずるも可。
- (19) 六郷 周の行政区劃制で王畿五十里より百里内の近郊を郷といい、六郷に分つ。一郷一萬二千五百家で、計七萬五千家。各郷は郷大夫(卿)が掌り、大司徒が總括する。注(22)参照。
- (20) 六遂 百里以遠の地(野)で、計七萬五千家。遂人が掌る。『周禮』地官・遂人「五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄩、五鄩爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂、」
- (21) 維持 維も亦た持なり。ささえる。意外だが、以前に用例が見あたらない。

- (22) 相保相受 『周禮』地官・大司徒「令五家爲比、使之相保、五比爲閭、使之相受、四閭爲族、使之相葬、五族爲黨、使之相救、五黨爲州、使之相調、五州爲鄉、使之相賓、」同族師「五家爲比、十家爲聯、五人爲伍、十人爲聯、四閭爲族、八閭爲聯、使之相保相受、刑罰慶賞、相及相共、以受邦職、以役國事、以相葬埋、」
- (23) 刑罰慶賞、相延相及 前注參照。
- (24) 亂君 『荀子』修身篇「事亂君而通、不如事窮君而順焉、」
- (25) 戶口 『史記』高祖功臣表「故大城名都散亡戶口、可得而數者、十二三、」 『後漢書』光武帝紀「戶口耗少、」
- (26) 國版 國の戶籍。『周禮』宮伯注「版、名籍也、」
- (27) 夫家 『周禮』地官・鄉大夫「以歲時登其夫家之衆寡、辨其可任者、」この文は譚交篇に前出。同鄉師「以時稽其夫家衆寡、辨其老幼貴賤廢疾馬牛之物、」同遂人「以歲時登其夫家之衆寡、及其六畜車輦、」
- (28) 聯伍 注(22)參照。
- (29) 棄捐 『戰國策』秦策五「少棄捐在外、嘗無師傳所教學、」同劉向序「孟子荀卿儒術之士、棄捐於世、」
- (30) 浮食 『史記』平準書「浮食奇民、欲擅管山海之貨、以致富羨、」 『漢書』溝洫志「亦可以事諸浮食無產業民、」
- (31) 姦心 『漢書』諸侯王表「(王莽)亡所忌憚、生其姦心、」
- (32) 攻劫 『後漢書』光武帝紀「攻劫在所、害殺長吏、」
- (33) 嚴刑峻法 『漢書』丙吉傳「吉扞拒大難、不避嚴刑峻法、」 『論衡』非韓篇「不言明王之嚴刑峻法、而云求奸而誅之、」
- (34) 庶事 『尚書』皋陶謨(益稷)「股肱良哉、庶事康哉、」 審大臣篇に前出。
- (35) 以分田里 『周禮』遂人「以歲時稽其人民、而授之田野、簡其兵器、教之稼穡、……辨其野之土、上地中地地下地、以頒田里、上地夫一廛、田百畝、萊五十畝、餘夫亦如之、云云」また載師に「以廩里任國中之地、以場圃任園地、以宅田士田賣田任近郊之地、以官田牛田賣田牧

- 田任遠郊之地云云」とあり、その注に田制が詳細に説かれている。なお「田里」は百畝の田と五畝の宅とされ、他に『孟子』盡心上篇に「制其田里、教之樹畜」とある。
- (36) 以令貢賦 『周禮』小司徒「乃會萬民之卒伍而用之、五人爲伍、五伍爲兩、……五旅爲師、五師爲軍、以起軍旅、以作田役、以比追胥、以令貢賦、」又「乃經土地而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、……四縣爲都、以任地事、而令貢賦、」なお後者は、いわゆる井田制である。
- (37) 器用 『左傳』隱公五年「其材不足以備器用、」同十一年「器用財賄、無實於許、」
- (38) 祿食 『漢書』食貨志「百官祿食庶事之費、」
- (39) 以起田役、以作軍旅 注(36)參照。
- (40) 典 『周禮』天官・大宰「掌建邦之六典、以佐王治邦國、」 『左傳』文公六年「宣子於是乎爲國政、制事典、」
- (41) 五禮 『周禮』大司徒「以五禮防萬民之僞、而教之中、」同保氏「教之六藝、一曰五禮、」注はともに吉・凶・賓・軍・嘉の五とする。また『尚書』堯典(舜典)に「修五禮」とあり、馬融は吉禮以下の五とする。皋陶謨にも「五禮」の語が見えるが、内容は別物とされる。いづれにしても、ここでは『周禮』を意識しているとみてよいであろう。
- (42) 九刑 『左傳』昭公六年「周有亂政、而作九刑、」杜注は「刑書」の名とするが、『漢書』刑法志の同文の韋昭注「正刑五(墨・劓・剕・宮・大辟)及流・贖・鞭・扑也」がまさるであろう。
- (43) 措 『史記』周本紀「成康之際、天下安寧、刑錯四十餘年不用、」 『漢書』文帝紀贊「斷獄數百、幾致刑措、」同王莽傳「周有刑錯之功、」他に同じく刑法志・嚴安傳・王吉傳などに「刑錯」の語が見える。

(了)

あとがき

長期にわたる執筆のため、注の重複や書法の不統一など、非常に体裁の悪いものになったことを読者にお詫びする。また既刊の（上）（中）では、気をつけたにもかかわらず、かなり多くの誤記・誤植を犯してしまった。本来ならば詳しい正誤表をつけるべきであるが、大半はすぐ気づかれるものであり、また煩雑にもなるので、根本的改正は将来に期し、いまは主要なもの訂正のみ、左に掲げておく。

（上）

解題、頁二行一、馬援 ↓ 王昶

序、頁九行七、深奥廣深 ↓ 深奥廣遠

（中）

殿辯、頁八三行九、故に言ふ、拙なくして而も弁なる者有り ↓ 故に言拙なくして而も弁なる者有り

爵祿、頁九六 校記（十）削除

〔附記〕

脱稿後、臺灣中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館において、同館所蔵の黄紋本を実見する機会を得た。その結果、杜本が黄本の極めて忠実な覆刻本であることが判明した。行款は同じで、字体も非常に類似している。したがって本文も、夾注を含めて完全に同一である。（ただ一箇所、杜本の誤刻がある。）よって、解題で、杜思が本文を校訂したのであるかと推測したのは誤りで、全て黄紋の校訂に係るものということになり、また胡本以外の諸本は全て黄本より由来することとなる。いま余白を借りて訂正しておく。